

令和7年第4回定例会

九十九里町議会会議録

令和7年12月4日開会

令和7年12月9日閉会

九十九里町議会

令和7年第4回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	11
古川 徹 君	11
松井 由美子 君	25
善塔 道代 君	38
原田 教光 君	54
○散会の宣告	68

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69

○職務のため出席した者の職氏名	7 0
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○一般質問	7 1
阿 井 賢 一 君	7 1
西 村 み ほ 君	7 8
谷 川 優 子 君	8 7
細 田 一 男 君	9 8
○休会の件	1 0 7
○散会の宣告	1 0 7

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	1 0 9
○出席議員	1 1 0
○欠席議員	1 1 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 0
○開議の宣告	1 1 2
○議事日程の報告	1 1 2
○諸般の報告	1 1 2
○議案第1号から議案第6号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
・ 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算(第4号)	
・ 議案第2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
・ 議案第3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
・ 議案第4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
・ 議案第5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	
・ 議案第6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
・ 議案第7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	

○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 9
・議案第 8 号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 0
・議案第 9 号 契約の締結について	
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 1
・議案第 10 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 2
・議案第 11 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求め ることについて	
○議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 3
・議案第 12 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千 葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	
○議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 4
・議案第 13 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定 めることについて	
○陳情第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 5
・陳情第 2 号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求め る意見書提出を求める陳情書	
○陳情第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 7
・陳情第 3 号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書	
○陳情第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 8
・陳情第 4 号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を 踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護す る為の措置を求める陳情	
○閉会の宣告……………	1 4 2
○署名議員……………	1 4 3

令和7年第4回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月11日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和7年12月4日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和7年第4回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月4日（木曜日）

令和7年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月4日（木）午前9時35分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君

農林水産課 農村整備係 まちづくり 課長	鎗田秀樹君	商工観光課長	古関保君
ガス課長	木原隆行君	会計管理者	古川紀行君
教育委員会 事務局主幹	麻生雅弘君	教育委員会 事務局局長	鶴岡正美君
	中村勝君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鎗田貴賜君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時35分

○議 長（鍵田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和7年第4回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（鍵田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（鍵田貴俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 松 井 由美子 君

11番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（鍵田貴俊君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（鍵田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（鍵田貴俊君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より、議案第1号から議案第13号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日まで受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、総務

経済常任委員会、文教民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、浅岡厚君であります。また、町長より、本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和7年度第2回定期監査が11月4日、5日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（鏑田貴俊君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回九十九里町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

このほど秋の叙勲が発表され、本町からは、元九十九里町消防団副団長、鈴木啓司様が瑞宝単光章を受章されました。

また、千葉県文化の日表彰におかれましても、元九十九里町議会議長、佐久間一夫様が地方自治功労を、山武郡市医師会会長、古川洋一郎様が健康福祉功労をそれぞれ受賞されました。

ここに、栄えある章を受章されました3名の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

次に、物価高対策についてですが、国の総合経済対策の一環として、地方公共団体に物価高騰対応重点支援地方交付金が交付されることとなりました。

町といたしましても、この交付金を活用して、町民の皆様や事業者への支援が速やかに取り組めるよう、現在、事業の検討を進めております。町に交付される金額等、国から詳細が示され次第、補正予算案を編成し、議会にお諮りいたしますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

さて、早いもので、今年も残すところあと一月足らずとなりました。

私が町長に就任してから今日までの約2年間、「みんなで考え、みんなで行動、みんなで

創る九十九里」をスローガンに、子育て世帯の負担を軽減するための小・中学校の給食費完全無償化や児童通学用かばん、生徒通学用バッグの支給、幼児教育の一環として、こども園における英語教室や体操教室、また、中学生の英語力及び学習意欲の向上目的に、英語検定料の補助など独自教育を実施、行政手続においては、住民の利便性の向上を図るためのLINE町役場の導入など、様々な事業を展開してまいりました。

今後も町の持続可能な発展を確保するため、空き家・空き地バンク等の移住・定住促進施策として、通学定期券購入費用の一部補助、高齢者の外出支援としてタクシー利用助成事業など実施してまいります。さらには、町の活性化のため、九十九里浜を生かした通年型の観光振興事業等にも重点的に取り組んでまいります。

しかしながら、いまだ課題は山積しており、人口減少対策は、今後も特に力を入れて取り組むべき課題に変わりはありません。

また、統合小学校の建設、清掃組合の新ごみ処理施設の整備、役場新庁舎建設など大型事業も計画されており、依然として、財政運営は厳しい状況ではありますが、皆様の御協力をいただきながら、誠心誠意努めてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年第3回町議会以降の主な事業について御報告いたします。

9月27日には、九十九里小学校の運動会が開催されました。「心をもやせ 勝利への道」をスローガンに白熱した競技が展開され、元気いっぱい、笑顔あふれる児童の姿に感動いたしました。

9月28日には、秋の町内一斉清掃を実施いたしました。地域の美化推進は、町民の皆様の御協力のたまものであります。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において率先して御参加いただきましたことに改めてお礼申し上げますとともに、今後も環境美化推進に御協力をお願い申し上げます。

10月7日には、日本の漁港視察として、台湾の基隆市より市長をはじめとする御一行が片貝漁港などを視察、また、11月14日には、ワイン発祥の地、ジョージア国特命全権大使やジョージアリゾート開発庁長官が表敬訪問していただき、町内を視察されました。これを機に、本町の農林水産業が世界の国と連携できることを期待しております。

10月12日には、町敬老会が開催され、町に住むお年寄りの健康長寿を祝うとともに、楽しい催物で会場はたくさんの笑顔があふれておりました。また、片貝中央海岸において、ビーチライフ in 九十九里町2025を開催し、様々なスポーツイベントが展開されました。特に、

日本で唯一のビーチクロス国際大会に片山右京氏も参加するなど、プロ選手の疾走に多くの歓声が上がっております。訪れた2,000人近くの人々に九十九里町の魅力を体感していただけたことと思います。

10月19日には、第10回九十九里はまぐりマラソンが開催されました。砂浜をコースとして実施される本大会には、約300人を超える参加者の皆さんにお越しいただき、改めて九十九里浜の魅力を感じていただくことができたと思います。大会実行委員会の皆様に改めて感謝申し上げます。

10月26日には、町民文化祭の芸能発表会が開催され、大正琴やコーラスなど、日頃の活動成果が披露されました。

11月1日から3日には、町民文化祭、生涯学習推進大会、産業まつり、健康まつり、福祉まつりが開催されました。各種無料配布や地元の特産品の販売などにより、多くの来場者でにぎわい、九十九里町の魅力を多方面に発信できました。また、林家木久蔵氏の講演等により、笑顔があふれる1日となりました。

11月9日には、友好姉妹都市であります富山県上市町のつるぎフェスティバル in かみいち2025に議長、副議長並びに町商工会女性部と共に参加し、焼きハマグリ100kgやイワシの丸干し2,600匹を炭火で焼き、無料で配布しました。この交流事業で、九十九里町の魅力を発信するとともに、両町の親交をより一層深めてまいりました。

11月10日には、37回目となる若い芽のジョイントコンサートが九十九里中学校で開催されました。今回は、町制施行70周年記念として、「NHKこども音楽クラブ N響が九十九里町にやってきた」と題し、NHK交響楽団にも御参加いただき、小学校の児童と中学校の生徒が音楽を通して交流を図ることができ、笑顔あふれるコンサートとなりました。

次に今後の予定となりますが、12月7日には、町立3小学校を統合する再編計画に基づき、学校建設基本設計案を策定いたしましたので、その設計の内容について、町民の皆様への説明会を町中央公民館で開催いたします。児童・生徒数が年々減少しており、学校の小規模化による教育環境を改善するためでございますので、多くの住民の皆様の御参加をお願い申し上げます。

12月28日から30日にかけて、消防団による歳末特別警戒が実施されます。消防団員の皆様におかれましては御多用のことと存じますが、全ての町民が笑顔で新年を迎えられるよう御協力をお願い申し上げます。

新年を迎えた1月1日には、片貝中央海岸において、観光協会主催による元旦祭が開催さ

れます。太平洋から昇る初日の出を目当てに、多くの来遊客が見込まれます。明るい未来が期待できるようなすばらしい元旦となることを切に望んでおります。

1月11日には、九十九里町成人式～はたちのつどい～を実行委員会の御尽力により開催いたします。今年度二十歳を迎える116名の門出をお祝いする予定としております。

1月18日には、九十九里町消防出初式を挙行し、消防活動に尽力された団員や関係者の表彰を行います。

2月22日には、2026東金・九十九里波乗りハーフマラソンが開催されます。「波に乗って、非日常を走ろう！」をキャッチフレーズに、大会ゲストとして、アテネ世界選手権において、女子トラック長距離種目、日本初となる1万m銅メダリストの千葉真子さんをお招きし、九十九里有料道路などをコースとして、最大3,600名のランナーを迎え入れる予定であります。

また、本マラソンは、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が指定する全国ランニング大会100選に選出されております。より多くの参加者が訪れ、本町の魅力を肌で感じていただける機会になることを望みます。

今後予定されている各事業におきましては、詳細が決まり次第お知らせいたしますが、実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,678万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ71億7,965万5,000円とするものです。また、町長公用車借上料、広報くじゅうくり作成業務委託料、戸籍システム標準化導入委託料の債務負担行為を設定するものです。

議案第2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,008万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ19億6,642万6,000円とするものです。

議案第3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億9,018万3,000円とするものです。

議案第4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,354万円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億3,073万5,000円とするものです。

議案第5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）でございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入に132万5,000円を、収益的支出に132万5,000円を増額するものです。

議案第6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）でございますが、既定のガス事業会計予算第4条に定めた資本的支出に528万円を増額するものです。

なお、補正予算の詳細につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、国の法令等において、デジタル技術の活用を妨げる社会制度やルールの見直しが完了したことに伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第8号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町議会議員及び町長選挙における費用の範囲が一部拡大されましたので、本条例の一部を改正するものです。

議案第9号 契約の締結についてでございますが、令和7年11月17日に制限付き一般競争入札に付した道路メンテナンス事業浜川4号橋補修工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和8年1月30日をもって任期満了となります齊藤重晴氏の後任として、九十九里町真亀在住の阿部鐵則氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和8年1月30日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の大池久男氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組規約の変更に係る協議についてでございますが、構成団体のうち3団体の解散による減少と共同処理している事務の廃止に伴い、同組規約に変更が生じることから、地方自治法第286条第1項

により、関係地方公共団体と協議し、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてでございますが、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（鍵田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は10時15分です。

（午前 9時59分）

○議 長（鍵田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

◎日程第5 一般質問

○議 長（鍵田貴俊君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、古川徹君。

（9番 古川 徹君 登壇）

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

皆さん、改めまして、おはようございます。

議長の承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

まずもって、先日誕生した日本国初の女性総理大臣に御就任をされました高市総理大臣に心からお祝いとお喜びを申し上げますとともに、国内外における諸問題の解決に向け、最大限の御尽力をいただけるよう御期待をいたしております。

また、さきに開催されたビーチライフ in 九十九里町や敬老会、そして産業まつりと、関

係者皆様方や、そしてボランティア精神を持って活動してくれた職員の皆様方の御尽力により、盛大に開催されましたことに心から感謝を申し上げます。おかげさまで町民の皆様方や、町外の方々とも触れ合いながら、楽しい思い出づくりができました。

さて、最近では、季節の変わり目が著しく変化してきているように感じます。一月前までは、猛暑の毎日で、汗だくで仕事をしていて厳しい日々を送っていたのが、一気に寒さを感じる季節となり、四季折々の季節が肌で感じられなくなるのは、身体にも非常に負担がかかるものでございます。昔ながらのことわざで、暑さ寒さも彼岸までと言われてきましたが、そのことわざが失われつつあります。

このような異常気象の温床には、地球温暖化によることと懸念をされておりますが、人間活動による石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料を燃焼させることで、大量の二酸化炭素が発生し、地球を覆う温室効果ガスとなって、太陽の熱が封じ込められ、いわゆる温室効果ガス、二酸化炭素、CO₂の排出が最大の原因と言われております。身近なもので言えば、家電、電化製品のテレビや冷蔵庫、エアコン、照明器具などの長時間利用なども値すると思えますが、できる限り抑制して使用しても、今現在の異常気象では限界があります。

それらの一つの解消策として考えられるのは、自然エネルギーの活用であると思えます。

国連環境計画（UNEP）は、2024年、世界の温室効果ガス排出量は、前年度より2.3%増えて過去最多となり、パリ協定においても、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えると言われていた目標達成にも程遠く、対策強化をしない限り、2050年頃の夏には、気温が45℃から47℃を超える猛暑も示唆されております。国も、2050年までに、地球温暖化防止策として海洋再生可能エネルギー発電を推進して、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すと言われております。国、県、町にとって、効果が期待できることは積極的に取り組んで、人類が自然豊かな四季折々の季節を感じるができる自然環境づくりに貢献していかなければなりません。

そこで、今議会に取り上げた大項目1点目ではありますが、（仮称）九十九里沖洋上風力発電について。

小項目①の、国から有望区域の指定が示され、促進区域の指定に向けた協議会設置の進捗状況はどうか。

②協議会が設置された後には、スケジュールはどう進められるのか。

③洋上風力発電事業による漁業振興策や地域共生振興策はどう期待できるものなのか。

④町は、洋上風力発電事業に関わる事業の中で、負担や有害となる問題などはないのかを

お聞きします。

次に、役場本庁舎は築57年が経過しており、14年前に発生した悲劇的自然災害、東日本大震災の後に、耐震の問題は大丈夫なのか懸念し、一般質問で取り上げ、お聞きしたところ、震度5強以上で強い異常な揺れ方をした場合には崩壊のおそれがあるとの診断結果をお聞きしております。耐震の問題だけではなく、老朽化で修繕箇所も増えており、今後の維持管理費もかさんでくることだと思います。

お聞きしますが、大項目2点目の役場本庁舎建設について。

①令和6年度中に本庁舎建設、新庁舎建設のスケジュールを作成すると前の質問でお聞きしているので、どのようなスケジュールで進められるのか、お聞かせください。

②本庁舎は建設から57年が経過、今ほど少し触れましたが、14年前からかなり時間も経過しておりますが、老朽化や耐震の問題はどうされていくのか、お聞かせください。

③本庁舎は、災害対策本部設置施設となりますが、万が一の対応についてはどう考えているのか。

本庁舎をどう考えていくのか、お聞きしてまいりますので、明解な御答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

この席をお借りして申し上げさせてもらいたいんですが、私最大の親友、農林水産課長である川島常嗣が他界されました。心より謹んでお悔やみを申し上げますとともに、哀悼の意を表しまして、登壇の御挨拶とさせていただきます。

○議 長（鍵田貴俊君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業についての御質問にお答えいたします。

1点目の、国から有望区域と示され、促進区域の指定に向けた協議会設置の進捗状況はどの御質問ですが、九十九里沖は、洋上風力発電事業を実施する区域である促進区域の候補地として、令和4年9月30日に国から有望区域に指定されておりますが、いまだ協議会の設置には至っておりません。町といたしましては、促進区域の指定に向け、県に対し、協議会の早期設置に向けての働きかけ、並びに組織体制の準備を行っております。

2点目の、協議会が設置された後には、スケジュールはどう進められるのかとの御質問ですが、協議会設置後は、協議会が開催され、協議会による取りまとめが行われます。その後、

第三者委員会の意見聴取を経て、促進区域の指定となります。促進区域指定後は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）へのパブリックコメントを経て、事業公募が開始され、事業者が選定されます。事業者選定から運転開始までは、おおむね5年の期間を要すると伺っております。町といたしましては、国、県と協力しながら、地域の意見を反映できるよう取り組んでまいります。

3点目の、洋上風力事業による漁業振興策や地域共生振興策はどの御質問ですが、漁業振興策として、水産資源の管理や漁場の環境保全、漁業者確保・担い手の育成など、また、地域振興策といたしましては、地消電力の活用や関連会社の誘致、地元雇用の創出、観光・環境教育での利活用などが考えられます。町といたしましては、洋上風力発電事業による地域振興を進めてまいります。

4点目の、町は洋上風力発電事業に関わる事業の中で、負担と有害となる問題等はないのかとの御質問ですが、洋上風力発電に関わるものは事業者が負担する計画となっており、町に直接的な負担はないものと思われまます。また、特に有害となる問題につきましてもないものと思われまます。

次に、役場「本庁舎」建設についての御質問にお答えいたします。

1点目の、令和6年度中に本庁舎建設のスケジュールを作成すると聞いておるがどうかとの御質問ですが、令和3年2月に開催された議会全員協議会において、新庁舎の竣工を令和12年と仮定したスケジュール案を作成し、御説明させていただきました経過がございますが、学校施設建設事業が計画され、その事業の実施時期が令和12年頃であることから、庁舎建設につきましましては、財政面から、実施時期が重複しないよう配慮する必要が生じたところでございます。現在、本町におきましては、学校施設建設事業のほか、新ごみ処理施設整備事業の実施に伴い、今後5年間で多額の財政負担が見込まれます。このことから、庁舎建設事業につきましましては、本町の財政状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の見直しを実施しながら進めてまいります。

2点目の、本庁舎は建設から57年が経過し、老朽化や耐震の問題はどの御質問ですが、庁舎につきましましては、昭和43年11月の竣工から57年が経過しておりますが、外観検査においては、壁のひび割れ、剝離が全体的に少ない状況であることから、必要なメンテナンスの実施により、その機能を維持しているところでございます。

一方、庁舎の耐震につきましましては、耐震診断の結果から、建物の強度等の総合的な耐震性を示すI S値につきましましては、国土交通省が定める一般的な鉄筋コンクリート造建物等の基

準値0.6に対し、1階から3階までの平均値が0.53で、建物の粘り強さやその形状からの耐震性能を示すCTU・SD値につきましては、その基準値0.45に対し、判定結果0.55でございます。また、コンクリートの圧縮強度につきましても、各階のコンクリートには十分な強度がある状況でございます。

3点目の、本庁舎は災害対策本部設置施設となるが、どう考えているのかとの御質問ですが、災害拠点として求められる耐震強度の基準はIS値0.9以上に対し、基準値を満たしていない状況でございますので、本庁舎が倒壊または倒壊のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する必要があります。町の地域防災計画では、災害対策本部の設置・廃止基準を定めており、役場庁舎が使用できない場合は、中央公民館に設置するとしております。さらに中央公民館も使用できない場合は、九十九里中学校に設置することと具体的に定めておりますので、状況に応じて迅速に対応してまいります。

以上で、古川徹議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

それでは、（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業について再質問をいたします。以後、仮称については省略をさせていただきます。

国から九十九里沖が有望区域と示されたのが令和4年9月であります。順次、数か月後には協議会の設置をし、県、関係自治体、漁業関係者と促進区域の指定に向けた協議、検討をされることと思っておりました。

しかしながら、今まで協議会設置についてお聞きしても、近隣の海域で問題点が発生し、県に協議会設置の申入れをしてもなかなか進まないとのことでしたが、なぜ3年間もの期間、協議会の設置を進められなかったのか。また、国も洋上風力発電事業をはじめ、海洋再生可能エネルギー発電の導入を促進する法律、再エネ海域利用法が2018年に成立し、2019年に施行され、2025年、カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化防止策の取組を推進されてきたわけでありませう。

一刻も早く進めていくには、ほかの海域で問題点が生じても九十九里沖については関係なかったことじゃないんだろうかと思えます。それともほかの理由があつて進められなかったのか、担当課長より御答弁をください。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

県に確認しましたところ、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の導入の動きが複数の地域で進められることによって、地域によって様々な問題が生じ、それらの調整に多くの時間を要していると聞いております。

このため、国では、協議会の設置前から、漁業者などの地元関係者との調整をこれまで以上に丁寧に行いながら、地域の合意形成を進めることを必要としており、本海域におきましても、地元関係者などに丁寧な説明を行っていると同っております。

県といたしましては、早期に九十九里沖の協議会を設置、開催できるよう努めていく意向であると伺っております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） いずれにしても、少し時間がかかり過ぎだと私は認識しております。もっと早く進めるべきだったんじゃないかなと思うけれども、なかなか県のほうも進まない状況があったということですよね。

次に、協議会設置後のスケジュールですが、促進区域の指定に向けた検討会議を行い、そして促進区域指定が決定されてから事業者公募、また、事業者選定、それから、洋上風力の建設工期を経て、運転開始となるスケジュールで進められていくことだとは思いますが、では、九十九里沖には最大35基の洋上風力の設置が計画されておりますが、それらを含めたスケジュール計画の期間、それを分かりやすく具体的にお聞きします。

○議長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁で回答がありましたが、過去に事業者が実施された海域での事例になりますが、協議会が2回から4回開催され、協議会の意見の取りまとめが行われます。その後、第三者委員会の意見聴取に1か月程度を経て、促進区域の指定となります。促進区域の指定後は、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域公募占用指針案へのパブリックコメントを経て、おおむね4から6か月程度で事業者公募が開始され、1年後に事業者が選定されます。

事業者選定から運転開始までの期間はおおむね54から66か月であり、そのうち建設工期は36から48か月程度と伺っております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

再々質問になりますけれども、過去の案件でのスケジュールを今お聞きしましたよね。ほかの海域では協議会を設置してから約8か月かけ、協議検討をして、その後、促進区域の指定が決まり、約4か月後には、事業者公募に半年間、また事業者選定に7か月、それから建設工期を経て、運転開始までに約7年間をかけ、トータルで約8年半くらいかけて行われていると思いますが、九十九里沖海域では、協議会設置をされてから運転開始まで、今お聞きしていると、約7年間くらいで運転開始予定との認識でよいか、再度お聞きします。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

協議会設置から運転開始までの期間は約7年から8年程度と目安としておりますが、各工程の進捗により前後することが考えられます。

本海域におきましても、協議会の開催、第三者委員会での意見聴取、促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域公募指針案のパブリックコメント、事業者公募、事業者の選定、建設工期を経て運転という基本的なプロセスとスケジュール感は、他の案件と同様に進められる想定でございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） そうしますと、今、七、八年前後ということは、6年になる可能性もあるし、9年かかっちゃう可能性もあるかなと、そのような答えだと思うんですけども、なるべく早く、9年と言わずに6年でできるような取組で進めていただくことをお願いしたいと思います。

次に、洋上風力事業による漁業振興策と地域共生振興策についての再質問でございます。

この事業を行うためには、もとより、漁業関係者の御協力と御理解をいただきながら進めておりますが、漁業関係者の振興策、いわゆる事業者との共存共栄となるものはどう考えられるのか。町長から、水産資源の管理や漁場の環境保全、また、漁業関係者の確保や担い手育成、そして、地域共生策として、地消電力の活用だとか、関連会社の誘致だとか、地元雇用の創出、また観光・環境教育での利活用などが考えられると御答弁をいただきましたが、具体的な取組としてどのようなことが考えられるのか、御答弁を求めます。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

洋上風力発電の計画につきましては、地域の大切な産業である漁業との共存と発展が何よ

り重要であると考えており、そのため、事業者には、地元の漁業者の皆さんとしっかり話し合いを行い、理解と信頼の下で事業を進めていくよう求めていきます。

また、漁業への影響をできるだけ抑えるとともに、漁場の調査や環境の見守り、漁業振興につながる取組などにも協力してもらえよう働きかけていきます。

なお、具体的な取組としましては、協議会で議論されるものと認識をしておりますが、選定事業者には、地域の声に耳を傾けていただき、地域振興策を通じて、地域と共に共存共栄を目指してもらう必要があると考えております。

町としましては、国、県や関係機関、事業者、そして漁業者の皆さんが力を合わせ、地域全体が元気になるような形で、洋上風力と漁業の共存共栄を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鍵田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

共存共栄のできるようにしっかりと進めてくれるということでございます。よろしく願いいたします。

私なりの考えを具体的に申すと、漁業関係者の振興策では、天然礁の魚礁機能を持たせるため、人工魚礁のコンクリートブロックだとか、鋼製でつくられたこの人工物、こういったものを設置して、魚介類だとか海草類だとか、そのような育成環境整備をすることで、漁業の効率化や水産資源の保護と増殖にも期待がされ、漁業関係者への貢献につながると思います。

地域共生の振興策でございますけれども、まず、町にとって、かなりの増収となる固定資産税の収入が期待され、今、課長からの答弁であったように、洋上風力事業による関連会社の誘致と雇用の創出にも期待ができるものと考えております。

人工魚礁の設置も期待できるのではないかとと思いますが、それについてお聞きしたいのと、ほかにも期待できるもの、いわゆるメリットがあればお聞かせください。

○議長（鍵田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、洋上風車の基礎自体が人工魚礁としての機能、魚介類や海藻類の育成環境が生まれ、漁業への効率化や水産資源の保護と増殖が図れることで、漁業関係者への貢献につながるものと期待をしております。

現在計画されております着床式基礎は、流れの変化や付着生物の定着を促し、小型の魚の

滞留や、それを捕食する魚が集まることが知られており、他地域の洋上風力発電でも、基礎周辺で、付着生物の増加や魚の集積といった魚礁効果がモニタリングで確認されている状況であると伺っております。

ほかの期待できるメリットとしましては、議員のおっしゃるとおり、温室効果ガスの削減効果がやはり挙げられます。洋上風力発電は、化石燃料を使用しないため二酸化炭素の排出を大幅に削減でき、地球温暖化対策に有効であります。そのため、国や県が掲げるカーボンニュートラルの実現にも貢献できると考えております。

ほかにも、地域経済の活性化が期待されます。建設、維持管理に関わる関連企業の進出、道路などのインフラ整備、地元雇用の創出など、地域に新たな経済をもたらす可能性があります。また、災害時にも電力供給が可能となります。洋上風力発電は環境面、経済面の両面で多くのメリットを有しており、国、県、事業者、地域が連携して取り組むことにより、地域の持続的な発展にもつながると考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鍵田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 今、課長が言われたのは、着床式の基礎の部分、その部分がコンクリートになるから、それが効果が出るんじゃないかという答弁をいただきましたけれども、私が言っているのは、そのほかにもこの人工的なものを、コンクリートブロックを設置する。また、そのブロックもアミノ酸が入ったりなんかすると、またその効果も大きいというようなことも前からちょっと勉強しておりますので、そんなことから取り組んでいけたらいいのかと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

では、町は、洋上風力事業に関わる事業や漁業振興策と地域共生振興策への負担、そして、有害問題となることはないのかの再質問ですが、それら全てに関わる負担も有害も一切ないとの認識でよろしいでしょうか。再確認のため、御答弁を求めます。

○議長（鍵田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

先ほど町長答弁でもありましたように、洋上風力発電に関わるものは事業者が負担する計画となっておりますので、町に直接的な負担が生じることはございません。

また、特に有害となる問題につきましてもないものと思われませんが、事業者が関連法令や環境基準を遵守し、必要な対策を講じて事業を実施することとなりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鍵田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

町長にしても課長にしてもそうなんですけれども、思われますという言葉が使われているんですよ。思われますということは、もしかしたら負担が増える可能性も出てくるというふうに捉えられちゃうので、やはりそこは言い切って、やっぱりないものはないと、はっきり言っていただきたいと思います。

いずれにしても、前段で述べてきたことを行うためには、事業者からの投資を求め、進めなければなりませんので、事業者と町、そして漁業関係者が共存共栄できるプロジェクトの達成と、国や県が進める2050年カーボンニュートラル、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組に貢献していければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、役場本庁舎建設についての再質問。

①令和6年度中に本庁舎建設、いわゆる新庁舎建設のスケジュールを作成すると、令和6年第3回9月定例議会にてお答えをいただきました。

町長から先ほど、令和3年2月に行われた全員協議会において新庁舎建設の竣工を令和12年度と仮定としたスケジュールを説明した経緯があります。その後の計画で、新たに学校施設建設事業が計画され、その事業の実施時期が令和12年頃であるので、庁舎建設については、財政面から、実施時期が重複しないよう配慮する必要性が生じたところであると。

今後、5年間で、学校建設事業やごみ処理施設整備事業で多額の財政負担が見込まれることから、本庁舎建設事業については、財政状況や計画の見直しを実施しながら進めていってくれるという御答弁をいただきました。

それでは、1年3か月前、前回の質問に対する答弁は何だったのか。あれからスケジュールの計画も作成も全く進められていないんじゃないですかね。今回の質問は、令和6年9月定例議会の一般質問で聞いたことに対する答弁を聞いているので、遡った経緯のことを今言われても困るわけです。ましては、学校施設建設事業計画やごみ処理施設整備事業などは、最近になって計画をされたことではありません。

改めてお聞きしますが、今後5年間で多額の財政負担が見込まれるとのことですが、では、6年後には財政状況が改善され、スケジュールの計画を作成し、基本指針などを示して進めていける計画の見直しとされたとの認識でよいのか。私は決して6年後であっても厳しい財政状況には変わりはないと思いますが、どうなのか、御答弁をください。

○議長（鏑田貴俊君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

庁舎整備につきましては、庁舎建設の先進事例を参考にしながら、庁舎整備に係る必要事項等を洗い出し、令和6年10月に改めて庁舎整備に係る全体スケジュールを作成し、これは事務レベルで作成したものでございますが、庁舎建設に係る基本指針の策定から庁舎建設竣工までの期間に要する時間を10年間を要するとしたところでございます。

しかしながら、学校施設建設事業につきましては、現在の基本計画での概算事業費は約81億円、また、新ごみ処理施設整備事業の運営費を含む町の負担額は約55億円という状況でございます。このことから、庁舎建設における具体的なスケジュールにつきましては、町長答弁にもありましたとおり、本町の財政状況を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

○議長（鏑田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 課長、今、私が前回到聞いた質問に対する答弁になっていないですよ、今回の質問に対して。スケジュールが作成されていないんじゃないですかということをお私言っているんですよ。スケジュール、10年間で進めていくようなスケジュールを言いましたけれども、それいつからということは今言っていませんよね。いいですよ。それは追って今質問していきますので。

では、②の再質問に入りますが、外観調査や耐震診断により、I S値と耐震性能を示すC T U・S D値も基準を満たしており、コンクリートの圧縮強度も十分な強度があるとのことですが、これはいつ行われた結果で、例えば過去7年間の本庁舎の修繕費用額はどのぐらいかかっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鏑田貴俊君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

庁舎の外観調査及び耐震診断につきましては、平成30年に実施いたしました。

外観につきましては、目視による外壁の亀裂の有無やその長さの測定、外壁の打診などにより調査いたしました。

耐震につきましては、躯体コンクリートをコア抜きし、採取したコアの強度測定や成分を診断いたしました。

もう1点の耐震診断の実施後から令和6年度までの庁舎に係る修繕費につきましては、屋根の防水シート張り替え工事など、総額で約1,850万円でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 修繕費用7年間で1,850万で、平成30年、7年前のことですよ。7年前の耐震診断を行って大丈夫なのかなと思いますよね、その結果に基づいて今そういう答

弁をするということが。さっきも言いましたけれども、7年前の質問の際に震度5強以上の異常な振動や衝撃で倒壊や崩壊のおそれがあるとの耐震診断結果が出されておりますよね。ですので、今ほど耐震診断を行えば、どのような数値が出てくるか、気がかりでなりません。

では、③の本庁舎は災害対策本部の設置施設になるわけですが、どう考えているのか。耐震強度の基準値であるI S値は0.9以上なければならないのに、その基準値に満たしていないので、倒壊のおそれがある場合には、速やかに災害対策本部を中央公民館や九十九里中学校に設置する。設置・廃止基準や地域防災計画に定めているような御答弁を町長からいただきましたけれども、私は今回は災害対策について質問をしていないわけですよ。本庁舎建設についての質問ですから。災害対策本部を設置するこの防災拠点の機能を有する施設なので、どう考えているのか、お聞きしているわけです。その辺は担当課にもしっかりと伝えてありますよね、課長。災害対策本部設置となる本庁舎が倒壊するおそれがないのか、また、庁舎内には、災害対応に関わる情報システム関係の機器が多くあり、その機能が一つでも失われないように、本来ならば、一刻も早く本庁舎建設事業を進めていかなければならない状況であると思います。しかしながら、財政面から、本庁舎建設事業を先送りしているのです、どう考えているのか、お聞きしていることです。

確かに、厳しい財政状況なので、できるものならば耐震補強で施設の維持をして、崩壊のおそれも免れることができればとも考え、提案をしてきたのですが、そのときの答弁は、耐震補強に対する建物の内側にしか補強ができない構造なので、公務に支障が出るほかに、仮庁舎の執務室の確保も必要となり、耐震補強での維持は難しいと言われてきましたので、それなら新庁舎建設の整備を進めていくしかない。当時は常任委員会において、建設基金はあるのでしょうかと聞いたら、全くありませんとのことでした。その後、平成29年度から積立てをしてくれたのですが、現在、建設基金積立額は4億3,500万ほどだと思います。

令和6年9月の議会で、質問で建て替え金額を聞くと、新庁舎建設費用額は35億円を見込まれているようですが、今後いつになったら基本指針、スケジュールの計画を示していくのか。幾らまで基金積立てができれば進めることになるのか、お聞きしたいのと、もう一度再確認しますが、耐震性能を示すI S値なども年々低下していくようですし、厳しい財政状況なので、長寿命化計画などにより耐震補強をし、我慢しながら施設の維持をしていくようなことができないのか。その辺の内容と金額も分かれば教えてください。御答弁ください。

○議長（鏑田貴俊君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木桂君） お答えいたします。

庁舎につきましては、行政サービスを提供することはもとより、町の防災拠点として機能を有するものでありますことから、防災拠点として求められる耐震性能を示す基準値を確保する対策が必要であるということは認識しております。このため、平成29年度に庁舎建設基金を創設し、事業費の25%を目安として積立てを進めており、令和6年度末の現在高は4億3,520万4,000円となっております。

しかしながら、労務費や建築資材の高騰により、事業費は、令和2年に計画した個別施設計画での見込みより大幅な増額が想定されます。このため、庁舎建設事業の着手につきましては、個別施設計画を見直ししながら、財政状況を踏まえ、検討してまいります。

また、この令和2年個別施設計画におきまして、庁舎の耐震改修につきましては、耐震強度を上げるための補強により、執務室が分断され、住民サービスの機能性、効率性の低下を招く懸念があると。また、その工事中は、現庁舎での執務に支障を来すことから、仮設の執務室を必要とするということも示されております。

これらのことから、現庁舎の耐震改修をするにつきましては、改めてメリット、デメリットを比較し、その事業費を踏まえ、個別施設計画を見直ししながら、検討しなければならないと考えております。

また、この当時に見積もった庁舎の耐震改修の費用につきましては、その事業費は総額で17億円としております。その内訳といたしましては、耐震改修工事に約9億、長寿命化改修工事に3億円、また、仮設庁舎に約4億円と、あとその他ということで見込んでおります。

この事業費につきましても、労務単価や建築資材の物価高騰の影響により、現在では大幅な増加が想定されるというところでございます。

以上でございます。

(「議長、暫時休憩してもらっていいですか」と言う者あり)

○議長 長(鍵田貴俊君) 暫時休憩します。

(午前11時02分)

○議長 長(鍵田貴俊君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

○議長 長(鍵田貴俊君) 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 失礼いたしました。追加でお答えさせていただきます。

いつになったらスケジュール等々を示せるのかということですが、それは、また町長答弁にもありましたとおり、本町の財政状況を踏まえながら考えていくということになります。

以上でございます。

○議 長（鎌田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） いいですか、課長。35億円の25%で8億7,500万ほどの基金ができればと、先10年、その基金が積み上げられれば、10年間あれば新庁舎建設の竣工はできるように計画されていたはずなんですよ。

しかしながら、平成30年に見込んでいた金額なので、今後の建設費用となると労務費や建築資材の高騰により、必要な積立額も増やしていかなければならない。耐震補強しても寿命期間が短く、仮設費用などを考えると後々の財源がかなり必要となるということですよね。

ならば、新庁舎建設をするしかないのですが、建設事業による着手時期については繰り返しとなりますと、何かそういう言葉をいつも使うんですけれども、現時点でいつかを示すことが困難ということですよ、はっきり言って。そういう繰り返しとなりますがというのは、私が言いたいくらいなんです。スケジュールを作成することはいつから始め、いつまでに完成するというのがスケジュールなんです、スケジュールを示すということはね。これを令和6年度までにスケジュールを作成すると示されたのですから、前の9月の議会で、令和6年度の。何かといえば財政状況がとか、物価上昇がとか言われるのですが、先送りをしていけばいくほど建設費用もかさんでいくわけですし、繰り返しとなりますが、本来ならば5年後に新庁舎建設の竣工はできる計画だったわけですから、この先、いつになったらこの事業が進められるのか不安ではありますが、ほかの事業の計画の見直しなども含め、一刻も早く本町の財源に即した、見合った災害に強い本庁舎建設事業を進めていただけるようお願いしたいわけでございます。

まだ少し時間がありますので、少し言わせてもらいますけれども、35億円、平成30年でしたっけ、見込んでいたと、今になれば、50億になっちゃう可能性もあるわけじゃないですか、これが。今出してみると、金額を。だんだんこうやって高くなっていっちゃうわけですよ。だから、やっぱり何をやるにしても、自分のところの自治体の財源に見合った施設というのは建てていかなきゃいけないし、計画もしていかなきゃいけないわけじゃないですか、何を行うにしても、学校施設にしても。ごみ処理施設は、これはまた別なのであれですけど

も、ほかも入るのでね。全てのやっぱり計画というものをもう一回洗い出ししてもらって、やはり負担がかからないようにしていかなければ、これからの町が借金だけを返していく、返済をしていくような形の自治体になってしまうよと。やりたいことは何も進められなくなってしまう可能性が出てくるわけですよ。

アメリカのほうでは、こういった公共施設というものは、こういうぜいたくなと言ったら変ですけども、そんなしっかりした建物は使っていないらしいんですよ。これは一般住民さんの意見なんですけれども。かけ離れていますとか余計なこと言わないでください。私が今質問しているんですから。

そういった例もあるわけですから、そういったなるべく財源をかけずに災害に強い本庁舎整備、そのようなことを私望んでおりますので、それに向かって進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

町長をはじめ、担当課長の御答弁、誠にありがとうございました。

○議 長（鍵田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時09分)

○議 長（鍵田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議 長（鍵田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により3番、松井由美子君。

(3番 松井由美子君 登壇)

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年12月定例会におきまして質問させていただきます。

本年、九十九里町は町制施行70周年という大きな節目を迎え、町では様々な記念行事が行われました。各行事の準備、運営に尽力された職員の皆様、関係団体やボランティアの方々、さらには見えないところで支えてくださった関係者の皆様の御尽力により、町の節目を意義

深く祝うことができました。この経験は、今後のまちづくりにおいても大きな支えになると感じました。

一方で、少子高齢化や人口減少など、本町が直面する課題は依然として大きく、将来への不安を抱く声も聞かれます。課題を乗り越え、町の発展を実現するためには、今後さらに知恵と工夫を重ねて九十九里の豊かな自然と歴史を次世代へとつなぎ、誰もが安心して暮らせる町を築くための施策が必要となります。

それでは、住民の方々からいただいたお声を基に質問いたしますので、町長並びに担当課長の明快な答弁をお願いいたします。

大項目 1、移住定住促進について。

現在、本町では定住促進住宅取得奨励金制度や結婚新生活支援補助金制度など、若者世代を支える施策を実施しており、一定の成果を上げています。しかしながら、現状の制度では若者世代の多様なニーズに応え切れていない部分もあり、若者が利用しやすいと感じられるような改善が求められます。

そこで、まずは制度の現状について伺います。

1 点目に、定住促進住宅取得奨励金制度の利用状況についてお聞かせください。

2 点目に、結婚新生活支援補助金制度の利用状況についてお聞かせください。

次に、若手世代が安心して住み続けるためには、生活基盤の安定であり、その中でも働く場所の確保が重要です。町として雇用環境の整備に向けた積極的な取組が必要となります。

そこで3点目に、若手世代の雇用確保に向けた企業立地バンク制度の導入を推進すべきと考えますが、町の見解を伺います。

大項目 2 点目、居住サポート住宅制度の導入について 1 点伺います。

高齢化や人口減少の影響により、今後ますます高齢者や障害者、低所得世帯において住まいの確保や生活支援への不安が広がる可能性があります。こうした状況に対応するため、町として住宅の提供と生活支援を一体的に行う居住サポート住宅制度の導入を検討すべきと考えます。本制度の導入により、住宅の確保に困難を抱える高齢者や障害者、低所得世帯が地域の中で安心して生活を続けられる環境を整えることにつながります。

そこで、住宅の確保が困難な方々、いわゆる住宅確保要配慮者のための支援について、町のお考えをお聞かせください。

大項目 3 点目、ごみ出しルールについて伺います。

最近、住民の方々からごみ出しについて決められた収集日を守っていない、ペットボトル

など収集場所が決まっているが、違う場所に出している、一部のごみを袋に入れずにそのまま出しているといったようなお声を伺います。外国人住民の方やほかの地域から来られた方は、ごみの分別方法が理解できないために自宅近くにまとめて出してしまうということもあるようです。

私も不燃物などの分別方法については、家庭のごみの出し方を確認しながら判断することがあります。まして、外国人の方にとっては正しく理解することは困難かと思えます。しかし、それを片づけたり、注意を促しているのは近隣の住民の方々です。

そこで伺います。

1点目に、外国人住民がごみ出しルールを理解し、遵守するための取組についてお聞かせください。

2点目に、今後の対策についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

なお、この場をお借りいたしまして一言申し上げます。

先日、川島課長の訃報を耳にし、ただただ驚くばかりでございました。大変寂しく、残念でなりません。心より御冥福をお祈り申し上げます。

○議 長（鏑田貴俊君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、移住定住促進についての御質問にお答えいたします。

1点目の定住促進住宅取得奨励金制度の利用状況についての御質問ですが、本制度は、人口減少対策及び定住促進を図るため、45歳未満の方を対象とし、九十九里町に5年以上定住する意思を持って町外から転入し、新築または中古の住宅を取得した場合、新築住宅は1年当たり10万円、中古住宅は1年当たり4万円を、それぞれ5年間、奨励金として交付するものです。

平成28年度から令和6年度までの奨励金交付実績としては、Uターンが10世帯、Iターンが26世帯、合計36世帯88名の方が転入されました。

2点目の結婚新生活支援補助金制度の利用状況についての御質問ですが、本制度は、若年層の婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、婚姻数の増加及び少子化対策に資するため、本町に住民登録がある夫婦のいずれも39歳未満で、夫婦の合計所得が500万円未満の世帯が結婚

を機に新たに住宅を取得、リフォーム、賃借した場合、39歳未満の夫婦には最大30万円、29歳未満の夫婦には最大60万円の補助金を交付するものです。

令和5年度から令和6年度までの補助金交付実績は、5世帯でございます。

3点目の若年層の雇用確保に向けた企業立地バンク制度の導入についての御質問ですが、企業立地バンク制度は、空き工場や遊休地などの情報を一元に整理し、企業誘致を図る仕組みであり、他の自治体で導入されていることは承知しております。

本町での導入につきましては、制度に合致した空き工場・遊休地の状況を見ながら、他の自治体の取組を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、居住サポート住宅制度の導入についての御質問にお答えいたします。

住宅の確保が困難な方々（住宅確保要配慮者）のための支援についての御質問ですが、居住サポート住宅制度は、単身世帯の増加、持家率の低下等に伴い、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されること。また、単身高齢者などの住宅確保要配慮者に対しましては、大家さんの受入れに慎重な傾向があることなどを背景として、令和7年10月に開始された制度でございます。

居住サポート住宅制度は、居住支援法人等が単身高齢者等入居者への安否確認や見守りのほか、福祉サービスへの引継ぎを行うものであることから、住宅確保要配慮者が安心して入居ができ、賃貸人にも安心して住宅を提供できることが期待される制度であると認識しております。

住宅の確保が困難な方々への支援につきましては、様々なケースがございますので、現行制度の取組を継続して行っていくとともに、新制度につきましては、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ出しルールについての御質問にお答えいたします。

1点目の外国人住民がごみ出しルールを理解し、遵守するための取組についての御質問ですが、町では多文化共生の現在、外国人住民に対しましても適切にごみ分別及び排出ルールを理解、実践していただくことが重要であると認識しております。

外国人へのごみ出しルールの周知として、英語版のごみ分別パンフレット及び収集カレンダーを作成し配布するとともに、町ホームページへの掲載を行っております。

また、外国人を雇用する事業者に対し、ごみ出しルールの周知・徹底を図るとともに、様々な方法により地域における安全・安心な生活環境の維持ができるよう、ごみ排出ルールの定着を目指しております。

2点目の今後の対策についての御質問ですが、今後の対策といたしましては、転入時の初期段階での理解促進が極めて重要であると認識しております。

町といたしましては、不適正排出の防止に向け、転入手続の際にごみ分別方法や収集日、粗大ごみ手続などをまとめた案内資料を確実にお渡しする体制を強化してまいります。地域の一員として、共に支え合う意識が高まるような丁寧な案内により、ルールの理解不足による不適正排出を防ぎ、誰もが快適に暮らせる生活環境を目指してまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鍵田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

浅岡町長、御答弁ありがとうございました。

それでは再質問いたします。

まず、定住促進住宅取得奨励金制度について伺います。

先ほどの答弁では、平成28年度の制度開始以来、この制度を利用し、36世帯88名の方が転入されたとのことでしたが、この36世帯88名という利用状況は、町がこの制度を開始するに当たって当初の計画どおりに進んでいるのかお聞かせください。

○議長（鍵田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えいたします。

町がこの奨励金制度を開始するに当たって見込んでおりました事業効果といたしましては、毎年5世帯が本制度を利用して転入することを期待してございました。平成28年度の制度開始から令和6年度末までの9年間で本制度を利用された世帯は36世帯で、年平均の利用世帯は4世帯となりますので、目標としてまいりました年間5世帯には届かないものの、本制度は町が期待する九十九里町への移住定住に対し、一定程度の効果があると考えてございます。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございます。

確かに36世帯88名の方が転入されたということは、人口減少が進んでいる本町にとりましては大変うれしいことです。

しかし、実は先日、私は十二、三人ぐらいの住民の方々に、この制度を知っているかどうかということを伺ったところ、残念ながら、その中で知っていると答えた方はお一人でした。制度を開始してから約10年がたっています。知らないことでもし活用できていないとしたら、

とても残念なことだと思われました。知らないと答えた方には、制度の内容を説明し、ぜひ友人、知人にも伝えてほしいとお願いしました。

今後、この制度をより多くの方に利用していただくためには、まずはこの奨励金制度が九十九里町にあることを知っていただく必要があると思います。

そこで伺います。

今後はどのように周知をしていき、どんな取組をしていくのかお聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本制度をより多くの方に御利用いただくためには、まず制度を知っていただくことが必要でございます。

現在の取組といたしましては、Uターン者向け、つまり御本人は転出し、御家族が九十九里町に住んでいる方に対しましては、御家族からの口コミ効果を期待して町の広報紙などでの周知、また、御家族などが九十九里町に住んでいらっしゃらないIターン者に向けては、町のホームページや都内で開催される移住定住イベントの際などにパンフレットを配布するなどして周知を図ってございます。

今後の取組といたしましては、安心・安全メールやLINE町役場など広報媒体の多様化を検討しております一方、本制度が運用開始から10年を迎えることを踏まえ、移住希望者が行政に求める支援策も変化をしてくれていると感じております。移住者のニーズや意向を理解し、より効果的な施策を導き出すためにも、実際に本制度を利用した方にアンケート調査を実施し、今後の移住定住施策に生かしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 分かりました。

ぜひ、LINEなどで積極的な取組をお願いいたします。広報についても、本件とは関係ないですが、今月の広報には奨学金返済のことも載せていただいております。

ただ、私が感じる事としては、広報も大変有効なんですけど、やはりなかなか一つ一つ全部を見るということは難しいとは思うところではございます。ぜひ、今後ともそれでもよろしくをお願いいたします。

それでは次に、結婚新生活支援補助金制度について再質問いたします。

先ほどの答弁では、令和5年度の制度開始以来、5世帯の方がこの制度を利用されたとの

ことでした。

また、この制度は夫婦の合計所得が500万未満であること、夫婦ともに39歳未満であり、39歳未満の夫婦には最大30万円、29歳未満の夫婦には最大60万円の補助金を交付といったことで、年齢とか年収に縛りがございます。

現在、国内の平均初婚年齢はおおよそ男性で31歳、女性で29歳と言われており、かなり初婚年齢が高くなっていることや、給料も上昇傾向にあることを鑑みますと、利用できる方が限定されてしまうようにも思います。ですので、この制度の利用者が2年間で5世帯にとどまっている原因は、そもそも利用しづらい制度設計にあると感じます。

ただ、この制度は国の交付金を活用した制度であって、町独自で条件を変更することはできないと思いますが、例えば結婚に対する壁ですね。何が壁になっているのかですとか、結婚するために求める若者の施策は何かといったようなことを何らかの形で意識調査するなどをして、そのニーズを把握することで、町の結婚支援の施策の参考としてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（鍵田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本制度を利用いただくためには年齢要件や所得制限など様々な要件を満たしていただく必要がございますが、議員御指摘のとおり、国の交付金を受けて取り組んでおります事業となりまして、町独自で利用条件を変更することは困難となりますので、御理解をお願いいたします。

また、結婚を希望する方の実際の声を聞くこと、こちらにつきましては、今後、町が結婚支援施策を検討する上で貴重な資料となると認識をさせていただきます。ただ一方、結婚に対する考えは個人の御意見の中でも相当デリケートなものであるとも考えてございますので、調査手法を含めまして、どのような取組が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 確かに先ほど課長がおっしゃったように、結婚だけというふうに捉えると、かなりデリケートな問題ではあります。ですので、先ほどの住宅取得奨励金などと併せて既婚ですとか未婚を含めて年齢の幅を広くするですとか、何らかの工夫をしながら意識調査をするといったことも、今後の取組として御検討いただきたいというふうに思っております。

それでは再々質問いたします。

結婚資金、結婚支援につきましては、様々取組をされておりますけれども、今後、効果を上げるためには、町取組に加えて、千葉県で実施している婚活イベントを活用することで、結婚支援を専門の業者に委託してはどうかというふうに思っております。

やはり、担当課ではほかの業務も多数あって、限られた時間と人数で対応している状況でございます。ですので、専門業者のノウハウを活用することで効果が上がると思いますが、その辺のところ、町のお考えをお聞かせください。

○議長（鍵田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

現在、町が結婚支援として実施しております事業といたしましては、結婚新生活支援補助金のほかに婚活イベントもございます。

議員御指摘のように、千葉県が実施しておりますメタバースを活用した結婚支援の利用につきましては、結婚を希望する方が婚活に取り組む際の選択肢を増やすという点で有効であると認識しておりますので、周知につきまして充実を図りたいというふうに考えてございます。

また、町主催の婚活イベントにつきましても、こども家庭庁の地域少子化対策重点支援交付金、こちらを活用しつつ、専門事業者のノウハウを生かせるよう検討をしてみたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございます。

ぜひ、交付金を活用した前向きな御検討をお願いいたします。

次に、企業立地バンク導入について再質問いたします。

確かに九十九里町、本町においては広い空き工場ですとか、つながった広い空き地など、こちらについては限られておまして、導入について課題があるかもしれません。しかし、最近では広い土地がなくても、例えば地方型のサテライトオフィスと呼ばれたような小規模な拠点で、従業員の働き方の柔軟性や地域の活性化を目的としたオフィス形態もあります。例えば海がある自然環境をアピールしつつ、小規模のオフィススペースの提供を空き家・空き地バンクと連携して推進するといったようなことはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

若年層の雇用確保につきましては、重要な課題であると認識しております。

本町に暮らしながら都会と同じように仕事ができ、リモートワークやテレワークの推進により、柔軟な働き方が可能な環境整備として小規模なオフィスの提供が求められております。

今後、空き家・空き地バンクと連携して推進することが可能かどうかを含め、必要な点について関係部局と情報共有しながら調査研究してまいります。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。

今後の調査研究に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

再々質問いたします。

このたび、地域おこし協力隊が採用されたと伺いました。きっと様々なアイデアを持っていると思います。地域おこし協力隊と力を合わせ、海のある自然環境や地元の海産物などを活用した観光コンテンツ開発を行うベンチャー企業などの誘致を推進するというのはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

今回採用しました地域おこし協力隊につきましては、町の観光PRやロケ地誘致などのメディア対応、また観光協会の活動強化に向け、関係者と連携を図る活動内容を実施するため、地域おこし協力隊の採用を行っております。

観光コンテンツ開発を行うベンチャー企業などの誘致を推進とのことですが、今後の動向や地域ニーズを踏まえ、必要性が生じた際には改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 分かりました。

先ほども申し上げましたけれども、やはり若い世代に住み続けてもらうために働く場所の確保は重要なことです。何か今後の取組として、新しいことをやっていく必要があると思います。そういった施策が必要ですので、町の観光PRとともに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、住宅の確保が困難な方々のための支援について再質問いたします。

高齢者、障害者、低所得の方から本件について、住宅の確保について、どのくらい相談があるのか、また、現段階ではどのような支援をしているのかお聞かせください。

まずは、高齢者、健康福祉課からお願いします。その後で、障害者や低所得者世帯について社会福祉課にてお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 高齢者の住宅支援についてお答えをさせていただきます。

高齢者を含む住まいの問題に関しましては、地域包括ケアシステムを推進していく中におきましても重要な課題であると捉えております。また、こうした支援制度によりまして、孤独死だったり、入居後の生活に関する不安などの悩みが解消され、高齢者が安心して利用できるものと考えております。

また、町において高齢者に対する住まいの相談に関しましては、年に一、二件でありまして、相談者の個々の実情に応じまして関係機関と連携し、支援をしております。

民間賃貸住宅への入居相談に関しましては、千葉県と連携をいたしまして、居住支援サービス等に関する情報の案内だったり、居宅支援団体を紹介するなどの対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

障害者や低所得者への住宅支援についてでございますが、現在、住宅確保についての具体的な相談事例はないものの、住まいは生活基盤であることから、社会福祉分野におきましても住宅支援は非常に重要でございます。

具体的に申しますと、障害者に対しましては障害福祉サービスによるグループホームなどの居住支援事業、低所得者へは生活保護や生活困窮者自立支援法に基づく住まいの確保など、それぞれの制度において安心な住まいの提供と生活の見守りが行われているところでございます。

居住サポート制度を新たな社会福祉政策の一つとして捉え、住まいに対する支援を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。

今後も支援の継続をお願いいたします。

再々質問いたします。

先ほど御相談があった高齢者でございますけれども、民間住宅や施設入所などによって解決に至っているのでしょうか。また、居住サポート住宅制度は令和7年10月に開始されたばかりであって、すぐには導入が難しいということは確かにあるかと思いますが、今後、個別にこういった住宅確保が困難な方々から相談を受けた場合は、健康福祉課と社会福祉課をそれぞれの相談窓口として捉えてよいのか教えてください。

健康福祉課、社会福祉課の順でお願いいたします。

○議長（鏑田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

御相談があったケースにつきましては、できる限り早期に解決できるように努めております。今回、一、二件あったというケースに関しましては、本人や家族等の意向から施設への入所をしてございます。

今後も高齢者支援の担当課といたしまして、健康福祉課と、また、町の地域包括支援センターと連携をいたしまして、引き続き対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

障害をお持ちの方や低所得者などから個別に相談を受けた場合との御質問でございますが、各種制度の活用や関係機関、関係課と連携いたしまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございました。

高齢者の方につきましては、解決に至ったと聞き、安心いたしました。

今後とも各担当課、関連機関と連携し、相談してくる方に対して寄り添った支援をよろしくお願いいたします。

次に、外国人住民がごみ出しルールを理解して遵守するための取組について再質問をいたします。

英語版のごみ分別パンフレットや収集カレンダーを配布しているとのことでしたが、本町における外国人の方は英語よりも中国語やベトナム語を話す方が多いというふうに聞いております。せっかく作成しても英語だけでは理解できる人が少ないと思いますが、この点についてどのようなお考えかお聞かせください。

○議長（鏑田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

松井議員のおっしゃりますとおり、近年では本町への転入につきましては様々な国の方が転入されております。このことから、ごみの分別や収集カレンダーなどの印刷物を、それぞれの国の言語で対応するのは非常に難しいと考えております。

そのため、先ほど町長答弁でもありましたが、外国人を雇用する事業者に対しまして、ごみ出しルールの周知徹底を図ってまいります。また、スマートフォン等で活用できる翻訳アプリの活用についても、1つの手段として事業者に対し併せて周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。

このごみ出しルールの問題でございますけれども、私の知る限りでは、確認したところ、令和3年の第1回定例会でも先輩議員から様々な要望がございました。その中の答弁で、英語版のごみ収集カレンダーや家庭のごみの出し方を作成しているとのことでしたので、今現在は作成をされており、ホームページでも拝見しましたが、この部分においては一步前進しているというふうに思いますけれども、やはり実際、そのときから住民さん等のお声を聞きますと、ルールの改善、こちらがなかなか進んでいないというのが現状でございます。

そこで、今後の対策について再質問いたします。

これは外国人に限ったことではございません。きちんと分別されていないことが見られて、自治区の方が整理をし直したり、注意をしたりしています。ある地区の方に伺うと、防犯カメラを設置したといったことも伺いました。このような状況について、自治区や住民さんから相談や苦情は出ていないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（鏑田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

今年度11月末現在で、ごみの分別等で自治区や住民から相談や苦情を数件受けております。

それによって、ごみ分別方法等の看板を設置するなど自治区のほうと協力し、対応しているところがございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。

自治区の方々と御協力をしていらっしゃる、対処しているということでございますね。

ただ、やはり今後の対策について再々質問いたしますけれども、自治区の方々も大変だと思えます。ルールを徹底するために自治区で収集ボックスですとか、防犯カメラなどの設置をされた場合には補助金の御検討をいただけないでしょうか。お聞かせください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

ごみ収集用ボックスの設置等に対する補助金でございますが、一部の自治体で町の環境美化及びごみの飛散防止等を目的に、補助金のほうを交付しておりますが、本町では路線収集方式を採用していることから、本町のごみ収集状況と同じ他の自治体の取組等を今後参考に研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ごみ捨てルールの問題ですけれども、自治区や住民だけでやはり解決するのは難しいです。確かに、本町で徹底されております路線収集ですね。こちらは比較的、例えば高齢の方ですと家から近いですとか、そういったことで便利なのはよく分かるんですけれども、やはり違う場所に捨てていたりですとか、いろんな問題があるのは変わってございません。やはり、これは住民さんたちだけではなくて、自治体が率先していく必要があると思えます。本町は観光地でもあり、環境を整えることは大変重要です。

先ほどの答弁にありました外国人を雇用する事業者にごみ出しルールの周知徹底を図る。転入時、ごみの分別方法などの資料を確実にお渡しする。丁寧な案内により、ルールの理解不足を未然に防ぐ。こういったことを確実に実行し、改善に向けていただきたいと思えます。

そして、補助金制度につきましても、今後、また御検討をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

浅岡町長、担当課長、御答弁ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は1時50分です。

(午後 1時41分)

○議 長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時50分)

○議 長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

(11番 善塔道代君 登壇)

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

初めに、川島常嗣農林水産課長の御逝去に際し、心より御冥福を申し上げます。

それでは、令和7年12月定例会において質問させていただきます。

今、食料品をはじめ、物価高の影響が国民生活を圧迫しています。政府は11月21日、物価高対応などを柱に、大型減税などを含めて21兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定いたしました。物価高対策として自治体が独自の物価高対策に柔軟に活用できる重点支援地方交付金については、2兆円が計上されました。

今後、本町において重点支援地方交付金の活用は急務であり、即効性ある対策が必要です。中間層を含め、全世帯まで幅広く恩恵を受けられるように進めていただきたいと思います。

それでは、4項目9点にわたり質問いたしますので、町長、教育長並びに担当課長の明確な答弁をお願いいたします。

初めに、手話言語条例についてお伺いいたします。

手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法が令和7年6月25日に施行されました。この法律では、手話がこれを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で言語、その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。

この法律は、長年にわたって手話は私たちの大切な言語と訴え続けてきた聾者をはじめとする多くの当事者の皆さんの粘り強い運動と、それに寄り添い続けてきた関係者の思いが結実したものです。手話は単なる手の動きではありません。手話を母語とする聾者にとって、手話は生きることそのものであり、感情を含め豊かな意思を表現する大切な言語です。今回

の法の成立は、手話イコール言語という根本的な認識を社会全体に広げていく大きな第一歩となりました。聴覚に障害のある方が暮らしやすい生活を送るためには、いつでも自由に手話を使える地域社会をつくる必要があります。全国では、既に600以上の自治体の手話言語条例を制定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

そこで本町においても、手話施策推進法に基づいた手話言語条例の制定を施行すべきと思いますが、当局の見解を伺います。

2項目めに、子供の虫歯予防について伺います。

初期の虫歯は、細菌の出す酸により歯の成分が溶け出す脱灰が進んだ状態です。この段階なら、まだ歯の形自体は壊れていなく穴は空いていないため、溶け出した成分を歯に戻す再石灰化を促すことで、脱灰の進んだ部分を硬化させて進行を止めることができます。

ここで主役となるのがフッ素、フッ化物です。フッ素は、虫歯予防効果の高い成分として知られています。フッ素には主に3つの働きがあります。1つは、歯の再石灰化の促進。2つ目に歯を酸に強くする。3つ目に細菌の活動を抑制する。こうしたフッ素の効果を発揮させるには、定期的にフッ素をお口へ供給することが大切です。フッ化物洗口は、フッ化物を含む液体でうがいをして虫歯を予防する方法。4歳頃から始められ、特に生え始めの虫歯予防に効果的で、小学校や幼稚園、保育園など、集団で行われることが多いようです。

そこで3点伺います。

1点目に、就学前の子供たちを対象に、虫歯予防となるフッ化物の活用についての取組状況。

2点目に、こども園でのフッ化物洗口の実施について。

3点目に、学校におけるフッ化物洗口について、見解を伺います。

3項目めに、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

よりよい子育て環境の充実へ、これまで試行的事業を進めてきた親の就労要件を問わず、保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度が2026年度の全国展開に向けて広がりを見せています。こども誰でも通園は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児が対象であり、2025年度に制度化され、26年度には全ての自治体で実施されるようになります。

そこで、本町においても国の示すこども誰でも通園制度に向けて取り組んでいると思いますので、状況を伺います。

2点目に、この制度が実施するに当たり、保育士は何名程度必要であると考えているのか

お伺いいたします。

4項目めに、学校教育におけるG I G Aスクール端末の更新についてお伺いいたします。

児童・生徒に1人1台の端末を整備し、個別最適な学びにICT端末を活用して実現していくとしたG I G Aスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まります。

当初は5年かけての整備計画でしたが、2020年新型コロナウイルス感染症の拡大によって、我が国の教育分野のデジタル化の遅れが顕在したこともあり、G I G Aスクールの実施が前倒しされました。その結果、2021年度3月期には、実に全自治体の約96%が整備を完了するという速さでした。

本町は、令和3年1月にG I G Aスクール第1期の端末を導入しております。思い返せば、あの短期間で、またコロナ禍の中で端末の整備を推進された当時の教育委員会は、本当に大変だったと思います。

さて、本町で現在活用しているG I G Aスクール端末は、令和8年12月で6年を終え、更新の時期を迎えることとなります。短期間で整備を進めたG I G A第1期について、事業スキーム等を含めた端末整備及び今日までの活用に関して、どう総括されているのかお伺いいたします。

2点目に、本町では令和8年度以降、町内全ての児童・生徒用タブレット端末を更新するため、8年度購入のための共同調達市町村グループに加盟し、整備に向けて検討されると思いますが、児童・生徒用と教職員を合わせて何台程度買換えする予定なのか。また、処分の対象となるタブレット端末は何台なのか伺います。

3点目に、端末の更新と同時に取り組まなければならないことの一つに、これまでの活用してきた端末の処理についてです。大量の端末処理が発生すると思いますが、どのように進めていくのが大きな課題となっていくと思います。

文部科学省では、第2期の端末更新における公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新機器への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等処分計画の策定、公表を義務づけております。

令和5年10月26日に文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同でG I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分についての通知が出されております。この通知には、排出事業者の処理責任がうたわれており、具体的には適切なデータ消去による個人情報漏えい防止、そして現行端末の再使用または再資源化を含めた適切な処理が求めら

れております。

個人情報の漏えい危険性については、例えば写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴とかパスワード情報が端末に残っている、そのような可能性が考えられます。このG I G A端末の記憶媒体は単純な物理的な破壊では、データの復元が可能とされております。専用ソフトの処理について、確実にデータを消去しなければ、個人情報の流出につながりかねないわけです。

そこで、端末の適切な処分とデータ消去に対する認識及び具体的な取組について、教育長の御所見をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（鏑田貴俊君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、子供の虫歯予防についての3点目、学校におけるフッ化物洗口について本町の見解はと、学校教育について（G I G Aスクール端末の更新）の御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

それでは初めに、手話言語条例についての御質問にお答えいたします。

手話施策推進法に基づいた手話言語条例の制定についての御質問ですが、各自治体で制定されている手話言語条例は、手話は言語であることの明確な認識の下、手話等の普及促進により、共生できる地域社会の実現、聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としており、令和7年11月現在、全国で613自治体、千葉県では県を含め9自治体が制定しております。

手話に関する施策の推進に関する法律、いわゆる手話施策推進法は、本年6月に公布・施行され、基本理念のほか、国及び地方公共団体の責務が明文化されました。そして、国や都道府県、市町村が障害者計画を策定または変更する際には、この趣旨を踏まえたものにするよう示されております。

これまで既に各自治体で制定された手話言語条例に盛り込まれている内容が、手話施策推進法の中で明確に示されていることから、本法律の規定の趣旨を町の障害者計画において的確に反映することが重要であると捉えております。

引き続き、国、県の計画の動向を注視しつつ、本法律の趣旨に則った施策を展開し、誰も

が安心して暮らせる共生社会の実現に努めてまいります。

次に、子供の虫歯予防についての御質問にお答えいたします。

1点目の就学前の子供たちを対象に虫歯予防となるフッ化物活用の取組についての御質問ですが、フッ化物は、歯質を強化するなどの働きにより虫歯予防に有効な成分であると認識しております。

町では、1歳6か月児健康診査及び2歳児歯科健康診査並びに3歳児健康診査におきまして、保護者に説明を行った上、希望者にフッ化物の歯面塗布を実施し、虫歯予防への取組を行っております。

2点目のこども園でのフッ化物洗口の実施についての御質問ですが、こども園では、給食後の歯磨き指導と自宅での歯磨きを推奨しております。

フッ化物洗口につきましては、職員の体制づくりや保護者説明会、洗口希望調査など、導入までのステップを踏み慎重に対応していかなければならないことから実施には至っておりません。今後は、先行自治体の実施状況やフッ化物洗口の効果の実績等を参考に調査検討してまいります。

次に、こども誰でも通園制度についての御質問にお答えいたします。

1点目のこども誰でも通園制度実施に向けた町の取組状況についての御質問ですが、令和8年4月からの実施に向け、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定める条例案と条例の施行に関し必要な事項を定めた規則案を策定中です。

2点目の保育士は何名程度必要であるかとの御質問ですが、保育士は乳児3人に1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上の配置が必要となります。

以上で善塔道代議員からの御質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（鏑田貴俊君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは子供の虫歯予防についての3点目、学校におけるフッ化物洗口について本町の見解はと、学校教育について（GIGAスクール端末の更新）の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の虫歯予防についての3点目の学校におけるフッ化物洗口について本町の見解はとの御質問ですが、フッ化物洗口につきましては、フッ化物が歯の表面のエナメル質を強くし、虫歯に対する抵抗性のある歯を作る、歯の再石灰化を促進させ、初期虫歯の進行を

抑える、口腔内の細菌の活動を弱めるなど、虫歯予防に効果があることは十分理解しております。

フッ化物洗口マニュアル2022年版によりますと、歯科医や薬剤師等の指導の下、安全性を確保した上で適切な方法で実施すること、保護者等を対象に具体的な効果や安全性について十分に情報提供を行い、保護者等の意向を確認した上で実施することなど、慎重に進める必要があることが示されております。

学校は、児童・生徒が身近な生活の健康に関する知識を身につけることや、自主的に健康な生活を実践できるような資質や能力の育成を目指す教育の場でもあります。

教育委員会といたしましては、フッ化物洗口は基本的には御家庭のそれぞれの方針により、各家庭において実施していただくことが望ましいと考えておりますが、先進事例の取組状況等について調査してまいります。

次に、学校教育について（GIGAスクール端末の更新）の御質問にお答えいたします。

1点目の今日までの活用に関してどう総括されているかの御質問ですが、令和2年度より開始されたGIGAスクール構想の実現に向けたタブレット端末の整備は、児童・生徒の3分の2の経費を国の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、1台当たり4万5,000円を上限とし整備を行いました。

現在では、児童・生徒はタブレット端末を文房具として使用し、話し合い活動での意見交換で各自の意見を可視化したり、写真や動画を撮って新聞を作成したりしています。また、プログラミング学習やタイピング練習にも積極的に活用し、児童・生徒の個別学習や授業での学習等に欠かせないものとなっております。

2点目の新端末への買換え、旧端末の処分は何台あるのかの御質問ですが、新しい端末の購入台数につきましては、児童・生徒用に教職員用を加えた端末約650台が必要になると試算しております。

また、本町では令和2年度に児童・生徒用854台と教職員用62台の端末を購入しており、一部の端末は庁内において再使用を検討しておりますが、それ以外の端末につきましては、廃棄処分等を予定しております。

3点目の適切なタブレット端末のデータ消去や処分計画についての御質問ですが、端末の適切な処分とデータ処理に対しましては、個人情報の漏えい防止が重要であると認識しております。

新しい端末への入替えが終了した後、古い端末のデータ消去につきましては、データが残

存することのないよう適切な処理方法により実施し、個人情報漏えい防止に努めてまいります。

また、処分計画につきましては、端末を処分する場合は産業廃棄物であるため、適正に処理されずに不法投棄や不正に海外に輸出されることのないよう、国内での再使用及び再資源化を視野に入れ検討してまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 町長並びに教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をいたします。

まず1項目めの手話言語条例についてですが、町の第7期障がい者計画の中に、多少の文言は記載されております。それは私も見ております。それを反映させるのは、当然必要です。しかし、障がい者計画に際しても条例は制定できるのではないのでしょうか。計画は計画、条例は条例だと思いますので、それは計画あっても条例は制定できるのではないのでしょうか。

また、先ほど町長より、引き続き国、県の計画の動向を注視しつつと答弁がありましたが、国は手話施策推進法が施行されており、県はもう既に条例が制定されているのに、そのほかにどのような動向を注視していくと思っているのか、考えているのか伺います。

○議長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

手話施策推進法第4条において、政府、都道府県、市町村は、障がい者基本計画に本法律の趣旨を踏まえるよう示されておること、加えて、千葉県条例をはじめとする既に制定済みの自治体条例の内容が本法律の中に示されていることから、現在のところ、障がい者基本計画において適切に反映させていきたいと考えております。

町の役割は条例制定のみならず、様々な側面がありますことから、聴覚障害を含めた障害者施策の展開について国、県の計画の動向を踏まえてまいるといってございまして、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） つい最近、この条例を制定した自治体があるんですね。そこも多分計画も反映しつつ、条例も制定しているわけですね。町の役割は、条例制定のみならず、様々な側面があるということですが、条例もまたその役割の一つだと思います。

障がい者基本計画において、反映をさせていくとともに、この町、先ほど言った条例は条例として実施していくことも考えるべきだと思いますので、お願いいたします。

県のホームページに、市町村、県民の役割として、市町村は聴覚障害者が日常または社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努める。また、県民は手話等や聴覚障害者に関する理解を深めるよう努めるとあります。聴覚に障害のある方が暮らしやすい生活を送るためには、いつでも自由に手話を使える地域社会をつくる必要があります。

本町において、手話の普及を進めるために継続的な手話講座を開催し、手話通訳者の育成を図っていくことが重要だと思います。それが聴覚に障害を持っている方の安心・安全につながると思います。手話通訳者の育成について、本町の取組を伺います。

○議長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

手話通訳者の育成につきましては、手話通訳奉仕員の育成を山武郡市合同で、手話通訳者の育成は千葉県において実施しておる状況でございます。

いずれの講座につきましても、それぞれ2年間の講座受講が必要であり、専門的知識を有する講師や長期間にわたる会場の確保などの観点から、広域での実施がふさわしく、かつ効果的でございます。引き続き、関係各所と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 本町では、講座の開催や、この育成はできないということですね。

広域での実施がふさわしく効果的とのことですので、しっかり広域の自治体と連携し、取り組んでいただくようお願いいたします。

広く手話に関する理解と関心を深めるため、毎年9月23日が手話の日と制定されました。11月には東京デフリンピックが日本で初めて開催、さらにワールドデフスケートボードチャンピオンシップが長南町のスケートパークで開催されました。当然、手話での会話です。

手話は言語です。多くの方に理解を深めてもらうことはとても重要です。他の自治体では当事者団体や関係者との意見交換、住民意識の醸成、手話施策の現状把握などを経て、条例制定に至っている例もあります。本町でも同様のステップを踏みながら、前向きに御検討いただくことをよろしくお願いいたします。

次に、子供の虫歯予防について。

町では、1歳6か月児、2歳児、3歳児、その健診で希望者にフッ化物の塗布を実施し、虫歯予防の取組を行っているようですが、毎年何人ぐらい希望者がいますか。また、虫歯が目立つようになってくる年齢を教えてください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

幼児健診では、フッ化物塗布の希望者につきましては、令和6年度実績で1歳6か月児で受診者34名に対し、フッ化物の塗布を実施した幼児は26名、2歳児は22名の受診者に対し17名、3歳児は43名に対し27名となっております。

また、虫歯が目立ってくる年齢につきましては、町が実施しております歯科健診の結果からデータを見ますと、2歳から3歳にかけて虫歯が増加してくる傾向がございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

今聞くと、1歳6か月児で26人、2歳児で22名中17名ということですよね。3歳児では43名中27名、半分ぐらいかな。合計で70人ぐらいですかね。多くの子供が、親が希望するんだと思うので、やっているということは、すごくいいことだと思います。

それでは、フッ化物塗布は今聞いたので、フッ化物洗口について見解を伺います。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

フッ化物洗口は、虫歯予防の取組として本当に効果がある方法と理解をしているところです。

一方で、フッ化物洗口の実施については、関係機関、歯科医師会、薬剤師会、こども園、学校と関係課などと共通認識と実施体制の構築が必要であると。そして、保護者への十分な説明など、慎重に検討を進めていくことが重要であると考えております。

また、議員おっしゃるとおり、体の健康は歯からということが言われておりますので、まず当課といたしましては、住民に対しまして、このフッ化物を活用した虫歯予防、こういったことについて広報等で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

フッ化物を活用した虫歯予防についての周知をしてくださるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。できれば、フッ化物洗口についてもお知らせしていただければと思いますので、重ねてよろしくお願いいたします。

次に、こども園でのフッ化物洗口の実施について、フッ化物洗口はフッ化物、フッ化ナトリウムを含む液体で、ブクブクうがいをすることで、永久歯の虫歯を予防する方法です。生えてすぐの永久歯は弱く虫歯になりやすいため、4歳から14歳の時期に虫歯予防に効果の高いフッ化物洗口、ブクブクうがいを継続することで、将来にわたって強い永久歯を育むことができます。

フッ化物洗口マニュアルの表紙に、健康格差を減らす保育園、幼稚園、こども園、学校や施設などにおける集団フッ化物洗口の実践とあります。令和5年度時点での千葉県内54市町村別4歳から中学校卒業までのフッ化物洗口実施状況を見ますと、24自治体の実施しており、近隣では山武市、大網白里市、また長生郡市は1自治体を除いて全市町村が実施しています。

実施している自治体が多数あるので、本町でも実施できるかと思いますが、なぜ慎重に対応していかなければならないのか伺います。

○議長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

町長答弁にもございましたとおり、職員の体制づくりなど導入までのステップを踏むこと、また、厚生労働省からのフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方によりますと、フッ化物洗口は、原則として医薬品を使用することとされており、フッ化物は学校歯科医等の指導の下、洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、ほかのものと区別して貯蔵することや、使用量や残量等について薬剤出納簿等で管理することが望ましいとされているところでございます。

さらには、洗口液の調製につきましても、学校歯科医等の指導の下、基剤の管理、洗口液の調製、フッ化物洗口法に応じた所定の濃度への調整等を適切に取り扱う必要があることから、薬剤管理方法等に課題が多く、実施するためにはこの課題を整理することが必要であるため、慎重に対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

いろいろな課題があるということですので、その課題を一つ一つよく吟味していただき

いと思います。

先ほどもお伝えしたように、生えてすぐに永久歯は弱く虫歯になりやすいため、4歳から14歳の時期に虫歯予防に効果の高いフッ化物洗口を継続することが必要であります。御家庭で行うことはもちろんですが、こども園で集団で実施するようになれば、小学校まで継続していくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

先行自治体の取組結果からも、フッ化物洗口を継続することで虫歯予防に一定の効果があることは認識しております。

しかしながら、こども園の実施につきましては、これまでの答弁のとおり、慎重に対応していかなければならないと考えており、実施に至っていない状況でございますが、こども園におきましては、年少児以上は給食後の歯磨きの後に水を用いて洗口、ブクブクうがいを実施して虫歯予防に取り組んでおります。

引き続き、虫歯予防に取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 現在、こども園ではブクブク、年少児以上がブクブクのうがいを実施しているということで、本当にとってもいいことだと思います。

ブクブクうがいは小さい子供にとってはすごく難しく、慣れないと飲んでしまうということもあります。今はまず、お水でブクブクうがいを行っているということは、本当に大切なことですので、引き続き行っていただきたいと思います。

次に、学校におけるフッ化物洗口についてですが、先ほど教育長からフッ化物洗口マニュアル2020年度版によりますと、歯科医や薬剤師の指導の下、安全性を確保した上で適切な方法で実施することの答弁がありましたが、これはこれでこのとおりだと思いますけれども、私が調べた中ではフッ化物洗口は自宅や集団で行える自己管理の虫歯予防で、比較的低濃度のフッ化物溶液をうがいして使用する。一方、フッ素塗布は、歯科医師や歯科衛生士が直接高濃度のフッ化物溶液を歯に塗る専門的な処理とありました。いずれにしても、保護者等の意向を確認した上で実施することなど慎重に進めることは必要だと思います。

本町のこども園で行っていないのに、小学校で急に行うことは難しいと思います。

しかし、神戸市の小学校の虫歯ゼロを目指して、2025年度から小学校の5、6年生の希望

する御家庭にフッ化物洗口液を配布し、家庭でのフッ化物洗口を実施しています。あわせて、モデル校の小学1年生を対象に、小学校においてフッ化物洗口を実施するそうです。

このように進めている小学校もありますので、再度見解を伺います。

○議長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

各学校におきましては、これまでも学校歯科医の先生方の御協力により、口腔衛生教育、歯磨き指導、間食を含めた食に関する指導などに取り組んでまいりましたが、今後こうした取組を進めるとともに、学校歯科医等とも連携しながら、保護者への啓発を含めた学校歯科及び保健指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 本町の小学校においても、小学生虫歯ゼロを目指していただきたいと思えます。

毎日の歯磨きだけでは虫歯は防げません。一度虫歯になったら治療後も元には戻りません。週1回1分間フッ化物洗口液でブクブクうがいを続けると、最大80%虫歯予防効果があると言われております。この質問をきっかけに、こども園や小学校、また御家庭において実施できるように、健康福祉課、社会福祉課、教育委員会など町全体で考えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、こども誰でも通園制度について質問いたします。

本町では、令和8年4月からの実施に向けて整備及び運営に関する基準を定める条例案と規則案を策定中とのことですが、いつ頃この条例案と規則がまとまるのか、予定を教えてください。

また、同事業の利用時間は月10時間までで、利用料は1時間300円程度を標準とし、4分の3を国が補助するようですが、実際、保護者負担がどのくらいになるのか伺います。

○議長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

条例と規則案につきましては、12月中にまとめたいと考えております。

また、利用料につきましては、国が示しているとおり、1時間300円を基準として調整してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 12月中という、もう今月中ということですよ。大変だと思いますけれども、しっかりとまとめていただきたいと思います。

また、1時間300円の基準は変わらないでいてほしいと思います。

一方で、地域のつながりの希薄化が進む中、育児不安や孤独感を抱えながらもSOSを出せずにいる親も少なくないと思います。保育者と関わりを持つことで悩みを軽減し、愛着を持って育児に専念するためにも、親子で一緒に通園の取組について見解を伺います。

○議 長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

育児不安や孤独感を抱えている母子に対しまして、保育士との関わりを持ち、悩みを軽減し、愛着を持って育児に専念する環境を整えることは非常に重要であると認識しており、町としましても、SOSに対し、支援してまいりたいと考えております。

そのため、こども誰でも通園制度の実施場所につきましては、とようみこども園にございます子育て支援センターで実施する予定でございます。ならし保育といえますか、親子で遊べる子育て支援センターを利用いただき、保育士との関わりを持ち、悩みの軽減や愛着を持った育児を応援できるよう、関係機関と一丸となって進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

では、来年の4月からこの誰でも通園制度、これは子育て支援センターで実施されるということですよ。関係機関が一丸となって進めていただけるようですので、安心しました。よろしく願いいたします。

次に、保育士の件ですけれども、保育士の人数は分かりました。この事業が実施されるようになったら、現在の保育士の人数で足りるのでしょうか。新たに保育士を採用するのか、また、会計年度職員を充てるのか、お聞かせください。

○議 長（鍵田貴俊君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えさせていただきます。

保育士が足りているかとの御質問ですけれども、保育士が足りているため、新たな採用は予定しておりません。

以上でございます。

○議 長（鑓田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 分かりました。

現在の保育士でやっていけるということですよ。保育士も本当に大変だと思います。でも、できるということですので、それを信じるしかないなので、よろしくお願いします。

保育施設を利用するには、原則、共働き家庭や親が病気などの場合に限られていましたが、同制度によって、家庭とは異なる生育環境で同世代の子供と関わる機会に恵まれ、健やかな成長につながることとなります。保育士にとって多少の負担はあると思いますが、子育てに励む親の負担軽減も期待できると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、G I G Aスクール端末の更新について。

現在、本町の小・中学校の児童・生徒が活用しているG I G A第1期の端末は、令和8年度で終了するということでもあります。G I G A第2期の端末更新につきましては、第1期とは異なる事業スキームで行われるというふうに伺っていますが、第1期とはどのような相違があるのか伺います。

○議 長（鑓田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） それではお答えさせていただきます。

第1期における端末整備は、国による補助金を活用いたしましたが、第2期では千葉県が造成したG I G Aスクール構想加速化基金を活用し、整備を行う予定となっております。

基金を活用するためには、千葉県の共同調達による端末の調整が補助要件となっており、現在、令和8年度の共同調達に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長（鑓田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 本町におけるG I G Aスクール第2期でのタブレット端末のさらなる利活用の見解を伺います。

○議 長（鑓田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

教育長答弁にもありましたように、現在、タブレット端末につきましては特別な道具としてだけではなく、文房具の一つとして活用されております。現在、児童・生徒は自分のフォルダに学習を積み重ねることもしておりますが、今後は、現在の取組をさらに充実させるとともに、各自が学んだことを基にコミュニケーションツールとしての活用を進めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

今後の利活用として生成AI教育活動への導入や学校業務のDXの推進、円滑なクラウド環境の整備や新たに英会話のAIアプリを中学校2、3学年に導入することを計画、また英語を用いたコミュニケーション能力を身につけ、グローバル社会を見据えた生徒の育成に向けて取り組んでいくなど考えている自治体もあるようです。

本町においては、今後、各自で学んだことを基に、コミュニケーションツールとしての活用を進めていきたいとのことですので、本町のさらなる取組に期待いたします。

次に、新端末への買換えについて。

これから予算化されると思いますが、県の補助金を活用して町ではおおよそどのくらいの予算を考えているのか、分かる範囲でお答えください。

○議 長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

タブレット端末の更新に係る予算につきましては、端末代のほか学習用ソフトウェアなどの関連経費について、令和8年度当初予算に計上を予定しております。

また、歳入予算に児童・生徒用端末1台当たり3分の2の県補助金を受け入れる予算を計上する予定でございます。

以上でございます。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 今お聞きしますと、児童・生徒のタブレット端末だけが県の補助が受けられるということですが、学習用ソフトウェアなどの関連経費は補助対象にならないのでしょうか。

○議 長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

ただいまおっしゃられました、児童・生徒用の学習用端末につきましては1台当たり上限5万5,000円の3分の2が補助対象となりますが、教職員用端末や学習用ソフトウェアなどの関連経費は補助の対象外となっております。

なお、タブレット端末機の金額につきましては、今後、千葉県の共同調達により示される

こととなっております。

以上でございます。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

第1期のときは、4万5,000円が上限で国の補助が使えたということですね。今回は県の補助で上限が5万5,000円ということで、あとは5万5,000円以内のものということですよ。

それは金額まだなんですけれども、先ほど新規のほうが650台の予定という答弁があったじゃないですか。この中には児童・生徒と教職員も含まれての台数なのかな、一気に聞いたと思うんですけれども、その中の児童・生徒分だけが補助の対象になるということですよ。あとの教職員のほうは対象にならないから大変な状況ですよ。また、ほかの学習用のソフトウェアなんかも別ということですよ。しっかりと今回のこの来年度の予算計上、これからされると思いますけれども、よく吟味して子供たちのためにお願いしたいと思います。

次に、データ消去や処分計画についてですが、教育長からデータが残存することのないよう、適切な処理方法を実施しとの答弁がありましたが、具体的な処理方法を伺います。

○議 長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） それではお答えさせていただきます。

データの消去方法といたしましては、確実にデータ消去が実施される方式を検討しております。データ消去の完了後は、作業完了を確認できるようにするためのデータ消去完了証明書の提出を求めるなど、確実にデータの消去が実施されるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議 長（鍵田貴俊君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪せざるを得なかった事例や学校のデータがネットに流出した事案、またデータ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいることがあります。

来年度に更新されるG I G Aスクール端末の大量処分に向けて、今が重要な時期だと考えますので、町長、教育長、また教育委員会、認定事業者等が連携を取りながら、しっかり対応していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は2時55分です。

（午後 2時45分）

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時54分）

○議長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、6番、原田教光君。

（6番 原田教光君 登壇）

○6番（原田教光君） 6番、原田です。

一般質問の冒頭に当たりまして、一言申し上げます。

11月30日、農業・漁業行政の要として本町に御尽力いただきました川島農林水産課長が逝去されました。

その専門性と前向きな姿勢は本町農業・漁業の大きな支えであり、突然の訃報は痛恨の極みであります。これまでの御貢献に深く感謝申し上げ、心より御冥福をお祈りいたします。

また、本日は、作田納屋高橋区長をはじめ、後援会の方々に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、町民の皆様方の声を町政に届けると、このことを使命としております。執行部の皆様方におかれましても、明快な答弁をお願いをいたします。

それでは、議長の承認をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

大項目1、防災対策の充実について。

本町では、これまで様々な防災対策が進められてきましたが、近年は地震、豪雨災害の激甚化により、地域全体の防災力を一層高めていくことが求められております。とりわけ地域住民が主体となって行動する自主防災組織の活動強化と、住民一人一人の防災意識の向上は、災害時の迅速な避難行動と被害軽減に欠かせない要素であります。そのため、自治体として自主防災組織の結成状況や活動の充実を図ることに加え、各地域の特性に応じた避難訓練の強化、そして災害対応力をさらに高めるための施設整備が重要になります。

現在、町内では3か所で津波避難タワーの建設が進んでおります。令和8年3月の完成を

予定していると同っております。これらの施設は、津波や大規模災害時における迅速な避難と物資供給を備えていると、支えていると極めて重要な拠点となるものであります。

一方で、こうした施策を着実に進めていくためには、限られた予算の中で、効果的・効率的な資源配分を行い、地域防災力の底上げにつなげていく視点が欠かせません。自治区ごとに実施されている防災訓練や自主防災組織の活動についても、継続性の確保や住民参加の促進など、今なお課題が残されていると感じております。

また、地域の防災リーダーとして期待される防災士の育成、活用、そして、近年、全国的にも課題となっている消防団員の減少への対応など、地域防災を支える人的基盤の強化も避けて通れない重要なテーマであります。これらの状況を踏まえ、町がどのように地域防災力を高め、今後の防災施策を展開していくのか、その現状と方針について質問をさせていただきます。

まず1点目、自主防災組織の現状、支援体制についてと、2点目、現在建設中の避難タワーの概要及び完成後の活用及び管理方針について。3点目、防災士の育成・活用について。4点目、消防団員の減少に対する町の認識及び今後の確保・育成への取組について、以上4項目であります。

次に、大項目2の農業振興についてであります。

近年、本町の農業はかつてない転換期にあります。食用米の需要減、制度の見直し、これまでは米の増産という方針が示されましたが、最近になりまして減産の方向へ転じるということがございます。現場の農家からは、一体どちらに従えばよいのか分からないとの声が多く寄せられています。そして担い手の減少、この現実、これまでの延長線上では地域農業を守れないという強い危機感を私たちに突きつけてきております。

特に米づくりは、本町農業の根幹をなす基幹産業であります。その作付状況がどう変化しているのか、そして町はどのような将来像を描き、どのように誘導し、支えていくのか。これは町の農業政策の方向性を決定づける極めて重要な問いであります。

さらに、国が全国一斉に進めております農地の地域計画、このことについては、農地を守り、地域の営農体制を再構築するための柱ともいえる取組であります。その策定は容易ではなく、地域の話合いの頻度や、担い手の確保、農地集積の課題など様々な問題が存在すると聞いております。

本年3月に策定された農地の地域計画は県に提出され、その後、進捗状況はどうなっているのか。また、計画に基づく営農指導や助成制度の変更について、農家にどのように影響が

あるのか、町としてどのように情報提供や支援を行うのか、お聞かせください。

最後に、こうした情勢や計画の変化の中で、今後の水田活用や地域営農の方向性について、町長の所見を伺います。

1点目、本年度の米の作付状況、また、主食用米、加工用米、飼料用米など、面積や割合及び前年度と比較増減はどうかと。2点目、令和8年度の米の作付方針について。3点目、農地の地域計画の進捗状況についてということ、以上3点であります。

次に、大項目3であります。

洋上風力発電についてであります。私は、これまで数年間にわたりまして、九十九里沖洋上風力発電事業の推進について一般質問を重ねてまいりました。本事業は、地域経済の活性化、そして、再生エネルギー導入にとって極めて重要な取組であります。令和4年9月30日、九十九里沖は国により有望な区域として選定されました。

しかし、既に3年が経過しているにもかかわらず、国、県からの地域への具体的な連絡や進捗の報告はいまだありません。さらに、千葉県銚子沖で三菱商事株式会社による施工請負が撤退するという事態も生じております。このことから、九十九里沖の事業への影響が懸念されるところであります。

そこで伺います。1点目として、九十九里沖の「有望な区域」選定後の国、県の具体的な対応状況について、町としてどのように把握しているのか。2点目として、漁業者や周辺住民へ、情報の提供や調整について、町としてどのような対応を行っているのか。2点であります。

次に、大項目4、町バスの更新についてであります。

本町では、老朽化した町バスの更新を令和4年、5年度の予算に計上していましたが、しかし、中型バスのエンジン製造会社による認証不正問題の影響で、生産が停止したと。更新ができませんと。令和6年度には暫定的にバスを賃貸借で対応し、令和7年度についても購入の費用を改めて予算計上していると承知をしております。

ところが、担当課によりますと、本年度はサイバーセキュリティー対策の影響で、中型バスの製造が再び中断しているということでございます。このため、町民に対して現状を十分に理解できない状況でございます。

そこでお伺いいたします。

1点目、現在の町バスの入手可能性や納期の見通しについてどうか。2点目、今後、町民に対して、状況や対応策をどのように説明していく計画でしょうかということでございます。

再質問につきましては自席にて行います。

○議 長（鏑田貴俊君） 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、原田教光議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災対策の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の自主防災組織の現状及び支援体制についての御質問ですが、現在、地域住民が主体となる自主防災組織を各自治区で結成しており、45自治区中10自治区で結成されており、残りの35自治区につきましては未結成であるため、町といたしましては、これらの自治区に対し、啓発活動の強化と組織設立に対して補助金を支出するなど、結成に向けての取組を推進しております。

また、既存の自主防災組織の活動に対しましても、運営に対する補助金及び町職員による人的支援等を行ってまいります。全自治区で自主防災組織が結成され、地域防災力が強化されるよう、今後も様々な支援を続けてまいります。

2点目の現在建設中の避難タワーの概要及び完成後の活用・管理方針についての御質問ですが、町では、片貝、豊海、作田の3地区に津波避難タワーの建設を進めております。

施設の概要ですが、片貝地区は床高5.5m、収容人数は156人、豊海地区は床高6m、収容可能人数132人、作田地区は床高6m、収容可能人数93人で、スロープや階段などにより、緊急時に迅速に避難できるように設計しております。

また、津波避難タワーは、津波発生時に一時緊急避難場所として使用されるほか、自主防災組織などによる防災訓練にも活用が見込まれております。

さらに、片貝地区には防災備蓄倉庫も併設し、様々な災害に対して迅速な支援が行える施設となっております。

管理につきましては、条例に定め、計画的に点検を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

3点目の防災士の育成及び活用についての御質問ですが、防災士は、地域の防災活動において重要な役割を果たすものであり、地域住民の防災意識を高めるためにも、その積極的な活用が求められております。

特に、地域の防災リーダーとして防災士が避難所の運営や防災訓練の指導を行い、実践的な活動を通じて地域住民の防災力を向上させることが期待されております。

町では、町内の防災士と意見交換会を実施し、地域防災活動における課題や改善点を共有いたしました。その後、具体的な進展についてはまだ十分に踏み込めていない状況であります。

今後は、防災士が地域の防災活動に積極的に関与できるよう、防災士の集まる機会を増やし、防災士の普及と育成に取り組んでまいります。

4点目の消防団員の減少に対する町の認識及び今後の確保・育成への取組についての御質問ですが、全国的に消防団員の減少が進む中、本町においても、少子高齢化や地域住民の生活様式の多様化、勤労環境の変化等の影響により、消防団員の確保が年々難しくなっています。

現在、団員数は減少し、高齢化も進んでおり、将来的な地域防災力の維持に課題を抱えていると認識しております。この状況を踏まえ、町では、消防団活動への理解促進と入団促進を目的に、広報紙や町ホームページで団員募集を行い、各分団においては、団員募集に向けた様々な取組を行っているところです。

さらに、平日日中の火災に対応する機能別消防団員制度の導入、また、消防団員の処遇改善として、団員報酬や出動報酬の見直し、活動しやすい環境改善づくり、行事訓練の見直しなどにも取り組んでおります。

今後も住民の皆様には消防団の意義と地域における重要性を周知するとともに、消防団本部と連携し、消防団活動における負担軽減など、風通しのよい組織づくりの促進を図りながら、団員の確保・育成に努めてまいります。

次に、農業振興についての御質問にお答えいたします。

1点目の本年度の米の作付状況、主食用米、加工用米、飼料用米など、面積や割合及び前年度との比較増減についての御質問ですが、本町における令和7年度作付総面積は597.4haとなっております。内訳は、主食用米が581haで、割合といたしましては総面積の97%、加工用米が3haで、割合は0.5%、飼料用米などが13.4haで、割合は2.5%となっております。前年度との比較増減は、主食用米が前年度比123%で23%の増、加工用米が前年度比13%で87%の減、飼料用米などが前年度比24%で76%の減となっております。

2点目の令和8年度の米の作付方針についての御質問ですが、本町における米の作付方針は、毎年、千葉県農業再生協議会から示される主食用米の生産目安を基に、九十九里町農業再生協議会において、米の需給調整に係る生産目安の設定方針を定め、農業者の方に通知し、協力をお願いしております。

令和8年度の県農業再生協議会からの生産目安の通知はまだ来ておりませんが、令和7年度の実績を踏まえ、需要に応じた生産の適正化を基本としつつ、主食用米につきましては一定規模の作付を確保し、加工用米、飼料用米などは、農家の作付意欲が低下していることを踏まえ、町といたしましても、戦略作物の維持・減少抑制に向けた支援策を検討するため、県、JAなどの関係団体と密接に連携し、交付金制度などの支援策について、農家への情報提供を強化するとともに、県農業再生協議会からの方針が届き次第、町農業再生協議会に諮り、農業者の方にお示しさせていただきます。

3点目の農地の地域計画の進捗状況についての御質問ですが、初めに、本町における農地の地域計画につきましては、令和5年度から、国の人・農地プランの再編に伴い、農地の地域計画への移行が全国的に進められました。

本町でも、農業者の確保、農地の集積・集約化、農地の持続的利用等を目的といたしまして、令和7年3月26日に地域計画を策定いたしました。地域計画の策定に当たっては、土地改良区ごとに町が協議の場を設け、認定農業者、JA、土地改良区、農地中間管理機構等に参加していただき、工区ごとにその地域内の農業を担う者を明確にいたしました。

今後につきましては、特定の担い手に過度な負担が集中することがないように、認定農業者等の主要な担い手への農地の集積・集約を進め、適切な農地利用の確保を目的として、国の方針に基づき、継続的な計画の改善を図ってまいります。

次に、洋上風力発電についての御質問にお答えいたします。

1点目の九十九里沖の有望な区域選定後の国、県の具体的な対応状況についての御質問ですが、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の導入に向けた動きが複数の地域で進められていることで、地域によって様々な課題が生じ、それらの調整に多くの時間を要しております。これを受け、国では、協議会の設置前から、漁業者など地元関係者との調整をこれまで以上に丁寧に行いながら、地域の合意形成を進めることが必要であるとしており、そのことから、県におかれましては、九十九里沖の地元関係者などに丁寧な説明を行っている状況であると伺っております。

町といたしましては、協議会の早期設置に向け、要望活動などを行っているところであります。

2点目の漁業者や周辺住民への情報提供や調整についての御質問ですが、洋上風力発電事業の導入に向けた住民説明会、漁業者説明会、協議などにつきましては、事業者が実施することとなっており、町は住民への情報共有、相談窓口の調整となります。

そのことから、先般、九十九里沖で事業を計画している事業者からの依頼を受け、環境アセスメント住民説明会の開催についての広報をさせていただいたところであります。

洋上風力発電事業の推進に当たりましては、地域住民及び漁業関係者の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

町といたしましては、町広報紙などにより、また、ホームページにより、丁寧な情報提供を行い、地域にとってよりよい方向になるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、町バスの更新についての御質問にお答えいたします。

1点目の現在の入手可能性や納期の見通しについての御質問ですが、町有バスの更新につきましては、令和7年度一般会計予算に所要の経費を計上し、令和7年度末の納車を予定していたところでございます。

町有バスの納期につきましては、契約手続に約3か月、納期に約6か月を要することから、令和7年9月開催の令和7年第3回九十九里町議会定例会にて、財産の取得として契約手続等の準備を進めてまいりましたが、自動車製造会社から、車両へのサイバーセキュリティー対策が義務づけされたことに伴い、その対応を図るまで受注を中止する旨の連絡を受け、以降、その動向を注視してまいりましたが、現在も受注再開が見込まれない状況と伺っております。

2点目の、今後、町民に対して状況や対応策をどのように説明していく計画でしょうかとの御質問でございますが、町有バスの更新につきましては、引き続き、自動車製造会社の動向を確認してまいります。受注再開の見通しが立たず、今年度中に町有バス更新に係る予算の執行が見込めない場合は、令和7年度一般会計予算を補正し、その中で町民にお知らせいたします。

また、バスが更新されるまでのバスを使用した公務につきましては、現在と同様に賃貸借して対応してまいります。

以上で、原田教光議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鍵田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） それでは、防災対策①の自主防災組織の関係で再質問をさせていただきます。

自治区を単位とした防災訓練の実施状況や町の支援について、お伺いいたします。

○議長（鍵田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

自治区単位での防災訓練につきましては、地域の特性や実情を反映した内容で実施しており、住民の防災意識の向上に大きな効果を上げていると考えてございます。

今年度は自主防災組織として活動している2自治区が防災訓練を行いまして、避難所や避難経路の確認、災害時の役割分担など、実際の災害を想定した訓練を行っております。さらに今週末、12月7日になりますが、ここでも訓練を予定している自治区がございます。

町といたしましても、訓練が円滑に進行するように、職員によるサポートなど人的な支援も行っております。

また、訓練の効果といたしましては、住民が実際に避難行動を体験することで、災害時における冷静で迅速な対応が可能となり、避難の円滑な進行が期待されておりますが、一方で、課題として申し上げますと、参加者の確保、特に高齢者や障害者など要配慮者の避難支援をどのように行うかが挙げられてございます。

今後も地域の住民の協力を得ながら、訓練への支援をさらに充実させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、①の再々質問となります。

訓練の改善に向けて、今後、どのように取組を検討しているのか、お聞きいたします。

○議長（鏑田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 町では、自主防災組織の代表を対象にいたしまして、自主防災組織連絡協議会を開催し、訓練後の改善点や課題を共有してございます。この研修会では、各地域で実施された訓練の成果や課題をリーダー同士が話し合いをいたしまして、次回の訓練に生かすための意見交換を行ってございます。

また、研修会を通じて得られた情報、意見につきましては訓練の内容、運営方法の改善に反映させ、地域ごとの特性を考慮した訓練内容の充実を図っております。今後はさらに、効果的な訓練を実施するため、地域ごとの特性に応じたフィードバックをリーダー間で共有をいたしまして、訓練プログラムの改善点を整理し、次回の訓練に生かしていきたいと考えてございます。

○議長（鏑田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、②の避難タワーの関連で再質問をさせていただきます。

作田・豊海避難タワーにも、備蓄倉庫の併設についてどうお考えか。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 作田と豊海の避難タワーについてでございますが、津波避難をする際に必要となる物資を迅速に提供できるように、想定避難者数の1日分の水や食料に加えまして、アルミブランケット、簡易トイレ、応急セットなどを収納する簡易的なボックスを設置する予定でございます。これにより、避難者が避難後に安全かつ自立的に過ごせる環境を整えてまいります。

具体的には作田避難タワーには65人分、豊海避難タワーでは124人分を想定しております。災害時に即座に活用できるよう、物資の種類、数量を適切に選定いたします。さらに、これらの物資につきましては定期的に点検・更新を行う等々、適切に管理をしております。以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 同じく再々質問になります。

作田地区が分断された場合、防災倉庫を設置する考えについてであります。作田地区は、災害時に作田川によって町から分断されるおそれがあり、町の合同避難訓練も片貝・豊海地区とは別で、同一避難場所での訓練に参加できていません。作田地区は山武市主催の訓練に参加し、避難所も山武市の鳴浜小学校とされております。

このように、町からも分断を前提とした対応を求められている状況でございます。近隣自治体との災害協定はあるものの、町としても防災備蓄への責任を果たす必要があるというふうに思っております。

現在建設中の片貝防災備蓄倉庫兼避難施設から作田地区へ物資が確実に届く不安が残るため、地理的条件を踏まえ、作田地区にも防災倉庫を設置する考えについてどうか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

作田地区と本町、あるいは片貝にも建設をしてございます防災備蓄倉庫をつなぐ橋梁につきましては、なかよし橋や鶴巻堰を含めて6橋ございます。いずれかの橋を通行することで、地区間の連絡を維持する考えではございますが、特に災害時などの突発的な状況におきましては、通行の確保が難しくなる可能性も完全に否定することはできないものと理解してございます。

そのため、山武市をはじめといたしました近隣自治体や民間事業者との災害協定に基づき、

避難支援や物資の供給を含む迅速な対応ができる体制を整備し、不測の事態に備えているところでございます。

しかしながら、現下の状況を確認した上で、これまで以上に万全を期すというのであれば、町といたしましても、議員御提案の防災倉庫について検討する必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、③の防災士関係の再質問でございます。

意見交換会の具体的な内容について、また、何回開催されたのか、お答えください。

○議長（鏑田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 防災士との意見交換会についてでございますが、これまでに令和5年度に1度開催してございます。これは、町の共助の不足を補い、自助・共助の底上げを図るために防災士の協力を得ることを目的に行ったものでございまして、具体的には防災普及活動の強化や避難所運営支援など連携について意見交換がなされました。

また、防災士の方々からは、資格取得の背景といたしまして、工場などに避難して来る方々を支援するために資格をしたという方がいる一方で、仕事との兼ね合いで全面的な協力が難しいといった意見もございました。

このため、協力の範囲を調整をし、実効性のある連携を目指すとともに、協力可能な範囲で防災活動を進めるなど、負担の軽減策を講じていく必要があると認識したところでございます。

こういった点を踏まえまして、改めて防災士の方々と連携関係を構築したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 同じく再々質問であります。

防災士の資格取得に対する補助金の創設についてということであります。ちなみに、近隣市町では既に創設されているところもございます。これについてお答えいただきたい。

○議長（鏑田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 防災士に対する補助金についてお答えさせていただきます。

防災士は避難所の運営であるとか、防災訓練の指導、防災啓発活動を通じまして、地域住

民の防災意識を高め、実践的な防災活動をリードする重要な存在であり、このような方々を増やすということは、災害時に迅速かつ的確な対応を可能にし、町の安全性を一層高めるために不可欠だと認識してございます。

また、その効果につきましては十分理解をしておりますが、現時点におきまして、防災士と行政との連携には実績が不足しておりますので、まずはこの連携強化を最優先として、こういった取組を進めていく中で、本町においても効果が見込まれるといった場合には、補助制度の創設についても検討を進めたい考えでございます。

以上です。

○議長（鑓田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、④の消防団関係であります。再質問。

具体的な団員減少数と、その対策についてお答えいただきたい。

○議長（鑓田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 消防団員の確保についてでございますが、少子高齢化による人口減少や労働環境の変化など、様々な社会的背景によりまして、団員数の減少は続いている状況でございます。

本町におきましても、10年前の平成28年には351名の団員が在籍しておりましたが、年々約3%の減少が続いておりまして、本年4月時点においては81名減の270名となっております。

こういった状況の中で、消防団の活性化を図ることを目的とした女性消防団員制度の導入や、平日日中における災害出動人員の確保対策といたしまして、機能別消防団員制度を導入し、町消防体制の維持に努めているところでございます。

今後、団員の確保対策といたしましてですが、広報活動を強化をいたしまして、町の情報発信媒体の活用等々、消防団の重要性を周知するほか、自治区とも協力をして、共助の意識を高めるための啓発活動を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（鑓田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 同じく再々質問であります。

団員確保に向けた自治区との具体的な取組に対する対策に、どうお考えか。

○議長（鑓田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 消防団は自分たちの地域の安全は自分たちで守るということを基

本理念といたしまして、日本の共助の伝統を引き継ぐ地域防災の要である一方、団員の減少が進んでいる中で、地域防災力を維持していくためには、地元自治区との連携が一層求められていると認識してございます。

このため、団員確保が喫緊の課題である部から順に町、消防団本部、該当の部で協議を行い、まずは自治区に地元消防団の現状を理解していただくことが重要でございます。

その上で、地元消防団が地域防災の要として、持続的な活動を行えるよう、自治区からの協力と支援を得て、団員確保に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめといたしまして、先般、作田納屋自主防災組織が実施した避難訓練に参加をさせていただきました。職員4名が出席をされまして、熱心に説明をいただき、非常に有意義な内容であり、大変勉強になりました。

このような実践的な訓練は、地域住民の防災意識を高めるために極めて重要であると感じております。今後は、このような訓練を他の自主防災組織にも広げ、より多くの住民が防災に対する意識を持ち、協力し合える環境が広がればと考えております。

また、先月27日には、自衛隊大型輸送ヘリコプター離発着の訓練が町として初めて実施をされました。このことについても、町の将来の災害対応強化が図られたというふうに思っております。

災害から町民の命と財産を守るには、行政の備えに加え、地域住民の自主的な協力が欠かせません。町と地域が連携し、誰もが安心して暮らせる、強くてしなやかな防災のまちづくりを進めることが重要だと思っております。

また、消防団をはじめとする地域防災の担い手が安心して活動できる環境整備は、町の将来に直結する課題であります。防災士など、地域の防災リーダーの活躍を支える育成・支援も含め、行政と地域が一体となり、災害に強いまちづくりを進めていく必要があると思えます。

つきましては、町当局のさらなる御協力をお願いを申し上げます。

続きまして、2の農業振興についての再質問に入る前に、一言申し上げます。

本件の農業振興、農業政策に深く携わり、本来であれば本日答弁の中心として対応していただくはずだった川島農林水産課長が4日前に急逝されました。

課長は農業に精通し、常に前向きに課題に取り組んでこられた方でありまして、その突然

の訃報は誠に残念でなりません。

長年の御尽力に深く敬意を表し、心より哀悼の意をささげます。

本来であれば、本日の議論を踏まえて、再質問を行う予定でございましたけれども、今回はあえて再質問は行わず、要望として申し述べたいというふうに思っております。

本町の稲作農家は、今、確実に岐路に立たされております。情勢は日々変わり、増産から減産へと方針が揺らぐ中、現場の農家は戸惑いと不安の中で営農を続けております。だからこそ、今、求められているのは、行政が明確な方向性を示し、農家が迷わず前を向ける環境をつくることでもあります。

農地を守るということは、地域を守るということです。営農を支えるということは、町の未来そのものを守ることであります。この重大な局面において、町がしっかりとかじを取り、変化の波に飲み込まれることなく、むしろそれを乗り越える力を農家の皆さんとともに築いていただきたいというふうに思います。

私は今日の質問を通じ、町がより一層、現場の声に寄り添い、迷いのない政策、揺るがない支援、これが着実に示されることを強く期待し、この項目を終わります。

次に、洋上風力発電の関係であります。

1 に対しての再質問であります。

銚子沖の三菱商事撤退を受け、九十九里沖事業への影響や町の対応方針はあるのかということで、お答えいただきたいと思っております。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

当該事業者の個別経営の判断によるものであり、その要因や事情は公募、選定時から現在に至る間に生じた世界的なインフレや円高による資材・建設費の急騰、固有の事情に基づくものと認識しております。

したがって、当該案件の動きが九十九里沖の促進区域の指定の手續に影響を与えるものではないと考えております。

町としましては、これまでどおり、県に対し早期協議会の設置を働きかけるとともに、事業者に対しては、今回の事案から得られた教訓を踏まえ、事業の計画の策定、国に対しては外部環境を踏まえた事業性の厳格な評価を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 6 番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 2点目に対しての再質問であります。

地域住民や漁業者への周知、協議をさらに加速する具体策は検討しておりますかということ、お答えいただきたい。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

現状のところ、地域住民や漁業者への周知、協議をするものはございません。しかしながら、洋上風力発電の円滑な推進に当たっては、地域住民の方々や漁業関係者の皆様の理解と協力が不可欠であると認識しております。

今後、事業が進行した際には、協議会の設置や促進区域の指定などの情報について、地域住民の方々にも適宜提供していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（鎌田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめとしまして、本町としては、地域経済や漁業、再生可能エネルギー推進の観点から、九十九里沖洋上風力発電事業の国、県との調整状況について、速やかに情報提供を求めるとともに、迅速な手続、促進を強く要望し、この項目の質問を終わります。

次に、町バスの関係で再質問をさせていただきます。

エンジン製造会社による認証不正問題による生産中断、いつ解除され、また、今回のサイバーセキュリティ対策については、いつから義務づけされているのか、このことについてお答えいただきたい。

○議長（鎌田貴俊君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

エンジン認証の不正問題の公表につきましては、令和5年3月ということで再認証の公表がされているというところでございます。

また、サイバーセキュリティ法の法制度につきましては、2021年1月に発効されているということでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめといたします。

町バスの更新は、車両製造会社の不正問題やサイバーセキュリティ対策の影響で、かな

り遅れているとのことですが、この遅れの理由は、ほかの要因もあるのではないかと危惧をしております。

町バス更新は町民からの要望にて町執行部より上程され、議会において可決承認されまして、令和4年度より当初予算に計上され、町民との約束事であります。早期に期待に沿えるよう履行していただきたい。また、町民の皆さんが安心してバスを利用できるよう、納期や対応策について、敏速かつ丁寧に情報をお知らせいただくことを強くお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分

令和7年第4回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月5日（金曜日）

令和7年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月5日（金）午前9時31分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鎗 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君
農 林 水 産 課 農 村 整 備 係 長	鎗 田 秀 樹 君	商 工 観 光 課 長	古 関 保 君
ま ち づ くり 課 課 長	木 原 隆 行 君	会 計 管 理 者	古 川 紀 行 君
ガ ス 課 長	麻 生 雅 弘 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	鶴 岡 正 美 君

教育委員会 中村 勝君
事務局主幹

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鍵田 貴賜君 書記 鈴木 克奈君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時31分

- 議 長（鏑田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（鏑田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 一般質問

- 議 長（鏑田貴俊君） 日程第1、12月4日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、2番、阿井賢一君。

（2番 阿井賢一君 登壇）

- 2番（阿井賢一君） 改めまして、おはようございます。

一般質問に入る前に、まずは、先般、御逝去されました川島農林水産課長に対し、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大項目1の本町のふるさと納税の現状と今後の展望についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った町や応援したい地域を選んで寄附ができる仕組みとして全国的に広がっています。寄附を受けた自治体は、そのお金を地域の発展や住民サービスの向上などに活用できる、とても大切な制度です。全国の多くの自治体では、ふるさと納税を通じて地域の特産品や観光資源を広く発信し、地域経済活動の活性化につなげていきます。地元の事業者と協力して新しい返礼品を開発したり、まちの魅力を伝えるPR動画を制作したりと、様々な工夫をしています。

一方、九十九里町のふるさと納税については、全国的な寄附額の増加傾向に比べるとやや伸び悩んでいるように感じます。町の魅力を十分に伝え切れていない部分や、返礼品のラインナップに改善の余地があるのではないかと考えます。

九十九里町には九十九里浜をイメージとする美しい海岸や豊かな自然、そしてイワシやハマグリなどの新鮮な海の幸といった、他の地域にはない多くの魅力があります。こうした地域資源をもっと生かし、ふるさと納税を通じて全国に九十九里町のよさを発信していくこと

が大切だと思います。

そこでお伺いいたします。

1点目の本町における直近3年間のふるさと納税の寄附件数及び寄附額の推移は、どのように把握しているのか。

2点目の返礼品の選定や見直しについてお伺いいたします。

ふるさと納税制度の原点は、地域の特産品や魅力を全国に発信することにあります。本町では海産物や農産物など、地域資源が豊富にあります。返礼品のラインナップや提供事業者の拡大など、地域経済への普及をどのように意識して取り組んでおられるのかお聞きします。

3点目の寄附額の使途と効果「見える化」についてお伺いいたします。

寄附者の多くは、自分の寄附金がどのように使われたのかを知りたいと考えています。本町では、寄附金の活用事例などをどのように町民や寄附をされた方に公表されているのか。また、よく分かりやすい情報発信の工夫についてお考えをお聞かせください。

4点目は、今後の展望についてお伺いいたします。

寄附額の確保だけでなく、地域事業者の育成、地元雇用の創出、観光振興など、本町の総合的な地域の活性化につなげていくことが重要だと考えます。これまでの実績を踏まえ、今後どのような戦略や品目をもって、ふるさと納税制度を推進していくのかお伺いいたします。

次に、大項目2の県道飯岡一宮線（産業道路）の悪臭対策についてお伺いいたします。

令和7年第2回目の定例会でも一般質問させていただきましたが、悪臭測定器導入後の活用方法についてどのように考えているのかという質問で、排水路の臭気測定を定期的を実施する予定であるとの回答をいただきました。また、排水路内の汚泥の堆積状況について確認したところ、引き続きしゅんせつを実施するよう管理者である県に要望しているとの回答がありました。

そこでお伺いいたします。

1点目、4月から測定器を用いて検査を行っていると思うが数値の推移は、をお聞きいたします。

次に、2点目の海水循環はもとより以前実施したEM菌等をもう一度実施する予定はないのかをお伺いいたします。

最後に、大項目3の統合小学校校舎建設及び中学校校舎改築工事について、2点お伺い

たします。

1点目は、この工事に係る総事業費はどのくらいかかる事業なのかをお聞きします。

2点目は、事業費の内訳はどのような内容なのかをお伺いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（鏑田貴俊君） 阿井賢一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、阿井賢一議員の御質問にお答えいたします。

なお、統合小学校校舎建設及び中学校校舎改築工事についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、ふるさと納税の現状と今後の展望についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町における直近3年間のふるさと納税の寄附件数と寄附額の推移はどの御質問ですが、本町におけるふるさと納税の寄附状況につきましては、令和4年度が寄附件数1,386件、寄附金額1億5,338万2,000円、令和5年度が2,737件で2億1,197万6,000円、令和6年度が2,737件で1億9,470万6,000円となっております。

2点目の返礼品の選定や見直しはどの御質問ですが、返礼品の選定は、ふるさと納税制度の趣旨に沿って、地域の特産品や魅力を全国に発信し、地域の活性化に寄与できるよう事業者の御協力の下、返礼品登録を行っております。

見直しにつきましては、国による返礼品の基準改定等があった際には、基準に沿った見直しを行っております。

3点目の寄附額の使途と効果「見える化」はどの御質問ですが、本町では、ふるさと納税による寄附金の使途や活用状況を、町民や寄附者の皆様にお伝えするため、町ホームページにおいて、寄附者に選択いただく7つの使途区分で実施した事業や内容を、分かりやすく掲載することによりお知らせしております。

4点目の今後の展望はどう考えているのかとの御質問ですが、町といたしましては、ふるさと納税制度を単に寄附金を確保する手段としてではなく、地域資源の活用を通じた総合的な地域活性化の重要な施策と位置づけております。

今後は、町の持続的な地域経済の発展や地域活性化のため、さらなる返礼品の充実や事業者登録の拡大を図るとともに、様々な機会を通じて、本町の登録産品の魅力を発信し、より

多くの方々に御支援をいただけるよう努めてまいります。

次に、県道飯岡一宮線（産業道路）の悪臭対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の4月から測定器を用いて検査を行っていると思うが、数値の推移はどの御質問ですが、本年7月から月に1回、町内10か所を、臭気測定器を用いて測定しております。

計測結果の平均値の推移といたしましては、7月は269、8月は300、9月は268、10月は228、11月は189と、気温の高い夏季は臭気の数値は高く、気温の低下に伴い数値が下がる傾向があります。ちなみに、役場敷地内の平均値は221でございました。

2点目の海水循環はもとより以前実施していたEM菌等をもう一度実施する予定はないのかとの御質問ですが、平成20年度から平成25年度までEM菌を放流しておりましたが、臭気を取り除く大きな改善が見られなかったことから中止しており、再開の予定はございません。

以上で阿井賢一議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（鎌田貴俊君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 阿井賢一議員からの御質問のうち、私からは、統合小学校校舎建設及び中学校校舎改築工事についての御質問にお答えいたします。

なお、1点目のこの工事に係る総事業費はと、2点目の事業費の内訳はの御質問ですが、関連しておりますので一括してお答えをさせていただきます。

現在、校舎建設に係る基本設計が完了し、学校施設として必要な施設の概要が完成いたしました。この設計に係る費用と、同規模の学校建設工事の単価を参考とした概算工事費を合算した総事業費としては約83億円を見込んでおります。

また、この内訳でございますが、令和6年度より実施している調査、設計業務費が約2億円、校舎建設及び附帯施設工事費が約61億円、既存校舎の解体を含めた外構工事費が約20億円と見込んでおります。

この工事費は、あくまでも概算として算出しておりますので、今後、実施設計の結果を踏まえ、工事単価の推移等も十分に検証し、精査を行ってまいりたいと考えております。

以上で阿井賢一議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（鎌田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井でございます。

浅岡町長、鈴木教育長、御答弁ありがとうございます。

それでは初めに、大項目1のふるさと納税の現状と今後の展望について再質問をさせてい

たきます。

1点目の本町における直近3年間のふるさと納税の寄附件数と寄附額の推移については、町長から寄附件数と寄附額をお答えいただきましたが、本町で寄附額の多い主な返礼品はどのようなものがあるのでしょうか。また、近隣市町村でのふるさと納税の寄附額及び主な返礼品についてもお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

本町のふるさと納税におけます寄附額の多い主な返礼品につきましては、オーダースーツ仕立券、ガラス製品、ハマグリなどとなっております。

また、近隣市での令和6年度のふるさと納税寄附額及び主な返礼品につきましては、東金市が1億8,200万円で、ロボット掃除機や消火器、山武市が3億1,500万円で、ハマグリ、大網白里市が11億9,100万円で、米と伺っております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

御回答ありがとうございました。

次に、2点目の返礼品の選定や見直しについて再質問させていただきます。

先ほど、地域の活性化に寄与できるような事業者の協力の下、返礼品登録を行っている旨、この答弁をいただきました。では、今後返礼品として登録が予定されている品目があれば教えてください。

○議長（鎌田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

現在、返礼品登録に向けまして、事業者と協議を行っている品目につきましては、新たな米の品種であります「しきゆたか米」、町内飲食店のお食事券、観葉植物などとなっております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

御回答ありがとうございました。

返礼品登録に向け、町当局が事業者に働きかけを行っていただいていることは分かりまし

た。私も観葉植物について、品質も高く、価値のある品目であると伺いました。ぜひ、返礼品登録につながるよう引き続き協議を進めていただきたいと思います。

3点目の寄附額の使途と効果「見える化」について再質問はありません。引き続き寄附をいただいた皆様に喜んでいただけるような活用と情報発信に努めていただきたいと思います。

次に、4点目の今後の展望について再度質問させていただきます。

町長から、さらなる返礼品の充実や情報発信の取組により、より多くの方に支援をいただけるよう努めていきたいとの御答弁をいただきました。私もこの考えには賛成ですが、より効果的な情報発信の手法として、ふるさと納税に関する事務を委託している委託事業者の見直しを提案させていただきたいと思います。

隣の大網白里市は、先ほど課長からの答弁があったとおり、令和6年度の寄附額が11億9,000万と郡内でも最も多くふるさと納税の寄附を集めています。私がお伺いしたところ、ふるさと納税委託事業者の見直しがその契機となったとのことでありました。ふるさと納税は寄附ではありますが、今後の町の財政運営に欠かせない財源であり、支援の拡大に向け、考えられる手段はどんなことでもチャレンジしてみるべきではないかと思います。本町においても、委託事業者の変更を検討してみる価値はあると考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（鍵田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税は今後の財政運営において重要なものであると認識しております。御提案いただきました委託事業者の見直しにつきましても、近隣市町での取組を調査しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

御回答ありがとうございました。

課長から委託事業者の見直しについて、検討していただけるとのお言葉をいただきました。ぜひ、早期に検討していただけるよう要望いたします。

最後になりますが、ふるさと納税による財源確保は、事務を担当している企画政策課だけでなく、役場内各部署、また我々議員も一丸となって取り組むべき案件であると考えていますので、関係各位の積極的な取組を期待します。

続きまして、大項目2、県道飯岡一宮線（産業道路）の悪臭対策について再質問させていただきます。

1点目の4月から測定器を用いて検査を行っていると思いますが、数値の推移については、7月から11月まで5回計測を行っているようですが、どのように計測しているのか。また、計測方法についてお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

毎月第1週目をめどに、ほぼ同じ時間帯に臭気測定器を産業道路排水路上の地面に設置し、吸引口を排水路に向け測定しております。

なお、測定中の写真につきましても撮影し、計測結果とともに記録しておるところでございます。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

木原課長、御答弁ありがとうございました。

次に、2点目の海水循環はもとより以前実施していたEM菌等をもう一度実施する予定について再質問させていただきます。

EM菌の再開の予定はないとのことですが、今後の対策としてどのようなものを検討していますか。検討しているものがあれば教えてください。

○議長（鎌田貴俊君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

今後の対策といたしましては、排水路を所管している千葉県山武土木事務所に対し、引き続き排水路内の汚泥のしゅんせつを要望してまいります。また、流入する生活雑排水の浄化対策といたしまして、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進、測定している臭気測定の結果を活用し、効率的な維持管理について、管理者である県と情報共有し、手法や費用対効果などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 御答弁ありがとうございました。

続きまして、統合小学校校舎建設及び中学校校舎改築についてですが、今回の学校統合に

係る事業費については理解いたしました。町の子供たちにとって統合が必要であるということは十分に理解しておりますが、やはり83億円という費用は非常に大きな額だと思います。現時点において、概算の算出ということであるため、今後の実施設計を行う際に十分に検討をしていただきながら事業を進めていただきたいと思います。

私からは以上となります。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は10時10分です。

（午前 9時58分）

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分）

○議長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、西村みほ君。

（4番 西村みほ君 登壇）

○4番（西村みほ君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年12月定例会の一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、11月30日に御逝去された川島農林水産課長の訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、早速質問に入ります。

今回は、現在計画されている学校再編の事業について、町の将来に大きな影響がある重要な課題と捉え、慎重な検討を求める立場から質問をさせていただきます。

大項目1、学校統合に関する情報を調べていたところ、茨城県結城市議会にて、2025年3月、予算特別委員会において、学校の新校舎建設費などを計上した一般会計予算案が賛成少数で否決されたとの記事がございました。否決理由ですが、市の大型事業が重なる中での財政負担の大きさなどが理由とされ、また将来世代への大きな負担を押しつけることが想定されるとも、いうことでした。

これは本町においても同じではないかと考え、限られた財源や人口動向、教育環境の実態など多角的な視点から、いま一度立ち止まって考える必要があるのではないかと考えている

のは私だけではないはずです。町民の声を代弁する立場として、よりよい教育環境と持続可能なまちづくりのために、率直な問題提起を行わせていただきますので、誠意ある御答弁をお願いいたします。

大項目1、学校再編についての小項目1点目、3小学校が統合するに当たり、既存の校舎を利用する考えはなかったのかについてです。

私は、学校再編推進委員として会議に出席しておりましたので、今さらこの質問をするのはどうかというお考えを持たれる方もいるかもしれませんが、この会議の際、推進委員の中でも、現在の小学校の建物自体は使うことができ、財政面の観点から、既存の小学校に統合してはどうかという意見があったのは記憶しております。しかしながら、町教育委員会のほうからの公の場において、この回答を得られる機会がございましたので、この場において質問させていただきました。

続いて、小項目2点目の質問に入ります。

既に町内小学校では児童が10名以下のクラスが存在するようになりました。保護者からの意見では、友達関係が狭くなりやすい、運動会や行事などの人数を必要とする活動に制限があるとデメリットや不安の声が多く聞かれます。さらに少子化が進み、2学年以上を1人の先生が同時に指導する複式学級が存在するとなると、さらにデメリットは多く、保護者の不安は多くなると考えております。現在予定されている3小学校の統合まで、複式学級になる可能性のある学年はあるのかお答えください。

小項目3点目、令和7年3月に文部科学省が提示した「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査の資料を読むと、学校施設の複合化共有化に関する調査結果が書かれておりました。これによれば、全国で公立小・中学校等の複合事例数は1万1,450校あり、複合化・共有化を行うことにより施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童・生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効化、そして何より財政負担の軽減等につながると書かれております。

本町においては、昨日古川議員が御質問された本庁舎建設、公民館、中学校の体育館など老朽化が顕著な建物が存在すると考えます。

今回、小・中学校の校舎を新設する計画で進んでおりますが、ほかの公共施設との複合化、共有化を考えていないのかお答えください。

大項目2、東千葉メディカルセンター送迎車両の運行についての質問をいたします。

こちらは、令和5年12月の定例会の一般質問でも取上げさせていただきました。まず初め

に、東千葉メディカルセンターは東金市、九十九里町が設立団体であり、急性期病院ではあるものの、市民、町民、そして家族にとって通院しやすい病院でなくてはならないと日々感じております。そこで、令和5年12月の一般質問の際は、片貝県道を通り、乗降場所については、町内は九十九里町役場だけではなく、作田地区、豊海地区などにも配慮した送迎車両の運行経路の見直しについて要望させていただきました。その後、本件に関し協議及び検討はされたのかお答えください。

大項目3点目、タクシー利用助成事業における利用条件の緩和についてに入ります。

既に本件については、過去の議会においても、ほかの議員さんたちより質問や要望があった項目であると理解しておりますが、再度お尋ねいたします。

住民の方から利用条件として、山武市の一部商業施設を除いて、町内のみタクシー利用できるけれども、隣接する市の医療機関には行けないのかという質問がございました。確かに利用条件を見ると、町内のみ運行という条件があり、町内以外の隣接する市のクリニックや医療機関にはタクシーが利用できないと解釈できます。私自身が議員の立場として、これは町が決めた条例なので、足腰の弱った高齢者の方に説明するのは大変心苦しく、住民の方からいただいたこの御意見をこの場にて述べさせていただきました。

質問いたします。助成券の利用が町内のみだが、隣接する市の医療機関まで行けるように条件を緩和できないかお答えください。

以上、1回目の質問は終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（鏑田貴俊君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校再編についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、東千葉メディカルセンター送迎車両の運行についての御質問にお答えいたします。

運行経路の見直しについて協議及び検討はされたのかとの御質問ですが、運行に際し、法人が設立団体と公共交通事業者との協議により、東千葉メディカルセンターと東金市役所、九十九里町保健センターを結ぶ送迎車両の運行経路が決定し、現在運行されております。

現在まで、法人からの見直しに関する協議はありませんが、町といたしましては、既存の

公共交通の維持を図るとともに、現行の送迎車両の運行に協力をしてまいります。

次に、タクシー利用助成事業における利用条件の緩和についての御質問にお答えいたします。

助成券の利用が町内のみだが、隣接する市の医療機関まで行けるように条件を拡大できないかとの御質問ですが、現在実施しているタクシー利用助成は、山武市の一部を除き、九十九里町内での移動を助成対象としております。タクシー利用助成の助成対象を原則町内に限定している理由は、本町の公共交通の両輪であるタクシーと路線バスをともに共存させていくこと、また、タクシー1回当たりの乗車時間を短時間とすることで、より多くの方にタクシーを利用していただく機会を確保すること、これらを背景にルールを設定させていただいております。

本町の公共交通施策といたしましては、路線バスを利用した移動を基本として、路線バスでの移動が困難な町内の移動はタクシーを利用いただき、町外病院への通院はバス停までタクシーを利用し、路線バスに乗り換えていただくこととしております。条件を拡大することは考えておりませんので、趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

以上で西村みほ議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（鏑田貴俊君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、学校再編についての御質問にお答えいたします。

1点目の3小学校が統合するに当たり、既存の校舎を利用する考えはなかったのかとの御質問ですが、統合校舎の設置場所については、これまで九十九里町学校のあり方検討委員会及び九十九里町学校再編推進委員会において、既存校舎の利活用を含め、幅広く検討がなされ、学校再編計画の中で、九十九里中学校敷地内に統合小学校を開設する方針としております。

2点目の現在予定されている3小学校の統合まで、複式学級になる可能性のある学年はあるのかとの御質問ですが、令和7年度時点における人口推移推計からの算出となりますが、統合予定の前年度である令和11年度までに複式学級となる学年はないものと考えております。

3点目の小・中学校の校舎を新設する計画となっているが、他の公共施設との複合化・共有化を考えていないのかとの御質問ですが、学校再編計画では、学校施設のほか、学童施設と給食施設を含めた整備を計画しております。

以上で西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鏑田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） それでは、再質問を一問一答にて行います。

大項目1の1点目の統合するに当たり既存校舎を利用する考えはなかったのかについてですが、教育長の御答弁では、既存校舎の利活用は検討されてきているということでした。それでは、どのような経緯で現在の計画のようになったのかお伺いいたします。

○議長（鏑田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

学校のあり方検討委員会において小学校の統合を考える上で、子供たちが安全で安心して学べる環境づくりを第一として検討がなされました。その後、既存の3小学校につきましては、その全てが津波・洪水浸水想定区域内に位置しており、さらには、豊海小学校と九十九里小学校はそれぞれ河川に隣接していること、また片貝小学校につきましては建設から約50年が経過し、老朽化が顕著なことから、津波・洪水浸水想定区域外に新たな学校を建設する提言が示されました。

また、あわせまして、中学校の校舎について建設から約55年が経過するという状況であり、喫緊に中学校校舎についても老朽化対策が必要な状況であったため、学校再編推進委員会において、小学校だけではなく中学校も含めた新校舎の建設を加えた学校再編計画を作成し、住民説明会やパブリックコメントを実施した上で、現在の学校再編計画として策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（鏑田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 再々質問をいたします。

私自身も学校再編推進委員のメンバーですので、その会議のときには既に新たな学校を建設する流れで話が進んでいたために、経緯についてもう一度確認させていただきたいと思っておりました。

学校再編や校舎建設については、町の大規模な、かなり重要なプロジェクトです。あり方検討委員会や学校再編推進委員会はあくまで提言する立場です。この提言を提出され、町側が新たな学校の建設を進めると決定されて、今現在に至ると思いますが、この決定に際し、教育行政に精通するコンサルタントや防災拠点となりつつある学校建設に当たって、防災に詳しい専門家の助言は得られたのか教えてください。

○議長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

今回の学校再編を進めるに当たり、学校のあり方検討委員会及び学校再編推進委員会において、当町の教育行政に精通する教職員経験者をはじめ、地域や関係する団体の代表者を委員に構成しており、学校、地域、行政が一体となり様々な観点から御意見をいただき、検討していけるよう進めております。よって、今回の学校再編計画策定に至る経緯において、教育行政に精通するコンサルタントや防災に関する専門家に委託し、助言を受けたことはございません。

以上でございます。

○議長（鍵田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 本件をまとめます。本計画について多角的な観点から幅広く専門家に意見を聞いているものと思っておりましたので、その点に関しては深く残念に思います。私がネットで調べるだけでも大手バンクなどが行政、教育、学校の様々な課題に対する分析、課題解決のためのコンサルティングを行っているはずですが。財政が悪化してからコンサルタントを入れるのでは遅いです。なぜ、町内の意見のみで決定するのか、外部からの意見を広く取り入れないのか、大変疑問に感じております。

続いて、小項目2点目に入ります。

複式学級の可能性についてですが、令和12年の統合までに複式学級になる可能性はないということですが、では統合しなかった場合、複式学級が存在してしまうと想定される年度はいつでしょうか。既に出生数などから想定されていると思いますので教えてください。

○議長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

国の法令では、連続した2つの学年の合計児童数が16人以下の場合に複式学級とする基準が規定されております。この基準から人口推計による各小学校の児童数を見込みますと、令和12年度に2つの小学校でそれぞれ連続した2つの学年の合計児童数が18名となる学年が見込まれるため、転出等により減少した場合には複式学級となる可能性がございます。

また、令和13年度には、1つの小学校において、2つの学年の合計児童数が14名と想定されている学年があるため、現在の推計では複式学級になることを見込んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議 長（鑓田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 本件に関し再質問はございませんが、統合しなければ令和13年度には複式学級になる可能性があるということが分かりました。

複式学級についてはデメリットが多く、児童においては、片方の学年が指導を受けている間、片方の学年は自学になるなど、授業時間の確保が難しいと言われております。これに関しては、教育の質を上げるという観点からも逆行してしておりますので、この点は避けなきゃならないと理解できました。

小項目3点目に入ります。

校舎とほかの公共施設との複合化・共有化についてですが、学童と給食室の複合化については理解しました。

それでは再質問いたします。

文部科学省によれば、学校施設の複合化は、持続可能な行財政運営が期待されると提言されておりますが、今回の学校建設において、町全体として、ほかの公共施設との複合化というのは検討されたのかお伺いいたします。

○議 長（鑓田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

公共施設の複合化につきましては、学校のあり方検討委員会において検討され、図書館や博物館など文化施設を学校施設に併設して建設するとの提言が示されました。これは様々な公共施設の中でも学校施設との複合化であるため、学ぶための施設としての有用性が高いと判断されたものでございます。

その後、学校再編推進委員会において、この提言を基にした施設の複合化を検討いたしましたが、学校施設内に不特定多数の方が自由に出入りできる状況になり、児童・生徒の安全面を確保するための整備が必要であること、また、既存の文化施設の更新時期ではないことなどから、これら文化施設の複合化は計画から除外されたものでございます。

以上でございます。

○議 長（鑓田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 再質問いたします。

現時点では、数字だけ見れば、文化施設の更新時期ではないと分かりましたが、中央公民館も昭和57年の建設から40年以上が経過しており、修繕費も年々増加しているように感じます。不特定多数の方が利用できる施設は安全面での懸念があるということですが、安全面で

の動線を確認した上で、全国的にも、ほかの公共施設と複合化している学校は、令和7年3月の時点で1万1,450校あり、公民館施設との複合においては全国で608校あります。

また、本町では既に建設途中の防災備蓄倉庫ですが、全国的に見ると、学校と防災備蓄倉庫との複合化は7,475件となっており、長い目で見ると施設の複合化は財政負担の軽減につながっております。

個々に建てる必要はないんですけれども、このような結果がある中、複合化については計画から除外したと誰が判断したのでしょうか。

○議長（鍵田貴俊君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

学校再編推進委員会において、学校施設としての観点から、外部の方が自由に出入りできる状況は、児童・生徒の安全性を損なうのではないかと協議されており、この協議以降、外部の方が利用可能な施設を除外し、学校施設に関係のある学童や給食施設との複合化を計画案として教育委員会議に諮り、計画策定に至っております。

以上でございます。

○議長（鍵田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 局長、御答弁ありがとうございました。

全国に実績があるだけにちょっと理解し難いところなんですけれども、公共施設、いわゆる箱物だけを単体で造れば、建築費がその分かかります。

先ほど阿井議員の質問にもありましたとおり、今回の学校建設は莫大な建築費用がかかります。そして、自主財源で建てられないものには必ずリスクが伴います。それは病院運営に関しても同じような経験があるのを、私たちは今身にしみて感じているのではないのでしょうか。

国からの交付税の見直しが行われた場合、83億円の建築費の借金について誰が責任を取るのでしょうか。この学校建設は、将来を担う子供たちにとって負担になってしまうのではないかと考えています。この建設に関し、責任の所在はと問われた場合、予算を承認した議会だというのであれば、本件に関しては今後も議員として調査を続けていきたいと思っております。

町長、執行部においては、町全体の都市計画として、多角的視点でアドバイスを受けながら、いま一度計画を考え直していただければと思います。

続いて、大項目2点目に入ります。

こちらは再質問ございませんが、令和5年12月の一般質問での追跡質問でした。当時の浅

岡町長の御答弁では、多角的な視点から総合的に判断してまいりたいとおっしゃっておいりましたので、その後の結果をお聞きしましたが、既存の公共交通の維持を図るということですので、現在までのところ協議検討はないということで理解いたしました。

東千葉メディカルセンターへ公共交通で行く場合、時間帯によっては、バスの乗り継ぎに時間を要してしまうことがあり、また帰りの時間によっては、一度大網駅を經由して東金、町内へ戻ってくるケースもあると聞きました。御高齢の方が大変に不便だとおっしゃっております。町長からは、法人からの見直しに関する協議はありませんということですが、法人側だけでなく、住民が見直してほしいと意見があることを御理解いただき、この質問は次の質問につなげたいと思っております。

続いて、大項目3点目、タクシー利用助成事業の利用条件緩和についての再質問を行います。

町長の御答弁を理解しますと、公共交通を利用した町外への移動はタクシーを使ってバス停まで行き、そこから路線バスを使って町外の目的地まで行ってもらうことが、町の公共交通施策なのだと理解しました。しかしながら、利用者の方にもよりますが、通院は買物ほど日常的な移動の機会は少なく、例えばタクシーが空いている場合や、ほかのタクシーの利用者に影響がないときなどは、タクシー利用助成券の利用は町内までであることは当然として、乗ってきたタクシーでそのまま町外に自費で移動することについての町の考えをお聞かせください。

○議 長（鍵田貴俊君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

町が実施しておりますタクシー利用助成につきましては、道路交通法の一般乗用旅客事業、つまり普通のタクシーを利用しました際に、町内及び町の指定する場所までの運賃の一部を助成する事業でございます。近隣自治体などで実施されておりますデマンド型乗合タクシーとは異なりまして、タクシーが走行できる範囲、いわゆる運行エリアを定めておりません。

このため、議員御指摘のような利用手法について制限をすることはできませんが、町の公共交通施策につきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、バスとタクシーという公共交通の両輪が継続的に運行されていくこと、または、タクシーという限られた資源を地域の皆様で効率的に御利用いただくためにも、町外への移動は路線バスを御利用いただくこととしてございます。どうぞ御理解のほどお願いをいたします。

以上です。

○議 長（鍵田貴俊君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 課長のおっしゃるような運行エリアを明確に定めていないというのであれば、町内に関してはタクシー利用助成券を利用し、町外へはそのまま乗ってきたタクシーで自費で移動できるという運用方法があるのであれば、できれば御利用者の方に周知していただければと考えます。

本町が設立団体である東千葉メディカルセンターへの交通アクセスは大変不便です。大項目2では、送迎車両の運行については1か所のみで見直しは行わないということであるのであれば、せめて運用でカバーできる移動方法については丁寧に説明していただきたいと思えますし、隣接する市の、バスでは移動しづらい医療機関にもタクシーを利用して通院することができるのではないかと考えております。

最後に全体を通してまとめます。

学校再編については、町にとっては大変大きな事業であり、町の現在の財政状況から考えますと、想定されている建築費は将来への不安が残ります。公共交通施策についても、今の状況が町民にとって満足できる交通施策だと考えづらい点がございます。少子化の今、昔ながらの考えや、こうあるべきという考え方では町は前進しません。浅岡町長の手腕で多角的に持続可能な行財政運営が今後も行われていくことを希望いたしまして、本定例会の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長（鍵田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前10時40分)

○議 長（鍵田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

○議 長（鍵田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

(14番 谷川優子君 登壇)

○14番（谷川優子君） 谷川です。高いところからですけれども、この場をお借りいたしまして、川島課長の訃報に対しての心からのお悔やみを申し上げたいと思います。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和7年12月定例議会の一般質問を行います。

大項目1、東千葉メディカルセンター第5期中期目標案と病院の存続・充実についてお伺いします。

東千葉メディカルセンターは、平成26年に山武・長生地域の救急医療、急性期医療などを併設する救命救急センターの地域中核病院として開院し、12年目になります。一般病床314床、重篤患者に対応する病床、ICU10床、HCU10床など、救命救急病院で始まりました。計画当初は、東金市、九十九里町、山武市、大網白里市の3市1町の計画でしたが、最終的には、東金市と九十九里町、1市1町が、独立行政法人として運営に責任を持つことになりました。

しかし、東金市の人口約5万6,000人、九十九里町の人口約1万3,000人、合わせても7万人足らずで、この三次救急救命の病院運営を維持していくことはとてもできません。開院以来、年間8億から9億円の赤字が続いています。しかし、不採算医療を担うことは、自治体病院の責務でもあります。

最近の新聞報道では、自民党、公明党、維新の3党が実務者協議で、病床削減数、大筋合意したとありました。中身は、11万床を削減し1兆円の医療費削減などを政府の骨太の方針に盛り込むことを目指すとしています。現在の病床数約119万床、2023年のほぼ1割の削減になります。小泉政権のとき強行した医療制度改革では、窓口負担や保険料の負担を押しつけられ、療養型病床を38万床から15万床に削減をされましたが、今また大幅な病床削減計画が盛り込まれております。

これまで国は都道府県に、医療費適正計画を押しつけ、混合診療の導入や医療への営利企業の参入など、市場原理主義を押しつけられました。しかし、これでは優れた日本の国民皆保険制度や地域医療提供体制を根本から破壊しかねないものです。その上、診療報酬の引下げ、医師不足による診療の休止や閉鎖、自治体リストラによる病院の閉鎖などで、地域の医療体制が崩壊し、住民の命が脅かされる大変深刻な事態が今進んでいます。

東千葉メディカルセンターの存続・充実について質問を行います。

小項目1点目、東千葉メディカルセンター第5期中期目標案では、旧組合立成東病院の運営費負担金を基準として国が示す基準に必要な見直しの検討と、このように書かれています。また8月1日の評価委員会と設立団体との文書や、8月6日発の評価委員意見書では、安定した病院運営に財政負担の実現を強く望むと書かれています。東千葉メディカルセンターの負担が増えるのではないかと思います。町長はこの第5期中期目標案に対してどのように

考えているのか、また、どのように捉えているのかお答えください。

小項目2つ目、旧組合立国保成東病院運営負担金を基準とした病院運営の堅持が必要だと思います。これに対して町長の考えをお聞かせください。

小項目3つ目、県への財政支援について、今までどのような要請を行ってきたのでしょうかお答えください。

大項目2は、洋上風力発電設置計画について、お聞きいたします。

令和7年10月18日、九十九里沖洋上風力発電事業説明会が、株式会社ユーラスエナジーホールディングスという事業者より行われました。国では、再生エネルギー海域利用法に基づき、いちき串木野市沖5kmの海域を洋上風力発電事業の準備区域に整理したと公表されています。

エネルギー安全保障、脱炭素を進めるには、再生可能エネルギーの普及が重要だとされています。また、市民、地域主体の再生エネルギー普及でこそ地域振興につながるのではないかと。また、再生エネルギーは、地域住民の信頼を得てこそ開発できる。海中設置のコンクリートに付着する海藻に魚たちが集まり、新たな生態系をつくり、漁業が振興した例などもあり、地域の雇用創出や地元振興に貢献できると言われています。また、災害非常時の送電が技術的にも可能な風力発電は、災害時に安定性・安全性を発揮できるなど、再エネが持つ可能性を評価されています。

洋上風力発電が進むまち、高いポテンシャル、潜在的導入可能性は、住民合意が不可欠です。気候変動の影響が各国で出ている中、日本の再生可能エネルギーの普及が最も立ち遅れているのが現実です。

ポテンシャルの高さが注目されている風力発電について、洋上風力発電の増設が進む茨城県神栖市では、洋上15基、陸28基、14基の陸上風力発電施設が建設されました。現在43基あり、総出力7万8,900キロワットの発電が可能になっています。このうち、洋上風力が15基、陸上が28基です。市内の風力発電設備だけで1億5,400kWの発電量があり、市の全体約4万3,000世帯をおおむね賄える4万2,800世帯分に相当するといえます。工業地帯なので送電線網が整備されており、立地に適していたとも言えます。年間約1億1,000万円の税増収となっている。また、2005年にできた市の要綱では、民家からの距離は施設の高さの4倍以上とする、あるいは地域住民の合意形成などが定められています。

京都大学研究再生可能エネルギー経済学特任教授の安田さんは、風力発電は10年前に技術が確立しており、日本の認識は世界から20年遅れていると、そのように書かれておりました。

海に囲まれ、洋上風力のポテンシャルが高い日本で洋上風力が進むことはよいことです。必要なことではないでしょうか。再エネの設置では、その土地が適しているかどうかを区分けするゾーニングを地方行政が行う、これは大切なことです。住民が事前に合意形成に参加をし、決定や行為の内容の正しさではなく、決定するプロセスが正しいことを重視することとしています。住民が納得し、行政と一緒に取り組むことが必要ではないかと思います。

お伺いします。

1点目、九十九里沖洋上風力発電事業の説明会に参加した人数は、きちんと把握しているのでしょうか。

2点目、洋上風力発電事業計画と町の関わり合いについてどのように考えているのかお答えください。

3点目、カーボンニュートラルなど環境問題について、今後、九十九里町はどのように対応していくのか、考えていくのかお答えください。

大項目3、CCS事業構想についてお伺いいたします。

CCS事業構想は、6月議会でも私は一般質問を行っています。千葉県内で、政府が推進するCCS（二酸化炭素回収・貯留）、この事業構想が問題になっています。工場などから排出される二酸化炭素CO₂を地中に貯留するCCSについて、事業委託を受けた首都圏CCS株式会社が7月に袖ヶ浦市内で住民説明会を行いました。参加者からは、事故の危険や巨額の投資への懸念の声が上がっています。

国内9か所で2030年の開始を目指す同事業のうち、千葉県内の構想は君津市にある日本製鉄でCO₂を分離回収し、木更津、袖ヶ浦、市原、長柄、茂原、大網、白子、九十九里町の9市町の地中に、パイプラインを通して外房沖の海底に貯留するというもの。同社は、カーボンニュートラルを目指しても削減し切れないCO₂を処理する技術として不可欠な、非常にすばらしい事業だと強調しました。

しかし、米国では、パイプラインの破断で高濃度のCO₂が漏れる事故などが起きるなど、専門家や有識者から技術の未確立性が指摘されております。長期にわたる多額の投資も必要であり、同社は、国から受託なので総事業費は分からない、こんな明言を開始しています。経済産業省は、今後10年間4兆円の投資を見込んでいるといっています。

説明会の参加者は、全く寝耳に水の話だと抗議の声が上がっています。説明会の案内に際し、市民に同事業の概要などの情報提供はなかったとも言っています。また、安全性や経済性への不安も訴えました。

日本製鉄は、自らは敷地内で35万kWの石炭火力発電2か所を稼働して、CO₂を排出し続けています。そのうちの500万tのCO₂を外房沖海底に埋め立てる計画であり、これでは、ただCO₂削減の先送りをしているだけです。

環境にも経済的にも高リスクな巨額税金を導入し、その税金を、国民にツケを回すことは全く許されません。

私たち日本共産党は、事業は中止し、再生可能エネルギーによるCO₂削減目標達成に全力を尽くすべきではないかと要望しています。

お聞きします。

まず1点目、CCS事業構想についての住民への説明会の予定、どのようになっているのでしょうか。

また2点目、CCS事業の環境への負荷と住民生活への影響はどのように考えているのでしょうか。

再質問は自席で行います。

○議 長（鍵田貴俊君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターの存続・充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の東千葉メディカルセンター「第5期中期目標案」に対して町長はどのように考えているのかとの御質問ですが、中期目標は、法人に対し達成すべき目標を指示するものであり、業務につきまして、設立団体の長から法人に対し直接指示できる唯一の手段であると考えております。

また、今回の案につきましては、経営基盤を強化し適正な病院運営を行うことと、高度急性期医療を担う地域の中核病院としての役割を果たしていくことを重点目標として策定するものでございます。

2点目の東千葉メディカルセンターへの負担金については、「旧組合立国保成東病院運営費負担金」を基準とすることの堅持についての御質問ですが、財政負担の原則につきましては、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター設立時に決定された基準であることから、基準を堅持することは当然のことと認識しております。

3点目の県からの財政支援についての御質問ですが、今まで県からは総額115億円の財政

支援を法人は受けておりますが、病院経営は依然として厳しい状況にあります。

こうしたことから、設立団体として、関係県会議員御同席の下、政策的医療である三次救急医療、小児・周産期医療への財政支援と経営安定化に向け、利用に応じた自治体からの財政支援を県主導で関係する自治体に求めることを要望しております。

今後も財政支援につきましては、県にとどまらず、国へも要望をしております。

次に、洋上風力発電設置計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業の説明会の参加人数は把握しているのかとの御質問ですが、本年10月18日に、事業計画者が主催した環境影響評価方法書段階での住民説明会が本町におきまして開催されました。参加者は、本町在住の方が23名、町外からの参加者が12名で、合計35名の参加者があったとの報告を事業計画者より受けております。

2点目の洋上風力発電事業計画に町はどのように関わっているのかとの御質問ですが、町は、計画段階環境配慮書の手続及び環境影響評価方法書のパブリックコメントにおける縦覧場所を提供し、情報提供と意見収集の場を確保する役目を担っております。

今後は、国や県、関係機関との連絡調整を図り、住民との調整役として関わってまいりたいと考えております。

3点目のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）など環境問題についてはどのように考えているのかとの御質問ですが、町では、国が掲げる2050年カーボンニュートラルの目標達成に向け、再生可能エネルギーの導入は重要であり、風力発電は有効なものと認識しております。

今後は、事業計画者により、住民の皆様や漁業関係者などに対して丁寧な説明を行い、環境問題について必要な調査や対策を講じるよう求めてまいります。

次に、九十九里沖CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業構想についての御質問にお答えいたします。

1点目のCCS事業構想について町民への説明会の予定についての御質問ですが、経済産業省資源エネルギー庁が主催する住民を対象としたセミナーが、本町におきまして12月21日曜日に町中央公民館で開催される予定であり、現在自治区長を通じて回覧のお願いや町ホームページなどにて町民に周知を行っております。

セミナーでは、国や県が進める地球温暖化対策の取組、CCSの科学的な仕組みや事例などが学べる場になっていると思われまますので、多くの皆様に参加されることを願っております。

2点目のCCS事業の環境への負荷と住民生活への影響についての御質問ですが、CCS事業につきましては、国におきまして必要な調査や検討が進められているところであります。

事業の実施に当たりましては、地層の状況や周辺環境への影響、安全性などについて段階的に評価が行われ、国が定める基準に適合していることを確認しながら進められるものと承知しております。

今後、国や事業者から具体的な内容が示された際には、丁寧な説明が行われるよう求めるとともに、町民の皆様が安心して生活できるよう、国、県と連携を図りながら必要な情報提供に取り組んでまいります。

以上で谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鏑田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

東千葉メディカルセンター第5期中期目標案について、また、病院の存続・充実についての再質問を行います。

先ほど、町長の答弁の中で、経営基盤を強化し適正な病院運営、あるいは高度急性期医療を担う地域の中核病院としての役割を果たしていく、このような回答がありました。しかし、毎年8億から9億の赤字財政が今の病院の現実です。経営基盤を強化していくといっても、東金市と九十九里町1市1町ではとても支え切れるものではないと思うんですね。先ほど、経営基盤を強化し適正な病院運営をというような回答があったんですけども、それは具体的にどういったことを指しているのかお答えいただければ。

○議長（鏑田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

経営基盤の強化、こういった御質問だと思いますが、これにつきましては、現在、議員御指摘のとおり、法人のほうの財務状況は大変厳しい状況でございます。そんな中で、中期目標案につきましては、経営基盤の強化ということで外部コンサルタントの活用、こういったことを含めて経営改善を進めまして、病院の自助努力と経営改善により立て直しを図りたいと考えております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をいたします。

8月1日に行われた評価委員会の中から、旧組合立国保成東病院の負担金を基準としつつ、

国が示す基準に照らし、必要な見直しの検討を進める。このように評価委員会の中で出ていますけれども、これはつまり設立団体として東金市と九十九里町の負担金を増やすという、そういった意味ではないのでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

この中期目標、こちらにつきましては、法人が達成すべき目標を、設立団体が法人に指示をするものでございます。今回追記しました項目は、従前の法人運営は独立採算制が原則、こうしたことの考え方においても、旧成東病院の負担金の額を基準とするということに関しましては、この第5期の計画期間においても変更はございません。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 東千葉メディカルセンターへの負担金について、旧組合立国保成東病院の運営の負担金、これがやっぱり一番重要なことだと思うんですね。国保成東病院に出していたお金以上にかからないよということでシミュレーションして、あの病院ができたわけなので、それが結局赤字だから、この文章を見ると、基準としつつという、だけれども変えるというような文章だと思うんですね。もう一度お聞きしたいんですけども、この旧組合立国保成東病院の運営負担金と、最初の約束は堅持されるのかどうなのか、堅持されるといふことでいいのでしょうか。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

町長答弁でもございましたとおり、こちら旧成東病院の負担金の額を基準とするということは、住民と約束した大変重い経緯も踏まえて、こちらに関しましては変更はございません。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そうすると、この基準を堅持するという事は、先ほど町長も当然のことだと回答をいただいたので、これはもう変わらないということによろしいですね。これ以上はこの質問はいたしません。

ただ、現実的に、メディカルセンターは、先ほども言ったように、年間8億から9億の赤字が出ているのも現実なので、きちっとそこはどのようにするのか、県や国に言っていくのか、そこはきちんとしてほしいと思います。堅持をするということをお願いしたので、もう

それについての再質問はいたしません。

県からの財政支援と要望に対して再質問いたします。

小児・周産期医療など三次救急医療の財政支援と経営安定化に向け、利用に応じた自治体に対する財政支援求めてきたとあるが、今まで求めてきた中で、県はどのような回答があったのかお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

千葉県へは先月18日に訪問いたしまして、新たな財政支援制度の創出と、県主導となり東千葉メディカルセンターを取り巻く関係自治体に対する財政支援を強く要望してまいりました。

県の対応といたしましては、東千葉メディカルセンターは地域になくてはならない病院だということを踏まえまして、診療報酬の改定、また三次救急の支援など、国にも求めていくということを私たちに伝えてくれました。また、今後の設立団体等との取組に関しましても一緒に汗を流していくというお言葉をいただきまして、町といたしましても前向きな回答を得られたと、そのように認識しております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 県への財政支援と要望に対しての再々質問をいたします。

今、課長のほうから、県や国にも働きかけるというような回答をいただいたと思うんですけども、これから県や国へどのように具体的に働きかけをしようとしているのかお答えください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 同じような回答になってしまうと思うんですけども、やはり政策的医療、周産期、また小児医療、そして三次救急に対して、今後も強く要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は、洋上風力発電設置計画について再質問を行います。

洋上風力発電設置計画についての説明会への参加人数は、町内、町外で35名との先ほど回答があり、住民の関心が高いのではないかなと思います。今後、どのようにこのような住民

の意見や、また自然エネルギーへの関心を広げていくのかお答えください。

○議長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

今回、環境影響評価方法書のパブリックコメントの縦覧が行われまして、その際にいただきました住民からの意見につきましては、事業者が見解をまとめ、国や県、市町村長に送付されると伺っております。

また、住民会でいただきました住民の意見につきましては、その内容を踏まえて調査項目の選定など、国や県の審査の中で議論されることと伺っております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 洋上風力発電事業計画の質問とカーボンニュートラルについて関連があるので、一括質問を行います。

気候危機の打開はいよいよ地球にとっても待ったなしの課題となっています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など、大きな問題になって、それだけではなく、ゲリラ豪雨や風水害によって国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。町は、積極的にこの再生エネルギーに取り組んでほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

町としましては、持続可能な社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入は重要な施策と位置づけ、地域資源との調和を図りながら、地域の実態を十分踏まえ、慎重かつ前向きに検討を進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） ぜひ、九十九里町は潜在的な、そういった能力を持った海岸というのが、私たちはその中で暮らしているので、十分にそういった勉強しながら、それを生かしながらやっていただきたいと思います。

次に、大項目3のCCS事業構想について再質問を行います。

CCS事業構想住民説明会が12月21日、中央公民館を会場に開催されるとの回答がありました。また回覧も回っています。CCS事業構想住民説明会ではなく、見るとCCS事業構

想セミナーと呼びかけチラシにはありました。

住民からは、CCS事業構想の説明会ではなくセミナーになっていると、そこがどう違うのかなどの電話があり、多くの住民参加を目的とするならば、住民が見てすぐ分かるようなチラシでなければならないのではないかと思います。住民をあまり寄せつけないような、そういった意図でもあるのか。セミナーを使った、それに対してどのような、例えば国からそういうふうに出しなさいと言われているのかどうかお答えください。

○議長（鍵田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

この文書につきましては、国からの依頼があってセミナーということで、町のほうとしても受領を受けております。

また、セミナーについては分かりづらいとのことですが、これについて国に確認したところ、国の政策を地元の皆様に理解を得るために、今回はセミナーとして開催するようになったと伺っております。

なお、町民に、セミナーの開催の周知につきましては、町長答弁でもありましたとおり、11月28日に自治区長を通じて回覧のお願い、また町ホームページ、今後、LINE町役場や広報等により、皆様に分かりやすく周知をしていきたいと思っておりますので御理解します。

○議長（鍵田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再質問をいたします。

もう最初に申し上げましたように、米国ではパイプラインの破断や高濃度のCO₂が漏れる、こういう事故が起きています。今後の事業の調査や進め方について、お答えいただきたいと思っております。

○議長（鍵田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、CCS事業につきましては、国において必要な調査や検討が進められております。事業の実施に当たっては、地層の状況や周辺環境への影響、安全性などについて段階的に評価が行われ、国が定める基準に適合することを確認しながら、事業の実施を進めるものと承知しております。

今後は、国や事業者から具体的な内容が示された際には、丁寧な説明が行われるように求めていくとともに、町民の皆様が安心して生活できるよう、国、県と連携しながら、必要な情報に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最後にまとめます。

住民の生命・財産を守ることが自治体の仕事です。CCS事業については、専門家や有識者からも、技術の未確立性が指摘されている大変な危険な事業です。環境にも経済的にも高いリスクが指摘されている。また、経済産業省は今後10年間で4兆円の投資を見込んでいます。私たちの税金でまたそのツケを払わされることになるのではないのでしょうか。事業は中止して、そして再生可能エネルギーによるCO₂削減目標達成に全力を尽くすべきだと、最後にまとめて、私の質問は終わります。

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

再開は午後1時55分です。

（午後 1時44分）

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時54分）

○議長（鎌田貴俊君） 順次発言を許します。

通告順により、12番、細田一男君。

（12番 細田一男君 登壇）

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。11月30日、本町の農林水産課長でありました川島常嗣氏が御逝去されました。私も議員として23年になりますが、故人とは公私にわたりお付き合いをさせていただきました。町にとって貴重な人材を失うこととなり、誠に残念でなりません。故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、令和7年第4回定例会において、通告してあります大項目4、小項目6点について一般質問を行います。

令和7年10月4日、結党70年を迎えた自民党内で総裁選挙が行われ、高市早苗氏が第29代総裁に選出されました。翌10月21日、第104代首相に就任いたしました。日本において初めての女性総理大臣の誕生です。英国、イギリス保守党の元首相、サッチャー氏は親しい友を

つくることなく、権力の頂上に上り詰めたと評されております。高市早苗氏も同じだと話しております。就任早々、積極財政への取組や外国人政策、防衛費増額など、保守的な政策を矢継ぎ早に打ち出し、好調な船出となりました。我が国の発展のためにさらなる奮闘を期待するものです。

それでは質問に入ります。

1点目のビーチライフ in 九十九里町についてであります。

当日、私も出席、参加させていただきました。多数の皆さんの参加があり、競技にはたくさんの方の選手に出場していただき、盛大なイベントであったと思います。開催の準備運営に御苦労されました担当職員の皆様に心より感謝を申し上げます。

そのような中で、身体が不自由な方が海水浴を体験できる器具の普及・展示をされているブースがありました。説明を受けて、これはよい器具だと感銘を受けました。観光立町を唱える本町として購入の意向、考え方はあるのか答弁を求めます。

2点目の（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業についてであります。

昨日は2名の議員さんから、本日は先ほど谷川議員から同じ質問があり、答弁を聞いており、事業内容については理解をしております。私はいろいろな立場から、少し違った方向から質問をいたします。

この事業は国策です。北海道、福島県、青森県、秋田県、長崎県、山口県、福岡県などで計画が推進されております。それぞれの道、県などの海域の水深はかなり深く、漁業操業区域も大きく、漁場も大きなものとなっております。反面、今、千葉県内で計画されている洋上風力発電事業の区域である九十九里沖は、遠浅で水深も浅く、漁業操業区域も狭く、漁場も狭い区域であります。そこに風力発電機を設置すれば、狭い漁場はさらに狭くなり、漁獲量も減少し、イワシやハマグリ、シラスウナギなどが減少する危惧が想定されます。九十九里町は半農半漁の町であり、古来からイワシ漁で栄えた町であり、前浜で取れる貴重な財源が失われることとなります。

町長は常々、地場産業の育成や後継者の育成、町の産業の振興などを唱えております。目先の利益の追求でこの事業を推進していけば、町の基幹産業である漁業、水産業、水産加工業は衰退していくと思いますが、町の考え方、捉え方はどのようになっておるのか答弁を求めます。

3点目の首都圏CCS事業構想についてであります。

製鉄所から排出される酸化加工物を含んだCO₂二酸化炭素を、外房（九十九里沖）の海

底地中に注入し、貯留する構想の事業計画は、日本製鉄と関東天然瓦斯の合弁会社である首都圏CCS株式会社によるもので、国の支援を受けて、2026年度末までに事業化の投資判断をされる予定だと聞いております。

この事業を推進していくと地震や地盤変動などで漏れる可能性があり、海洋環境、漁業や生態系への悪影響を及ぼす可能性があり、長期的な安全性の不確実性が危惧され、酸化加工物を含んだ二酸化炭素の漏れが起きた場合、将来世代にあたる子や孫たちにツケを回すこととなります。この事業の推進に当たり、町はどのように捉えておるのか答弁を求めます。

4点目の海の駅の運営状況についての、①4月に指定管理者が新しくなり半年が過ぎましたが、出店者への支払いがきちんとなされていないと聞いておりますが、売上げ報告はきちんとなされておるのか答弁を求めます。

②いわしの交流センターに展示・販売されておる商品（派手なジャンパーやオートバイ用のマフラーなど）について、町はどのように捉えておるのか答弁を求めます。

③海の駅の指定管理者と漁業関係者の関係についてであります。いわし交流センターの現状を見ると、設立した趣旨と大きくかけ離れていると思います。町はどのように捉えておるのか答弁を求めます。

以上、4項目6点にわたり質問をいたしました。執行部の簡潔明瞭な答弁を期待するものです。

なお、再質問については自席にて行います。

○議長（鏑田貴俊君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ビーチライフ in 九十九里町についての御質問にお答えいたします。

身体が不自由な方が海水浴を体験できる器具の普及・展示がありましたが、町において器具の購入の意向はあるのかとの御質問ですが、さきに行われたビーチライフ in 九十九里町2025の会場内にて、体が不自由な方が海水浴を体験できる器具が展示されておりました。障害のある方や高齢者、小さなお子様連れの方など、どなたでも安全に海水浴が楽しんでいただけるユニバーサルビーチに取り組んでいる自治体もございますが、本町におきましては、介助者等の配置による安全性を確保するための運用方法が定まっていないことから、現段階では器具の購入は考えておりません。

次に、（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業についての御質問にお答えいたします。

事業内容について町はどのように捉えておられるのかとの御質問ですが、国は再生可能エネルギーの主力電源化を進める中で、洋上風力発電を地域振興にも資する重要なエネルギー政策として位置づけております。

また、海域利用の調整や環境影響評価、漁業との両立、地域との共生といった観点を踏まえ、必要な制度の整備も進められております。

こうした国の動向を踏まえ、本町にとって、将来、地域振興への寄与が期待できる事業であると認識しているところであります。

町といたしましては、漁業者をはじめとする地域関係者の御意見や懸念を十分に伺いながら、国の動向を注視するとともに関係機関と連携し、町民にとって最善となるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、首都圏CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業構想についての御質問にお答えいたします。

製鉄所から排出されるCO₂を外房（九十九里沖）の海底地中に注入・貯留する構想について町はどのように捉えているのかとの御質問ですが、この構想は、国が進めるカーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素の回収・輸送・貯留（CCS）の可能性を調査しているものでございます。

現在、国により事業実施の可否を判断するための調査や検討が進められており、本事業の概要につきましては、先ほど谷川議員への御質問でもお答えしましたとおり、経済産業省資源エネルギー庁と千葉県主催により、本年12月21日日曜日にセミナーが行われます。

町といたしましては、こうしたセミナーを踏まえ、国や県、事業者から示される情報を適切に把握し、町民の皆様への丁寧な情報提供に努めてまいります。

次に、海の駅の運営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の4月に指定管理者が新しくなり半年が過ぎましたが、売上げの報告はきちんとおこなわれているのかとの御質問ですが、現在、指定管理者からは、いわしの交流センター協定書第20条第1項に基づき、毎月の売上げや入り込み客数、イベント開催などについての報告書をきちんと提出していただいております。

2点目のいわしの交流センターに展示・販売されている商品（派手なジャンパーやオートバイ用のマフラーなど）について、町はどのように捉えておられるのかとの御質問ですが、海の駅九十九里にオートバイでお越しになるお客様が増えており、施設内での商品購入につなが

っているとの報告を受けております。

今後も利用者の皆様からの御意見などを伺いながら、指定管理者と連携し、よりよい運営が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の海の駅の指定管理者と漁業関係者の関係についての御質問ですが、海の駅九十九里は本町の特産品の販売等、情報発信する重要な拠点であり、漁業者の皆様には、海の駅九十九里の運営にも御協力いただき、地域の魅力向上にもつながっているものと思われま

す。町といたしましては、海の駅の指定管理者と漁業関係者の連携により、さらなる地域振興につながるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上で細田一男議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（鏑田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

町長におかれましては御答弁ありがとうございます。早速ですが、再質問に入らせていただきます。一問一答でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1項目め、ビーチライフ in 九十九里町においての体の不自由な方たちが海水浴を楽しまれるという器具の件についてですが、現段階での導入は考えていないということでしたが、導入している自治体もあるとのことですので、本町にも多くの来客がお見えになっております。今後は導入運用を含め検討をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

2点目、九十九里沖洋上風力発電事業についてであります。先ほども申し上げましたが、昨日は2名の議員さんから、本日は谷川議員から同じ質問があり、答弁を聞いており、事業内容については理解しております。先ほど申し上げましたが、この事業は国策です。日本全国多くの道、県などの海域は水深が深く、漁業区域も大きく、漁場も大きなものとなっております。

反面、今千葉県内で計画されている洋上風力発電事業の区域である本町九十九里沖は、遠浅で水深も浅く、漁業操業区域を狭く、漁場も狭い区域であります。そこに風力発電機を設置すれば、狭い漁場はさらに狭く、漁獲量も減少し、イワシやハマグリ、シラスウナギなどは減少する危惧が想定されます。本町は半農半漁の町であり、古来からイワシ漁で栄えた町であり、前浜で取れる貴重な財源が失われることとなります。

町長は常々、地場産業の育成や後継者の育成、町の産業の振興などを唱えておりますが、目先の利益の追求でこの事業を推進していけば、町の基幹産業である漁業、水産業、水産加工業は衰退していくと思っております。答弁を聞いている中で感じたことは、地域振興をうたいな

から、漁業関係者とは地域振興などに意見交換をすると、その中に、水産業、水産加工業という文言は一度も出たことがありません。町の捉え方について答弁を求めます。

○議長（鍵田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

九十九里沖で計画されている海域につきましては岩盤エリアで、漁業者と協議の上、漁業操業への影響が小さいエリアを選定し、有望な区域に選定されております。また、漁獲量の減少の危惧につきましては、環境影響評価や漁業実態調査を実施し、漁業への影響が確認された場合は、漁業者及び専門家の意見を反映しながら、適切な対応を講じることとなります。また、古くから漁業を基幹産業として発展した本町は、イワシやハマグリなどの水産資源は、町民の生活と地域経済を支える重要な財産であると認識はしております。

洋上風力事業が先行している他の海域におきましては、洋上風力発電事業と漁業の共生を図るため、漁場環境の改善などの漁業振興策が講じられている例もございます。こうした取組は、地域産業の発展に寄与する可能性を有しており、本町といたしましても、国や県、事業者に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を求めるとともに、持続可能な地域社会への調和を図りながら、地域の実態を十分踏まえつつ、慎重かつ前向きに検討して進めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（鍵田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田。

再々質問に入る前に一言。

漁場を縮小したという、今答弁だったんだけど、なぜ、縮小したかという、九十九里漁業協同組合は、横芝光町から長生村まで6市町村の漁業協同組合が合併して九十九里漁業協同組合になった。今回やる事業区域は、横芝光町さんがある栗山川から真亀川まで、先ほど申し上げた横芝から長生までの6のうちに、真亀川で止まったのよ。理由は、お隣の大網白里市さんがこの事業には参画しないと、漁場の減る事業には我々は参画しないとなったから漁業区域が小さくなったの。

それでは、再々質問。御答弁ありがとうございました。私の質問に対し、答弁があまり的確ではなかったと思いますが、詳細な質疑を繰り返しておりましても、時間が限られておりますので、再々質問をいたします。先ほどの御答弁では、漁業は本町の基幹産業であり、町民の生活と地域経済を支える重要な財産であるとの御認識を示されました。そこで、確認を兼ねて再々質問をいたします。

本町には漁獲された魚介類を選別、調理、製造、出荷などに携わる多くの事業者が存在しており、漁業とともに地域の産業を支える重要な役割を担っております。こうした関連事業者についても漁業者と同様に影響が確認された場合は、町長として確実なる対応、対策を行っていただけるのか答弁を求めます。

○議長（鎌田貴俊君） 答弁を願います。

（「議長、町長にお願いしたいと思います」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 暫時休憩します。

（午後 2時21分）

○議長（鎌田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 私からお答えさせていただきます。

本町の水産業は漁業者だけでなく、選別、調理、製造、出荷など、一連の工程に関わる様々な事業者により成り立っており、こうした関連事業者も漁業と同様に本町の地域経済を支える重要な存在であると認識しております。このことから、関連事業者につきましても、漁業者と同様に直接影響が確認された場合には、国、県、発電事業者に対し適切な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

御答弁ありがとうございました。

続いて3項目め、首都圏CCS事業構想について。大項目3の首都圏CCS事業構想についてであります。本町沖で計画されているCCS事業について、改めて伺います。

二酸化炭素を海底に圧入するという事業の特性から、海が汚れてしまうのではないかと、また、そこで漁獲された水産物の販売に影響が出るのではないかとといった不安の声が町内でも聞かれております。こうした懸念が生じた場合、国や県の対応や補償の考え方について、現時点でどのように把握しているのかお伺いをいたします。

○議 長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

先ほど谷川議員で、町長答弁でありましたとおり、CCS事業につきましては、国において必要な調査や検討が進められており、事業の実施に当たっては、地層の状況や周辺環境への影響、安全性などについて段階的に評価が行われ、国が定める基準に適合していることを確認しながら事業が進められるものと承知しております。

議員の質問の中で懸念が生じた場合、国や県の対応や補償の考え方について現時点でどのように把握しているかとの御質問ですが、町としましては現時点で国や県の対応や補償の考え方について把握はしてございません。

以上です。

○議 長（鏑田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

御答弁ありがとうございました。

4項目め、海の駅の運営状況について。それでは大項目4の海の駅の運営状況について再質問いたします。

1点目の海の駅九十九里の売上げの報告についての質問で、町長答弁で、いわしの交流センターの基本協定書に基づき、期日までに提出いただいているところとのことですので、了解いたしました。

2点目のいわしの交流センターに展示・販売されている商品（派手なジャンパーやオートバイ用のマフラーなど）について、町はどのように捉えているのかについて再質問いたします。

先ほどの町長答弁では、いわしの交流センターで取り扱う商品については、オートバイでお越しになるお客様が増えて、商品の購入につながっている。利用者の皆様からの御意見を聞きながら、よりよい運営をしていくとの回答をいただきました。

そこで、改めてお伺いします。

魅力発信基地であるいわし交流センターにおいて、目的にそぐわないと考えられている商品の展示・販売について、町としてどのような方向性で対応していくお考えなのかお示しく下さい。

○議 長（鏑田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

先ほど、町長答弁でありましたように、海の駅九十九里にオートバイでお越しになるお客様が増えており、施設内での商品購入につながっているとの報告を得ております。町としましては、今後も利用者に、皆様からの御意見などを伺いながら、指定管理者と連携し、よりよい運営が図れるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

3点目の海の駅の指定管理者と漁業関係者の関係について再質問をいたします。

海の駅の指定管理者が地域の一次産業、とりわけ漁業関係者と連携しながら運営を進めていくことは、本町の地域活性化の観点から一定の理解はできるところであります。しかしながら、公募により選定された指定管理者としての独立性や施設運営の公正性が損なわれるようなことはあってはならないと考えております。

そこでお伺いをします。

町として指定管理者が、特定の関係者と過度に結びつくことのないよう、どのような基準で適切な運営が担保されているのかお伺いをいたします。

○議長（鎌田貴俊君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

町としましては、指定管理者と地元の漁業関係者との連携は、地域資源や特産品の魅力を発信する取組をしていく上で重要であると認識しております。一方で、指定管理者につきましては公募により選定された民間事業者であり、公共施設の運営に当たっては公平性が確保されなければなりません。このため、海の駅施設管理に当たっては、仕様書に基づき、特定の団体や個人に偏った運営にならないよう利用の公平性を確保するとともに、定期的なモニタリングと報告により適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 御答弁ありがとうございました。

まとめとして、本町にとって大きな課題として洋上エネルギー事業の推進とCCS構想が持ち上がっております。判断に苦慮する事業であると思います。推進に当たり、行政と議会が協議する機会を多く設け、町にとってよりよい方向性が見つけられるよう努めていただけるよう要望して質問を終わります。

○議長（鎌田貴俊君） 一般質問はこれにて終了します。

◎休会の件

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月8日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（鎌田貴俊君） 異議なしと認めます。

よって、12月8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（鎌田貴俊君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

12月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時32分

令和7年第4回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月9日（火曜日）

令和7年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月9日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）
議案第 2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
議案第 6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第 7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 9号 契約の締結について
- 日程第 6 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについて
- 日程第10 陳情第 2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

日程第11 陳情第3号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書

日程第12 陳情第4号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

出席議員 (14名)

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君
農 林 水 産 課 農 村 整 備 係 長	鎗 田 秀 樹 君	商 工 観 光 課 長	古 関 保 君
ま ち づ く り 課 長	木 原 隆 行 君	会 計 管 理 者	古 川 紀 行 君
ガ ス 課 長	麻 生 雅 弘 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	鶴 岡 正 美 君
教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鐘田貴賜君 書記 鈴木克奈君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（鎌田貴俊君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（鎌田貴俊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（鎌田貴俊君） 日程第1、諸般の報告をいたします。
総務経済常任委員会委員長、文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。
-

◎日程第2 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）

- 議 長（鎌田貴俊君） 日程第2、議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）、議案第2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）、議案第6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第6号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長（鑓田貴俊君） 住民課長、田畑総子君。

(提案理由説明)

○議 長（鑓田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議 長（鑓田貴俊君） 農林水産課農村整備係長、鎗田秀樹君。

(提案理由説明)

○議 長（鑓田貴俊君） ガス課長、麻生雅弘君。

(提案理由説明)

○議 長（鑓田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。

次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。よろしくをお願いします。

ページが10ページになりますけれども、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、14節工事請負費、防災行政無線整備工事、屋外スピーカーの交換ということでお聞きしましたけれども、これは半分補助が出るような形になると思うんですが、約半分ね。設置から何年たって、この場所はどこなのか。そして、どのようなことで交換されるのか。ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。1点です。

○議 長（鑓田貴俊君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

まず、設置から何年かというお話ですが、平成28年に設置したもので、設置から9年経過しております。

それから場所ですが、2か所故障しておりまして、1か所が旧豊海保育所の北側、もう1か所が片貝東団地の海側の1本ということになります。

あと、それから何でしたっけ。

(発言する者あり)

○総務課長(作田延保君) 交換の内容はそれぞれスピーカーを1本ずつ交換するということになります。

以上でございます。

○議長(鎌田貴俊君) 9番、古川徹君。

○9番(古川 徹君) 古川です。

設置から9年ということですが、場所が豊海と片貝ということですよ。海岸線と、豊海はどこでしたっけね。

(「保育所」と言う者あり)

○9番(古川 徹君) 保育所か、保育所の付近。海岸線だから傷みも早いのかなということもありますけれども、片方はもう上の部分ですよ。機械ものですから、どこが壊れてもおかしくはないのかなと思いますが、設置から9年ということ、短期と言ったら変ですけれども、聞こえづらいというところ、場所もありますよね、町内には。特に作田方面は防災無線がよく聞こえないという方が多くおられると思うんですけども、そのような調査みたいなものはされているのでしょうか。

○議長(鎌田貴俊君) 総務課長、作田延保君。

○総務課長(作田延保君) まず耐用年数なんですけど、10年としておりますが、議員おっしゃるとおり、海岸に近いということから、使用条件も厳しいということで、耐久性に影響が出たものと考えております。今のところ、ほかの子局には問題ありませんが、定期的に確認等を行うことにしております。

なお、作田地区につきましては、個別ケースで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鎌田貴俊君) ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番(細田一男君) 12番、細田。

9ページの歳出、2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費、先ほどのあれでは歳入のほうで、21万5,000円、国庫支出金かな、出ているんだけど、金額じゃなくて、住民登録する際に、パソコンになっているんだけど、このパソコン21万5,000円は、パソコンの購入に充てたということだと思ってしまうんですけども、この中長期滞在者の届出委託金になっているん

だけれども、多分これ実習生を含んでいると思うんだけど、この実習生が例えば町に登録すると。

異動するときに、例えば転出届を出さなきゃいけないと思うんだけど、転出届を出さなくて、そのまま本町以外、例えば愛知県に行ったり北海道に行ったりしている実習生が多いんだけど、そういうときに、住基を一旦は異動しなきゃいけないんだけど、相手先に異動してからこっちへ戻ってくるのかな。例えば、北海道に行くと、北海道の市から九十九里に、今までおたくにいた誰々さんがうちのほうに異動してきたんですけれどもというので連絡が来るのかな。そういうのを登録するために、パソコン等を購入したということかな。

○議 長（鎌田貴俊君） 住民課長、田畑総子君。

○住民課長（田畑総子君） では、今の御質問にお答えいたします。

御指摘の21万5,000円のパソコンなんですが、こちらの研修生だけではなく、外国人の住所地届出等に対応するための住所地、その記録の端末、専用読み取り端末という形になります。

先ほど財政課長のほうからも御説明がありましたとおり、入管法の改正がありまして、現行の外国人登録カードとマイナンバーカード、こちらが在留カードと一体化されることとなります。そのカードが、ICチップが搭載されたものになりますので、そのICチップの中に情報を読み取り、または書換えを行うための専用端末を購入するものでございます。

歳入については、満額国からの補助が入るということで、同額を計上させていただいております。

以上です。

○議 長（鎌田貴俊君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

説明を聞いて理解はできるんですけども、なぜ出したかという、質問したという、日本全国、本町もそうだけれども、先ほど健康福祉課からあったんだけど、病院に入院する外国人さんが結構入院費とか治療費を払わないで、言葉は悪いけれども、勝手に帰っちゃった。それは結構未収で残っているというのは日本全国の病院でも言われているわけよ。日本全国全体にね。そういう実習制度云々じゃなくて、そうすると、入院すると例えば保証人をつけてくれと多分病院でも言われると思うんだけど、その保証人が、例えば日本人だったら住所は確実に分かるから、最悪の場合は保証人に請求が行けるんだけど、外国

人同士で、外国人登録してあれば当然町民であり市民であるから……。

○議長（鎌田貴俊君） 細田議員に申し上げます。

補正予算に即して質問を絞っていただく……。

○12番（細田一男君） そういうシステム入れるというのは、そういう管理をきちんとしないと、システム入れた、あれがないから聞いているんで、聞いたんだけども。

○議長（鎌田貴俊君） よろしいですか。

住民課長、田畑総子君。

○住民課長（田畑総子君） 今、こちらの外国人登録の住所変更等につきましては、行政対行政で行う際の手続に関する情報の読み取り、書換えになるので、そういうための専用端末ということになります。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

議案第6号のガス事業会計について、1点質問させてください。

一番最終ページになりますが、1項建設改良費、補正予算額が528万円ということですが、これも、こちら宅地分譲に伴う新規のガスの引込みというふうに理解しておりますが、これによって何件ぐらいの新規供給を見込んでいるのか教えてください。

○議長（鎌田貴俊君） ガス課長、麻生雅弘君。

○ガス課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

新規需要家の件数ですが、作田地先で5件、粟生地先で7件、計12件でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより、一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和7年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（鎌田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

○議 長（鎌田貴俊君） 日程第3、議案第7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（鎌田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを
原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鍵田貴俊君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第8号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（鍵田貴俊君） 日程第4 議案第8号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（鍵田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第9号 契約の締結について

○議長(鎌田貴俊君) 日程第5、議案第9号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第9号について提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(鎌田貴俊君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時40分です。

(午前10時29分)

○議 長（鍵田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時38分）

◎日程第6 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて

○議 長（鍵田貴俊君） 日程第6、議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき
議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第10号について提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の齊藤重晴
氏が令和8年1月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として九十九里町真亀在住
の阿部鐵則氏を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求
めるものでございます。

阿部氏は、長年にわたり九十九里町教育委員を務めるなど、住民からの人望も厚い人格者
でございます。また、宅地建物取引士及び2級建築施工管理技士の資格も有し、固定資産に
関する知識も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会委員として適任で
ございますので、よろしく願いいたします。

○議 長（鍵田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鍵田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鎌田貴俊君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて

○議長(鎌田貴俊君) 日程第7、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき
議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第11号について、提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町長(浅岡 厚君) 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の大池久男
氏が、令和8年1月30日をもって任期満了となることに伴い、大池氏を再任することについ
て、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大池氏は、長年にわたり自治体職員として勤務され、税務行政を経験し、税に関する知識
も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、
引き続き委員をお願いするものでございます。

○議長(鎌田貴俊君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（鏑田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（鏑田貴俊君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第12号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

○議 長（鏑田貴俊君） 日程第8、議案第12号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第12号の提案理由の説明を求めます。

総務課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（鏑田貴俊君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鏑田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鏑田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に
関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(鎌田貴俊君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期
目標を定めることについて

○議長(鎌田貴俊君) 日程第9、議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療セ
ンターの中期目標を定めることについてを議題といたします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議長(鎌田貴俊君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番(原田教光君) 6番、原田です。

議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター第5期の中期目標の制定に
ついて申し上げます。

本件につきましては、本年9月の第3回定例会において、当町議会では既に可決し、承認
したものであります。

しかし、その後、同じ設立団体である東金市議会においては、同議案が否決をされました。
その間、九十九里町議会には一切の連絡も協議もありませんでした。

本来、共同で設立する団体として、足並みをそろえるための事前の意見交換や調整は当然
にして行われるべきであります。これがなされなかったことは極めて遺憾であり、重大な問
題であると考えております。

その後、東金市では、執行部と一部議員との間で文言を加える修正案が取りまとめられ、
再度、九十九里町議会で審議するよう求めてきました。

しかしながら、この修正文言の趣旨は明確とは言い難く、本来、東金市内部で十分に調整

されるべき問題であります。それが果たされず、当議会に再度付議されるに至っております。このことについても看過できません。

加えて、今後は経営コンサルタントによる経営改善の指導が予定されております。であるならば、文言の修正は、経営改善の方向性を示された段階で行うほうが合理的であり、現時点で、拙速に修正を加える必要性についても疑問を抱かざるを得ません。

これらのことにつきましては、執行部の答弁を伺いたいというふうに思います。

○議長（鍵田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

どうして、可決した内容から変更を加えたのかという御質問かと思われまます。

それに対しましては、やはり東金市で、東金市議会において中期目標が否決をされたという事で、町としては、9月議会に可決された内容また考え方について変更がないような前提で、設立団体の東金市と協議をいたしました。

また、東金市長ほか幹部の出席によりまして、臨時の全員協議会で町議会からの御意見等もお聞きし、誤解を招くような状況であったというところも踏まえまして、両設立団体で協議した上で、この文言とさせていただきました。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

私は、いつも先の決まった話というか、財政負担の原則について、私は前回は質問しているんですけども、結局この財政負担は、要は組合立国保成東病院が、組合立のあのときの負担金を超えないということが、そもそもそれが最初で、原則で、このメディカルセンターの事業計画が始まったと思うんですけども、その文章がとても曖昧で、大変私は危惧する、これは前回は言ったと思うんですけども、その財政負担の原則を見ると、法人運営は独立採算が原則であるが、設立団体が負担する政策医療の分野等に関わる運営費負担金については、旧組合立国保成東病院運営負担金の額を基準としつつ、基準としつつ、同基準の策定に至った経緯を踏まえ、その同基準の策定というのは、これはもう一番最初に県が示したシミュレーションの中で、この金額でできますよと、この金額以上は負担はありませんよという、そういった約束でこのメディカルセンターが始まったと。

だからこの文章を見ると、とても曖昧で、どうとも取れるというような文章だと、はっき

りそれは、組合立国保成東病院のときの負担金を超えないといった、そういったはっきりとした文言が必要だと思うんですね。

財政負担に関して、政策医療においては、国がその医療の政策を、国が、厚生労働省が、国できちっと政策医療は見ますよという、厚生労働省の中で、それがきちんと書かれていると思うんですね。それがこの中に曖昧になっていると。

例えば、メディカルセンターは19診療科目が政策医療の対象になっていると思うんですけども、そこはどうか。この文章ではとても心配ですね、曖昧で。そこをきちっと答えていただきたいと思います。

○議長（鏑田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えさせていただきます。

まず、旧成東病院の負担金の額を基準としつつ、同基準の策定に至った経緯を踏まえというところのことなんですけれども、そこにつきましては、やはり法人設立時に負担金の在り方について、住民に理解を得た経緯、また議会の議決、1市1町で負担するといった重み、そういったことを示しております。

また、この成東病院の負担金の額を基準とするところが曖昧ではないか、そういったことにつきましては、先週谷川議員の一般質問の答弁でも、町長答弁でありましたとおり、こちらに関しては、第5期の計画期間においても変更はなく、堅持してまいりたいというふうになっております。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） だとしたら、九十九里町議会で可決したあの文章で十分じゃないかと思うんですね。

その後、そういった基準を、基準にしつつというところで、また政策医療に関して、本来国が責任を持たなきゃいけない、この政策医療に関して、また、設立団体として相談の上、こういった文章になっていますよね。

これ、毎年8億から9億という赤字になっているわけで、そこを政策医療に関しては国と県がきちんと責任を持つというような文章でない限りは、今後のいろんなことを考えたとき、この赤字を考えたときに、毎年メディカルセンターが抱えている赤字、どうするのかというところがきちんと明文化されていないと思うんですけども、そこは、行政としてどのように考えているのか。

○議 長（鍵田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 千葉県の財政支援、そういったものを加えたらどうかという
ような御質問だと思われま。

それに関しましては、せんだって、町長はじめ地元県議とも同席をしていただきまして、
県に要望書を提出してきたところでございますが、中期目標というものは、法人が達成する
べき目標を設立団体が法人に示すものでありまして、設立団体と法人について記載すること
が原則でございます。ですので、千葉県の支援については記載することはないものと考えて
おります。

しかしながら、政策医療また救急医療に関しましては、やはり国、県の支援も必要だとい
うことは認識しておりますので、今後も引き続き、必要な要望、また県との協議、行ってま
いりたいと考えております。

以上です。

○議 長（鍵田貴俊君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはり、県や国への要望をどうするかということが評価委員会の中
で一言も出ていないと、これがやっぱり大きな問題だと思うんですね。確かに、設立団体
として、メディカルセンターに、こういった事業でやってもらいたいと、そういう示すとい
うのは分かるんだけど、やはりこのままのこの文章では、県がどういった、国がどうい
った支援をするのかということが明文化されていない限りは、もうそのままなし崩しになっ
ちゃうのではないかなと思うんです。ですからそういった文書をきちっと、堅持しつつではな
い、堅持するということのしっかりとした文章が私は必要だと思いますけれども、どうでし
ょうか。

○議 長（鍵田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 谷川議員御指摘のとおり、この文章に千葉県の財政支援がと
いう文言がないと担保できないのではないかなという御質問かと思ひます。

それに関しましては、先ほども申し上げたとおり、目標については、設立団体と法人との
関係というものが原則となっておりますので、この県との協議、これに関しましては、必要
な要望と、協議を重ねていきたいというふうに思っておりますので、計画には入れられませ
んが、そういった議事録だったり、そういったものをお示ししながら担保できるようにして
いきたいと思ひます。

以上です。

○議長（鏑田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。よろしく申し上げます。

まず、この議案第13号については、真っ向反対する立場から意見を申し上げさせていただきます。

（発言する者あり）

○9番（古川 徹君） 討論じゃありませんからね、質疑ですから。

まず最初に申し上げたいことは、この問題は、この中期目標の改正案というものは、今後の設立団体としての財政負担の在り方について、大きな問題となることに懸念をいたしております。

まず、今ほかの議員からも意見があったように、この事の発端というのが、今まで12年間にわたり示されてきた財政負担の原則である業務運営に関する重要事項を、病院の赤字を理由に、旧組合立国保成東病院に対する負担金、10年間で26億5,000万という負担を、それ以上を超えないということになっておりますよね。九十九里町の住民様にもそのような説明をした中で、理解をしてもらっていますよね。

今となれば、10年を過ぎたので、設立団体として負担額の必要な見直しを求める意見などもあり、東金市において、第5期中期目標案にその表記がなされていないことや、負担金のありようについて分析、検討するといった姿勢を記載すべきだという理由で議案を否決しておりますよね、これ、東金市が。そうですよね。

なぜ、今になってこの設立団体としての負担金の必要な見直しを求める意見や、負担金のありようについて分析、検討するような姿勢を記載しなければならないのか。理解に苦みますよ。

幾ら負担額の基準は変えるつもりがないということを再三にわたって言われていますけれども、では、なぜ今までになかった文言を追記、表記する改正案を示すのか。町としても納得できないから東金市に説明を求めたわけですよね、一番初めに、全員協議会で。納得できないから求めたんですよね。町長も東金に対し、本町では議案が可決されているので、大幅な修正案の回答を求めておりますよね、ここに。違いますか、11月4日付で。

同基準に策定に至った経緯について、どのような認識をしているのでしょうか。国が示す基準はどのようなものですか。それに加えて、「など」とは何を意味するのでしょうか。

設立団体において第5期目標を作成するに当たり、負担金の考え方については旧成東病院

運営負担金の額を基準とするとして、今後はコンサルタントを導入し、経営分析による改善を図っていくことを法人に対して指示しましたと。また、その結果を踏まえ、法人と設立団体に加え、千葉県周辺自治体と負担金等について協議、検討を行うことを東金市と本町の設立団体で協議を進めてきたと理解しておりますと。このような回答を求めていますよね、町長。

今問題となっているこの改正案の、基準としつつですとか、国が示す基準に照らし、必要な見直しを進めるですとか……。

(発言する者あり)

○9番(古川 徹君) 何ですか。いや、町長、一番初めはそうじゃないですか。これは今回の改正ですよ。最初はそうだったじゃないですか。そして、今続きある場合ちゃんと聞いておいてください。

そして、再改正案と示されたのが、この文言の一部分だけを変更した、今回の提案された議案でありますよ。そうですよね。

ましてや、九十九里町の全員協議会で出された意見を、東金市議会に伝えてくださいとも言っておりますよね。東金市議会にはどう伝えてくれたんですかとお聞きしたところ、時間がないので東金市は今回の改正案で進めることですかね。東金市議会に、議員に聞いてみたら、全員協議会においては、九十九里町は今回の改正案で理解されているような説明をされているようですよ。理解されていきましたか、九十九里町議会は、全員協議会で。意見がありましたよね。

課長にお聞きしますけれども、これはね。これ私、伝えてくれと、伝えようとしたら、そのように言われたということと言われましたよね。時間がないので、今回はうちはこれで進めますと、聞く耳も持ってもらえなかったみたいな話もされましたよね。うちの意見ばかりじゃしようがないから、東金市議会の意見も全員協議会でどういう意見が聞いたか、後で教えてくださいねということもお願いしてありましたよね。

しかしながら、今日、朝、課長から、朝に説明があったんですけども、その説明もなく、私は連絡をずっと実は待っていたんですよ。東金市議会の全員協議会でどういう意見が出たのかなと、後でまた聞いてくれるということだったんでね。ところが何の連絡もなかったもので、私もあえて連絡しませんでした、聞いたら何もない、意見もそんなに出なかったそうですと。そして、この議会の初日に、いきなり朝のテーブルの上に改正案が示されていた。この議案が、差し替えをお願いしますと、これはおかしいんじゃないですか。

大体その東金市議会で、九十九里町議会は今回の改正案で理解されているような説明をする自体がおかしいんですよ。

赤字部分は外部コンサルタントにより洗い出し、経営改善策を求めたりと、副町長も言われておりますけれども。不採算部門の負担を関係自治体に求めていくとも言われておりますよね、そういったものを洗い出しをしながら。

問題は、その外部コンサルタントを入れたとしても、実際に負担してもらえないということもあるわけですよ。言い切れませんよね。今言い切れるんですか、それが。周辺自治体へ財政支援のお願いを歩いたところで。今でさえですよ、何回も、何回も、何回もと話聞いていますけれども、県に補助金の要望書を提出、出しても、現在までは一度だけ頂きました追加財政支援だけの現状があるわけですよ、30億のね。違いますか。

○議長（鎌田貴俊君） 古川議員に申し上げます。質問事項をまとめてください。

○9番（古川 徹君） 今質問ですよ。

○議長（鎌田貴俊君） まとめてください。

○9番（古川 徹君） 今質問です。まとめて質問しているんですよ。

もし、今回の改正案を可決することにより、赤字部分の負担を社会情勢や国が示す基準に照らし、必要に応じて協議を行うものとなり、負担の基準以上に負担しなければならないこともなり得る表記とも考えられます。もし、絶対にそのようなことがないと言い切ることができるのか、住民に対して約束した誓約を守るということが断言するようなことができるのか、御答弁ください。

○議長（鎌田貴俊君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） まず、断言できるのかというところにお答えをさせていただきます。

これ、何度も繰り返してしまっていますが、谷川議員の答弁にもありましたとおり、この皆さんとお約束をした、住民と約束をした成東病院の負担金の額を基準とするというところは、もう堅持していくというところは変更はありません。

また、県に要望したけれども、本当にそれがかなうのかということも、周辺自治体からの関係もありますけれども、今、県のほうが主導となって、この地元、県会議員、そして、山武郡市の首長を集めた会議を今調整しているところです。そこで、法人の財務状況などを話し合いをして、まず近隣の首長に知っていただくというようなことからもう県が動き始めております。

私からは以上です。

(「議長、暫時休憩」と言う者あり)

○議長(鎌田貴俊君) 暫時休憩します。

(午前11時16分)

○議長(鎌田貴俊君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長(鎌田貴俊君) 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長(戸村恵子君) 答えさせていただきます。

まず、全協での関係ですけれども、これに関しましては、11月17日、臨時の全協を開催しました。

その際には、議員御指摘のとおり、見直しの検討をするという言葉が入っていたということで、議会の意見等を東金市に伝え、さらに設立団体同士で協議をし、また、25日の定例の全員協議会において、現在の文言に変更を加えました。

これについては、やはり必要な見直しをするという言葉が、やはり私ども町といたしましても引っかかる場所もありましたので、こういうような誤解を招くような言葉、文言はというところで修正を加え、見直しの協議ですか。必要に応じて協議をするというところに変更したところでございます。

また……。

(「社会事情と国の示す基準等を聞いている。何で今回だけ、今回になって示しているのか」と言う者あり)

○健康福祉課長(戸村恵子君) 社会情勢、こちらの意味合いに関しましては、今も、国のほうが動いております。医療の動向、こういった国の方針だったり決定だったり、そういったことを踏まえて協議をするというところを入れました。

また、基準等というものは、法令関係、また外部コンサルタント等による分析というふう
に捉えております。

以上です。

○議長(鎌田貴俊君) 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。ありがとうございます。

いずれにしても、今課長が今言われたように、必要な見直しの検討を、必要に応じて協議をするってこれ意味一緒なんですよ、字が違うだけで。見直しも協議も一緒なんですよ、これ、意味合い的に。必要に応じて協議をするとなっているんじゃないですか。基準が変わったらどんどん負担が増えていってもしようがないということ、そういうことを協議するんですか。

社会情勢についても物価の高騰を受けているからと、負担を増やすしか、増やす、せざるを得ない協議をするのか。そういうことに文言につながっていくおそれがあるから心配をしているんですよ。社会情勢ってそういうことも含まれると前に説明しましたよね。

そういったことで、このことを認めることによって、周りからの財政支援も受けられなかった場合ですよ、場合だとか、あと県や国にしても、支援が赤字が埋まるまでの金額が来なかった場合に、こういったことを認めることによって、こういった協議をこの設立団体でいかなきゃいけないということになっちゃうんですよ、結果的に。それを一番懸念するところなんですよね。

だって一番初めの反対した理由はそこなんですもん、東金市議会は。はっきり物申しますけれども、もうちょっと設立団体としても出してもいいんじゃないか、しようがないじゃないかというのが発端ですからね、東金市議会というのは。

だったらもう住民さんを裏切る行為になるんですよ、これは、そういうことやっていけば。行政と議会ですらそういうことを決めていけば。住民さんにはさんざんっばら大丈夫かい、大丈夫かいと言われながらも、はいよと今まで国保成東病院に納めた金額で、その金額内でできるということだからと、1円たりとも100円たりとも上回らないという約束だから大丈夫ださということで、今まで私たちも説明してきたんですよ。

それを赤字を理由に、しようがないからと決断をされるということは断じて私は許さないと、思って、今回このような意見を申し上げさせてもらっているんですよ。

だからやっぱり止めるところは止めてもらわないと、町長もそれだけ責任重大なんですよ、これ。九十九里町の意見が反映されているというけれどもね、意見も聞いていないじゃないですか、実際に、東金市は。

そういったことに対して、やっぱりお互いの意思疎通を図りながら、同じ設立団体なんだからやっていかなければいけないと私は思いますので、その辺はどう思われますか。

○議 長（鏑田貴俊君） 最後の質疑になります。

健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） いろいろ御心配ありがとうございます。

繰り返しとなりますが、この第5期中期計画案の期間におきましては、この成東病院の負担金の額を基準とするというところは堅持していきたいと、そう考えておりますので、それだけは守るということを、私のほうから、私ども町として、議員の皆さんに伝えておきたいと思います。

以上です。

○議長（鍵田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

今、質疑をお聞きしたんですけれども、この13号は、前回出した議案に対しての否決をした、東金市議会で否決した議案に対して修正案として出ているんだから、過去のどうのこうのは議論しても前に進まないと思うんで、議会としてどういう判断をするのか、即採決に入ったほうがいいと思いますけれども。

○議長（鍵田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

まず、反対の討論からお願いしたいと思いますが、反対討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鍵田貴俊君） では次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

それでは、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今までいろいろ議論もあり、大変議論をしてきました。私は町長並びに戸村課長のお話、これ伺いまして、これでやっていけるのならば賛成をしなければいけないだろうと。今ここ

で否決をして、九十九里町何の利益があるか。よそから見れば、九十九里町は東金市と一緒にこの東千葉メディカルを立ち上げて、これまでやってきました。ここで、お互いに足を引っ張るようなことがあつては、これからのメディカルはどうなりますか。

確かに赤字は多い。けれども、国、県、そして他市町、やはり応援をしてもらって何とかやっていかなきゃいけないですよ、この病院を。潰すわけにはいかないと思います。これは皆さん同じ気持ちだと思います。

やはりここは、この中期目標を早く上げて、メディカルの中期計画を立ててもらおう。そして、病院経営をどのようにやっていくのか。その辺は、やっぱり我々は素人ですからよく分かりません。

私は、この前もメディカルの人たちが来たときに言ったことがあります、年に4回もここへ来て説明をする必要はないじゃないか。せめて2回で十分と。理事長からセンター長、皆さん、上のほうの人が全員来ちゃうんですね。病院は空っぽになっちゃう。この経費、そしてそれに要する手間、それを考えれば無意味なことだと私は思っております。

それよりも、病院をどのように立て直し、どのように利益の出るような形に持っていくのか、それが一番大切です、病院は。ここへ来て、議員の皆さんにあれこれ説明するよりも、それをやってもらったほうが私は一番だと。

その意味でも、私は今回の中期目標、確かに異論もあります。けれども、やはり、ここは、この中期目標、皆さんに賛成をしてもらって、中期計画を出してもらいたいと、このように思い、私はこの13号議案、賛成であります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鍵田貴俊君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの中期目標を定めることについてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鍵田貴俊君） 賛成多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時32分）

○議長（鍵田貴俊君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

◎日程第10 陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善
を求める意見書提出を求める陳情書

○議長（鍵田貴俊君） 日程第10、陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。
文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

（文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） 11番、善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（鍵田貴俊君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） ちょっと委員長にお聞きしたいんですけども、採決されたということですね、採択ね。採択をされたということはこういった意見が出されていたのか。賛成者、反対者がいたのかなと思うんですが、こういった意見が出たのかなということをお聞きしたいと思います、その反対者、賛成者のね。お願いします。

○議長（鍵田貴俊君） 文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） それでは回答いたします。

文教民生常任委員会では、賛成の意見として、可動性の子供対策等もあり、基準緩和することは必要と考える。保育士職員に負担が大きいとするならば、やはり基準を引き上げるべ

きである。もう少し増やし、細かいところまで目が届くようにするために賛成である。事故の未然防止のため、余裕を持った保育が必要である。必要であるから要望が来ている。現場の声である。

次に、反対意見として、緩和されても保育士が不足している状況で、国に求めるのはどうか。現状が伴わないのではないか。人員が増えるに当たり、人件費が増えることの対応もある。認可外保育を利用する方も多い。保育士不足であり、そちらの保育士確保が非常に難しいと聞くし、さらに厳しくなる。配置基準だけではなく、保育士を増やす対策も同時でなければならない。本町にとっては保育士が足りているなどの意見があり、文教民生常任委員会では、賛成多数にて採択となりました。

以上です。

○議 長（鍵田貴俊君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） ありがとうございます。

保育士自体が、町としては足りている状況というのは、担当課からもお聞きはしていますもんね。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○議 長（鍵田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鍵田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。

陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議 長（鍵田貴俊君） 起立少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第 1 1 陳情第 3 号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める

陳情書

○議長（鍵田貴俊君） 日程第11、陳情第3号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書を議題といたします。

文教民生常任委員会の審査結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。
文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

（文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（善塔道代君） 11番、善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（鍵田貴俊君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鍵田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。

陳情第3号 加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鍵田貴俊君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

◎日程第12 陳情第4号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

○議長（鍵田貴俊君） 日程第12、陳情第4号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査結果について総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。
総務経済常任委員会委員長、小川浩安君。

（総務経済常任委員会委員長 小川浩安君 登壇）

○総務経済常任委員会委員長（小川浩安君） 5番、小川です。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（鍵田貴俊君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

この問題は、今回で2回目になると思います。これ以上こういった調査をするということは、憲法の第19条が保障する思想及び良心の自由への不当な侵害ではないかと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

どういった経緯で今回取り上げたのか。例えば横芝光では議長預かりや何かに行っているところもあります。

これは職員の先ほど言ったように、思想及び良心の自由への不当な干渉だと思いますけれども、委員長はどのように思われて、これを取り上げたのか。

○議長（鍵田貴俊君） 総務経済常任委員会委員長、小川浩安君。

○総務経済常任委員会委員長（小川浩安君） それでは谷川優子議員の御質問にお答えします。

本委員会で採択ということでこの議題を取り上げました。につきましては、今、議員おっしゃったとおり、昨年5月24日付で、同じ団体から、似たような類似した案件が提出されております。その表題につきましては、庁舎内政党機関紙勧誘の調査、是正を求めた陳情という形で提出されております。それは昨年の9月20日の議会におきまして議員の皆さんに、意見を求めたところを採択ということで決定されております。

おっしゃるとおり、似たような質問がということで、これにつきましては、事務局のほうに提出があったときに、鎌田事務局長のほうからも、この団体に対して、昨年似たような、同じ内容の質問というか、こういう提出物があったと、そういったことをお話ししてくれております。

しかしながら、そちらのほうの団体につきましては、前回は調査、心理的圧力を受けているかどうかの調査を職員にさせていただきたいと、そういったことが第一の趣旨でありました。

それを受けて九十九里町は、その後、職員全員に対して調査を行ったそうです。全員といえますか、148名が対象になっておりました。そのうちの19名が回答が該当がありまして、その機関紙を受けているということで、その中の10名、19名のうちの10名が心理的圧力を感じたという結果が出ております。これ53%ほどになるかと思うんですが、この数値が高いと。要するに、九十九里町はちゃんと改善されていないんじゃないのというのがこの団体のことだと。ついては、そういったところ徹底して当たっていただきたいというのがこの陳情の意味合いだということで伺っております。

それを受けて、うちのほうでも意見の中でいろんな話が出ました。前出ているんだから、その辺は、また、似たようなやつが出てくるのであるならば、その辺は、九十九里町はもう今改善されて、総務課のほうにも確認はしました。そうしましたら、現時点では圧力を感じている職員というのはいないといえますか、昨年そういう調査をした後に、そういったことにつきましては一切そういうあれがなくなったということで、もう確認が取れております。

ですから、今後こういう形で出てきた場合は、その旨をそちらの団体さんのほうにお話ししていただいて、九十九里町はそちらのほうはもう大丈夫だと。大丈夫といえますか、対応していますと、改善されておりますという回答ができると。そういったところも受けております。

今後は、こういったものがもしあるとするならば、そこの採択、不採択というの、議論の採択、不採択のほうがという、そういう意見もございました、そのときは。

ですから、今回につきましては、そういった内容で審議されたということで、委員会につきましては、そのように受け止めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」「議長、反対。反対討論」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情についての反対討論を行います。

この陳情の中身をよく精査すると、先ほども言ったように、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由への不当な侵害であり、政党議員の政治活動の自由への不当な規制要求であり、断じて許されません。

私たち日本共産党の地方議員は、職員の皆さんへのリスペクトと良識を持って、購読のお願いをしてきました。過去には、ある課長から、先週の日曜版に介護保険制度のことが詳しく載っていたねなど声をかけられ、赤旗日曜版を資料にしてくれている課長もいるのだと、大変感心させられた経験もあります。

私たち日本共産党は、103年の歴史を持つ政党として、日本共産党の掲げている政策を知っていただく、また広めていただくことは、政党として当然の活動だと思います。

そもそも、職員アンケートによって、職員の人事権を持つ行政執行部が、一般に人事に関心の強い幹部職員に、政党機関紙の購読の有無を尋ねること自体、職員に心理的圧力がかかる可能性が高く、しかも購読の際の心的状況まで回答させるのは、まさにこれは内心の自由への侵害です。そのような実態調査は絶対に断じて許されず、逆に職員への思想調査にもな

りかねません。また、赤旗の購読と政党への支持は全く別の問題です。

地方自治体の使命は、住民福祉の増進であり、実際、事務事業の大半は住民の暮らしに関わるものです。私たち日本共産党は、国民の苦難軽減が立党の精神であり、地方自治体では、住民こそ主人公、住民の苦難の軽減の立場で活動しています。私たち地方議員が職員にしんぶん赤旗の御購読をお願いするのは、自治体行政が住民福祉の増進の立場で前進することを願ってのことです。

そもそも地方議員は選挙で選ばれた住民の代表であり、また一方、職員は住民全体に奉仕する公務員です。一部の権力者や政治家の利益のために働く存在ではありません。両者は上下関係なく、私たち地方議員が、赤旗の購読の有無で幹部職員への質問を厳しくしたり、手心を加えたりすることなどあり得ません。

しんぶん赤旗は、日本外国特派員協会から報道の自由賞を受賞しましたが、受賞の理由には、民主主義におけるウオッチドッグ・ジャーナリズム、いわゆる権力の監視の重要な役割を証明するものと明記されています。政党支持のいかんにかかわらず、赤旗でしか知り得ることができない真実がたくさんあることも事実です。

この赤旗新聞の庁舎内の勧誘禁止を求める動きは、統一教会、国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものです。2022年の参院選のさなかに起きた安倍晋三元首相殺傷事件をきっかけに、改めて統一教会の犯罪性が浮き彫りになり、社会的な批判の高まりの中で、東京地裁での解散命令の判断に続き、東京高裁での審理が大詰めを迎えるなど、窮地に追いやられています。行き詰まる自民党政治に正面から対決する日本共産党への打撃を狙って、反共主義の執念で、政党機関紙の勧誘の禁止規制を画策しています。

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情について、以上反対討論とします。

○議長（鎌田貴俊君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田貴俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は採択です。

陳情第4号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、

議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鎌田貴俊君） 起立多数であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田貴俊君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時09分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 鏑 田 貴 俊

署 名 人 松 井 由 美 子

署 名 人 善 塔 道 代